

中土佐町 第2期地域福祉計画

平成29年度～平成33年度

安心して
誰もが地域で自分らしく
暮らすことのできるまち



平成29年3月
中土佐町

ごあいさつ

中土佐町では、平成24年度から平成28年度までの第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、「自立・協働・連携」の基本理念のもと、「安心して誰もが自分らしくくらすことのできるまち」の姿をめざし、地域福祉活動に取り組んでまいりました。具体的には、各地域の実情に応じた地域福祉を推進することに重きを置き、「あったかふれあいセンター」事業や地域における「地域アクションプラン」を実行しているところです。このような第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画の実行を通して、各地域において地域福祉の担い手意識が芽生え始めています。



その一方で、急速に進行する高齢化や核家族化の影響で、住民相互はもとより家族間のつながりの希薄化が進んでおり、地域コミュニティを保っていくためにも地域でのつながりづくりが大変重要な行政課題となってきました。また、中土佐町においては、南海トラフ巨大地震への備えや、生活困窮者支援や権利擁護支援等、福祉に関する社会情勢の変化に伴う体制の整備も重要度を増しており、生活困窮者や地域で孤立しがちな方々を見守り、支え合う地域づくりが求められています。

第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画では、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に作成し、取り組んでまいりました。このことによりまして、行政・社会福祉協議会の連携とあわせて、地域福祉活動へ参画いただける住民も増え、地域福祉に対する関心も高まってきたと実感しております。そのため、引き続き第2期地域福祉計画についても、「協働でつくる 誇りのもてるまち」を基本理念としまして、「安心して 誰もが 地域で自分らしく暮らすことのできるまち」の実現に向け、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、行政と社会福祉協議会が連携・協働のもと取り組んでいくことといたします。

本計画における各種施策が着実に展開されることによりまして、地域で暮らし続けることができる住民同士の支え合いがなお一層推進し、支援する側、支援される側という立場ではなく、双方向の支え合いを行うことでさらに地域福祉の担い手が増え各地域が活性化することを願っております。

最後に、長期間にわたり策定作業を行っていただきました中土佐町地域福祉計画策定委員会の委員各位をはじめ、日本福祉大学平野副学長、各地域ふくし活動推進委員会の委員各位、独自調査、ヒアリング調査にご協力いただいた皆様、並びに、関係機関・団体の皆様に心から深く感謝を申し上げます。

平成29年3月

中土佐町長 池田 洋 光

ごあいさつ

中土佐町社会福祉協議会では、「安心して 誰もが 自分らしく暮らすことのできるまち」の地域づくりを目的とし、平成24年度から5年間の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を中土佐町と一体的な計画として策定し連携を図りながら、地域福祉の推進に努めてまいりました。



これまでの取り組みの評価を踏まえ第1期の活動計画を発展的に継続するため、地域福祉を推進する団体として5年後の地域福祉のあり方を見据えて、平成29年度から平成33年度までを計画とする中土佐町の「第2期地域福祉計画」において共有し、より地域の実情に即し、より実効性のある内容として策定いたしました。

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行や人口が減少しているなか、核家族化による地域のつながりの希薄化や引きこもり、複数の課題を抱えている人や世帯、生活困窮者等、子どもから高齢者、障害者等、生活上の多様な福祉課題が顕著化しております。また、南海トラフ地震等の大規模災害時に備え、避難行動要支援者支援の仕組み作りなど早急に解決しなければならない課題も数多く生じています。

このような様々な課題に対応して行くためには、個人や家族、行政機関等だけでなく、地域住民の方々がお互いの持つ力を合わせ、課題解決に向けて取り組みを進めて行くことが重要と考えております。今後は、本計画を広く地域住民の方々にお伝えするとともに、本計画の基本理念である「協働でつくる 誇りのもてるまち」の実現に向けた活動を町民の皆様や中土佐町等と協働して一緒に取り組んでまいりたいと考えていますので、本会が取り組む地域福祉の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、「中土佐町第2期地域福祉計画」の策定に当たりご尽力をいただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった町民の皆様、関係機関、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会

会長 大 崎 昭 南

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画における「地域」	4
5 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1 中土佐町の現状	6
2 地域福祉に関する実態把握のための独自調査	9
3 「第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の事業評価	13
第3章 計画のめざす方向	14
1 基本理念	14
2 めざすまちの姿	14
3 3つの目標	15
4 計画の体系	16
第4章 計画の推進方策と取り組み	17
目標Ⅰ 全ての世代にわたって相談しやすい安心のまち、中土佐町をつくります	17
推進方策1 権利擁護支援の充実	17
推進方策2 相談支援体制・多世代のつながりの強化	36
目標Ⅱ 「あったかふれあいセンター」の機能の充実とともに、住民主体の支え合う地域づくりを進めます	60
推進方策3 地域福祉拠点「あったかふれあいセンター」の充実	60
推進方策4 地域アクションプランの推進	63
推進方策5 防災・災害時要配慮者支援対策の展開	73
目標Ⅲ 地域で自分らしく暮らすことができるために、包括的で、包摂的な支援を地域ネットワークづくりとして進めます	76
推進方策6 住民の生活を支える地域ネットワークの構築	76
推進方策7 「しごとづくり」の地域ネットワークの推進	84
推進方策8 地域福祉の人材育成の推進	87

第5章 計画の推進体制	90
1 計画の推進体制.....	90
2 計画の進行管理.....	91
3 社会福祉協議会の基盤強化・発展強化計画の策定	94
資料編	96
1 検討体制	98
2 検討経過	99
3 中土佐町地域福祉計画策定委員会 かわら版.....	101
4 中土佐町の現状.....	112
5 中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査の概要	12020
6 未就労者調査の概要	122
7 事業所ヒアリング調査の概要	124
8 中土佐はたらくチャレンジプロジェクト事業所調査の概要.....	127
9 「第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の事業評価	129
10 地域カルテ	133
11 事業内容	155
12 用語集.....	167

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景

中土佐町では、平成24年3月に町行政と社会福祉協議会が、協働しながら地域福祉を推進していくために、「安心して誰もが自分らしく暮らすことのできるまち」を目指して、平成24年度から平成28年度までの5年間の行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的にした「第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

第1期計画においては、町内3か所の「あったかふれあいセンター」を地域福祉の拠点として位置づけ、相談窓口としての機能や、地域住民の地域福祉活動への支援、イベント等の開催を行ってきました。また、「あったかふれあいセンター」の拠点での取り組みの他に、サテライトや地域ごとの取り組みを実施することにより、各地域の住民の協力がより一層得られ、地域の実情に応じて住民と協働した活動を行うことができるようになってきました。

さらに、第1期計画の進行管理においては、計画そのものだけでなく、各地域の地域部会、「あったかふれあいセンター」の運営委員会、小地域ケア会議、「地域ふくし活動推進委員会」等を通して、「地域アクションプラン」を進めるうえで各地域の住民と社会福祉協議会等が情報を共有し、互いに相談しあい、協議できる場ができています。また、そのような会議等を通じて、住民の中に地域福祉の担い手意識が芽生え始めています。

第1期計画策定後から、国では災害対策基本法の改正、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策推進法、成年後見制度利用促進法の施行、「地域包括ケアシステム」を構築するための介護保険制度の大幅な改正、障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の施行、子ども・子育て支援新制度の本格実施等、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しつつあります。

さらに、平成28年7月には厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。

高知県では、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現に向けて、平成28年度から平成31年度を計画期間とする「第2期高知県地域福祉支援計画」を策定しました。地域福祉を推進する基本項目として、「小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンター）の機能強化」、「新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり」、「生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり」等の

8本の柱を立て、それぞれの取り組みを推進しています。

このような動きも踏まえながら、中土佐町においても、高齢化や核家族化がさらに進むこともあり、住民主体の地域福祉活動をより一層推進するとともに、単に支援をする側と受ける側という関係ではない双方向の仕組みづくりが重要になっています。また、権利擁護支援や生活困窮者支援、大規模災害への備え等が重要になっており、それらの課題解決に向けて、行政のみならず、地域住民、社会福祉協議会、社会福祉事業者、団体等が協働して地域福祉を進めていく必要があります。



3 計画の期間

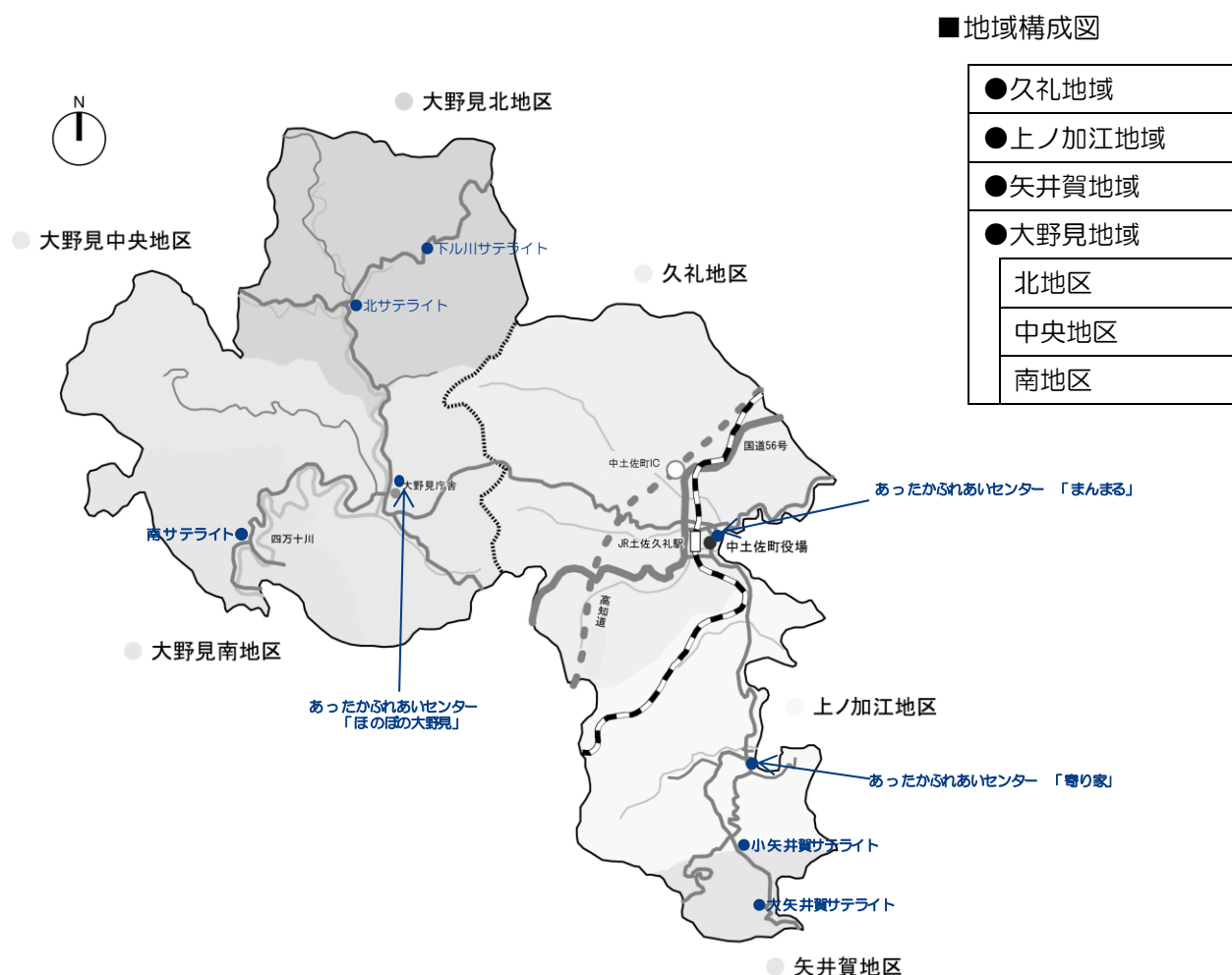
平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とし、「中土佐町いのち支える自殺対策行動計画」は、平成31年度から平成33年度までの3年間とします。

なお、平成29年度・平成30年度の実績について、中間年の平成31年度に評価し、平成32年度・平成33年度に向けて計画の見直しを行います。

4 計画における「地域」

中土佐町第1期地域福祉計画に引き続き、区域の大小はありますが、地理的状況やこれまでの地域や意識のつながり、生活圏域などから関係者が参加しやすい範囲として、4地域（久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見）を地域福祉活動の基本単位となる「地域」（小地域）に位置づけます。なお、「あったかふれあいセンター」の拠点整備としては、上ノ加江・矢井賀を1地域と扱います。

図表1－2 計画における地域



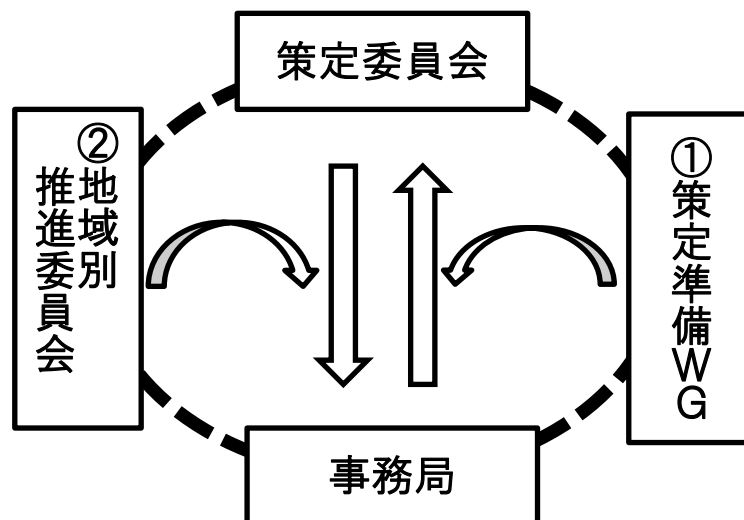
5 計画の策定体制

中土佐町第2期地域福祉計画策定に当たっては、策定委員会、事務局だけの協議ではなく、テーマ別のワーキンググループ（以下、「策定準備WG」という。）、地域別推進委員会等を設置し、住民の意見等が反映できる体制をつくり、協議しました。

また、各策定委員会開催後には「かわら版」を作成して全戸配布を行い、住民の皆様に情報を提供するとともに、意見募集をしました。

また、パブリックコメントを実施し、広く意見を募集しました。

図表1-3 計画の策定体制のイメージ図



①策定準備WG	・ 計画アドバイザー研修会議 ・ あったかふれあいセンターWG ・ 中土佐はたらくチャレンジプロジェクト ・ 民生委員児童委員協議会 等
②地域別推進委員会	・ 各地域「地域ふくし活動推進委員会」：各地域の地域カルテ作成に係る地域資源の洗い出し、「地域アクションプラン」の検討」 等

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 中土佐町の現状

(1) 人口の状況

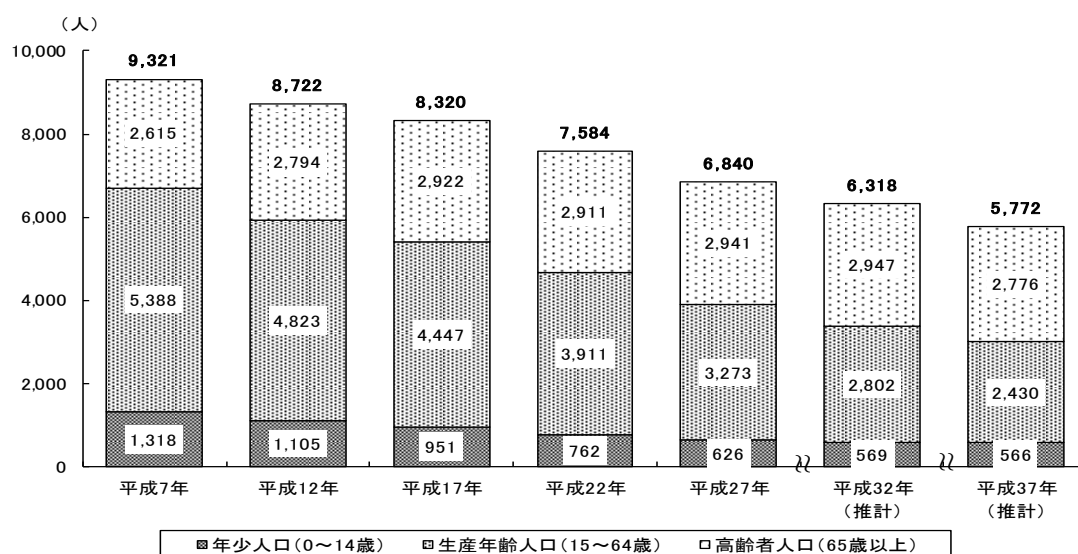
⇒資料編P 77

国勢調査によると、中土佐町の人口は年々減少しており、平成22年の7,584人から平成27年は6,840人になっており、744人減少しています。同期間で、高齢化率は38.4%から43.0%になっています。

人口推計を見ると、今後も人口は減少する見込みとなっており、平成37年には人口が6,000人以下、高齢化率は48.1%になると推計されています。

また、住民基本台帳人口を、久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見の地域別に見ても、どの地域も人口は減少しています。

図表1-4 人口の推移と推計



出典：国勢調査、平成32年以降の推計は「中土佐町人口ビジョン」パターン1

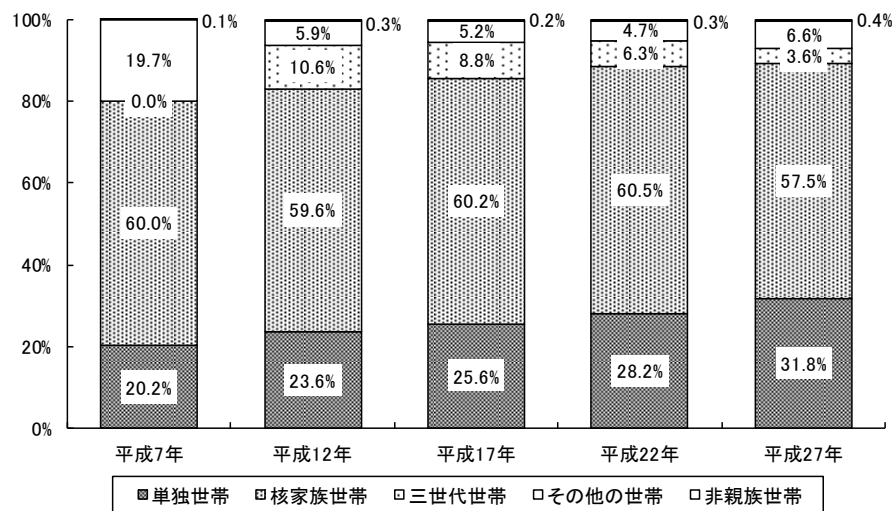
(2) 世帯の状況

⇒資料編P80

国勢調査によると、世帯数は減少傾向にあり、平成27年では2,909世帯となっています。世帯類型の構成比を見ると、単独世帯が上昇傾向にあり、平成27年には31.8%となっています。

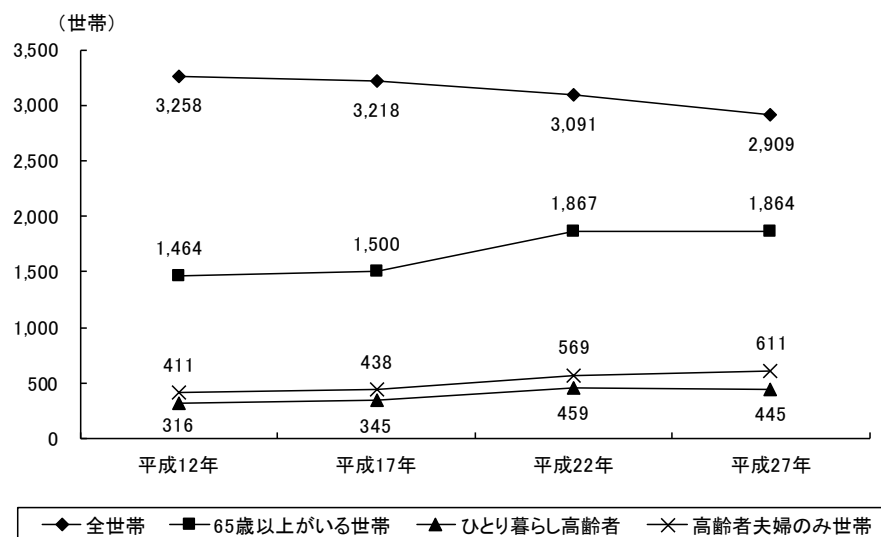
高齢者世帯は増加しています。平成27年の全世帯2,909世帯のうち、65歳以上がいる世帯は64.1%の1,864世帯と約3分の2であり、そのうち65歳以上の単独世帯は611世帯（全世帯の21.1%）、夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯は445世帯（全世帯の15.3%）と全世帯の36.4%が高齢者世帯となっています。

図表1－5 世帯類型の推移



出典：国勢調査

図表1－6 高齢者世帯の推移



出典：国勢調査

（３）障害者の状況

⇒資料編P82

平成28年の各障害手帳の所持者数は、身体障害者手帳所持者数は446人、療育手帳（知的障害者）所持者数は48人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は45人となっており、ここ数年大きな変化はないものの、平成26年をピークに徐々に減少傾向にあり、町の人口減少による傾向と考えられます。

（４）要支援・要介護認定者の状況

⇒資料編P84

要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、中土佐町の高齢者の約21%が要介護認定者（要支援認定者含む）となっています。要介護度別に5年間の推移を見ると、特に要介護2が増加しており、平成28年は141人で平成24年の1.6倍となっています。



2 地域福祉に関する実態把握のための独自調査

● 中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査結果

(調査概要は資料編 P 85)

本調査は、中土佐町がより良い支援につなげるため、支援関係者から地域の権利擁護支援ニーズの実態を明らかにし、一元的かつ継続的な権利擁護支援システム構築検討の基礎資料とすることを目的として、平成 27 年度に調査を行いました。

(1) 制度の普及・啓発

権利擁護に関する研修や成年後見制度、成年後見制度利用支援事業を知らない人が半数近くいます。勉強会のような講義だけではなく、イベントに参加してもらう等、支援者だけでなく、支援を必要とする人や地域住民にも身近なものとして制度の普及を進めていくことが求められます。

(2) 多様化するニーズに対応する支援体制の充実

権利擁護支援ニーズは、お金に関することや福祉・医療に関すること、住まいや生活に関することなど多岐にわたっていますが、生活に密着した支援ニーズが多く、これらから着手していくことが望めます。

対応が困難なケースでは「介入拒否」が最も多く、支援対象者が自身の状態の変化を受け止められず、「できる」ということから拒否につながっていることも考えられます。介入支援の方法が直線的なために生じるものであり、必ずしも支援の拒否ではないと考えられるため、状態変化に応じた支援ニーズを自然な形で理解していくことが望めます。多様化するニーズ対応には、それぞれの機関のみが支援をしていくのではなく、総合的な支援機能を有したセンターや専門的な機関などが連携し重層的に取り組んでいくことが求められています。

● 未就労者調査結果

(調査概要は資料編 P 87)

町内における生活保護に陥る可能性のある未就労者については、自ら相談につながりにくい対象者と思われるため、今後実態に応じた解決策を構築するために、地域のネットワークを活用した把握と、訪問等による調査を平成27年度に実施しました。

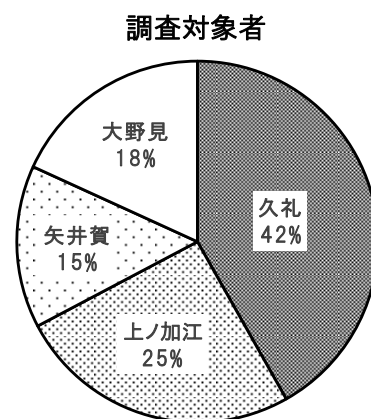
(1) 調査対象者

- ①対 象 者：中学校卒業～60 歳未満で半年以上定職についていない中土佐町住民
 [※短期就労で生活している方でも、不安定な就労状況で将来困窮に陥ることが予測される方に関しては訪問調査を実施した。]

- ②対 象 外：生活保護受給者・生活困窮に陥らないと思われる専業主婦

総数 55 名 (男 44 / 女 11) ※内 調査拒否 8 名

…… 久 礼 23 名 (男 21 / 女 2)
 上ノ加江 14 名 (男 12 / 女 2)
 矢井賀 8 名 (男 3 / 女 5)
 大野見 10 名 (男 8 / 女 2)



(2) 生活の状況（複数に該当する対象者あり）

- ・ 独身 54名
- ・ 家族と同居 44名
- ・ 障害／疾病がある 21名
- ・ 町外から転入／戻ってきた 20名
- ・ 地域との付き合いがあまりない 28名
- ・ 世帯への社会福祉協議会・行政・民生委員児童委員の関わりがあまりない 29名

(3) 調査結果

これまでは未就労者等について、課題意識を共有できていませんでしたが、支援の必要な方の情報を得て、保健師や相談専門員につなぐことができました。

調査結果から、自分の貯蓄や労賃があっても家族に頼って生活をしている方がほとんどでした。

訪問調査により、医療や障害者福祉制度が必要な方もいることがわかりました。

（４）調査から見えた課題

就労先の情報については、県社会福祉協議会の就労準備支援事業で今回調査出来なかった団体・企業の中間的就労に関する情報を調査しており、情報を共有する予定です。

今回未就労の切り口で支援対象者として認識されたような、住民が存在は知っているが関わりを持ちづらい方と接点を持ち、必要な支援へのつながりを継続することが必要となっています。

● 事業所ヒアリング調査結果

（調査概要は資料編 P 89）

町内の医療法人、社会福祉法人、介護保険サービス提供事業所、商工会等に、地域貢献、未就労者の就労支援への方向性をたずね、中土佐町第2期地域福祉計画の策定における基礎資料とするため、平成28年度にヒアリング調査を行いました。

（１）地域福祉に関する地域貢献について検討していること

事業所が現在している地域貢献は、地域行事への参加、保育園や学校との交流等となっています。今後考えられる地域貢献は、サロン等の実施・支援、高齢者への相談支援・見守り・配食、施設での会食、講演会、災害時の避難場所としての施設の開放、生活困窮者のための就労訓練等となっています。

（２）未就労者の就労支援

現在の業務、活動において、人手が足りていないのは10事業所中6事業所であり、具体的には、介護職員、食事や掃除等の業務の人手が必要と回答しています。未就労者の就労支援については、具体的に人手を求めている事業所もあり、未就労者の就労体験等に対して協力的な意見もありました。一方で、未就労者を受け入れるには課題も多く、今後も事業所と連携を図りながら理解を促し、就労支援を進めていく必要があることが明らかになっています。

● 中土佐はたらくチャレンジプロジェクト事業所調査結果

(調査概要は資料編 P 92)

町内11の事業所に未就労者の中間的就労支援に関する方向性等をたずね、中土佐町第2期地域福祉計画の策定における基礎資料とするため、平成28年度に事業所調査を実施しました。

調査結果

就労の受け入れ可能な事業所では、数日～1月程度の職場体験（袋詰め等の簡単な作業や接客、清掃等）の受け入れの検討や直接のアルバイト等の雇用や体験後の雇用検討が可能としています。業務未経験でも受け入れが可能な事業所もありますが、「決められた日・時間に来る・挨拶が出来る等基本的な事が出来ること」、「土・日・祝日等限られた曜日や「明日来て」という出勤に対応できる人」等の条件がある事業所もあります。

受け入れが不可能な事業所では、資格や専門知識等の必要な職である・経営状況によると回答しています。

3 「第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の事業評価

(評価結果は資料編P94)

「第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の事業について評価を行いました。
評価結果から、今後取り組みが必要な内容が整理されました。

(1) 相談体制の充実

複数の課題を抱えている人や世帯、生活困窮者等の制度のはざまにある人への対応も増えています。各支援機関が個別に要支援者に対応するだけでなく、多面的、重層的な支援の取り組みが必要となっています。また、そういった相談に対応できるよう、相談窓口の一本化や人材確保についても検討が必要です。

「あったかふれあいセンター」の、集い機能、相談機能、生活支援機能のより一層の充実、総合相談体制の構築、社会福祉協議会による相談事業の充実が必要です。社会福祉協議会は、相談機関としての周知のために広報の工夫も必要です。また、地域のニーズ把握や支援機関への早期のつながりができる体制づくりに向けて、地域の担い手の育成強化が必要となっています。

(2) 住民主体の見守り、支え合い活動の活性化

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、避難行動要支援者を含めた避難訓練等の実施や日頃からの顔の見える関係づくりが重要となっています。また、虐待防止の観点からも、住民による見守りの体制づくりが必要となっています。

高齢者による介護予防活動等を継続するとともに、若い世代が参加しやすい活動への支援を行い、地域福祉の担い手の育成・確保を進め、地域の活性化を図ることが重要です。そのためにも、地域福祉の連携体制づくり、地域での見守り・支え合い活動を継続するとともに、住民のふれあい・生きがいくりの推進が重要となっています。

(3) 地域ネットワークづくり

子どもから高齢者、障害者等、生活上の多様な課題を解決する、地域を主体とした住民・関係機関・行政・社会福祉協議会のネットワークのあり方の検討が必要です。

また、地域の実情に応じて協議できる場づくりや、地域課題解決に向けた更なる取り組みが必要となっています。

これらの内容を含め、第2期地域福祉計画で取り組みを進めていきます。

第3章 計画のめざす方向

「第2次中土佐町総合振興計画」は、住民や事業者と行政の協働のまちづくりを目指す指針として策定しており、「①特性・資源を活かすまちづくり」「②町内外の人々との協働のまちづくり」「③誇りのもてるまちづくり」を計画の理念としています。そのため、中土佐町の地域福祉についてもその理念に基づき取り組んでいきます。

1 基本理念

「第2次中土佐町総合振興計画」における基本目標（スローガン）は、「海の力 山の力 川の力 協働でつくる 誇りのもてるまち」であり、「①安心安全なまちの基盤の整備」「②活気ある地場産業の振興」「③健やかでぬくもりのあるまちづくり」「④輝く人材と文化を育むまちづくり」「⑤協働のまちづくりと健全な行財政運営」の5つを施策大綱としています。

中土佐町の地域福祉を推進するうえでも、施策大綱に沿った取り組みが必要となっていますが、行政単独の力では成し得ず、住民、事業者、社会福祉協議会、行政の協働が欠かせません。そのため、中土佐町第2期地域福祉計画の基本理念を、「協働でつくる 誇りのもてるまち」として推進することとします。

協働でつくる 誇りのもてるまち

2 めざすまちの姿

「協働でつくる 誇りのもてるまち」を基本理念として、住民、事業者、社会福祉協議会、行政が協働し、「安心して 誰もが 地域で自分らしく暮らすことのできるまち」をめざすまちの姿として、誰もが実感できることをめざします。

**安心して 誰もが
地域で自分らしく暮らすことのできるまち**

3 3つの目標

基本理念の実現、めざすまちの姿に向けて、次の3つの目標を設定し、地域福祉計画を推進します。

目標Ⅰ 全ての世代にわたって相談しやすい安心のまち、中土佐町をつくります

福祉制度のはざまの問題や相談機関につながりにくい人たちへのアプローチが弱かった現状を踏まえ、「あったかふれあいセンター」を中心に、訪問なども含め、地域での困りごとがもちこまれる場も充実させます。また、「権利擁護支援センター（仮称）」をはじめ、多世代にわたる相談しやすく課題解決の円滑化の仕組みづくりを進めます。

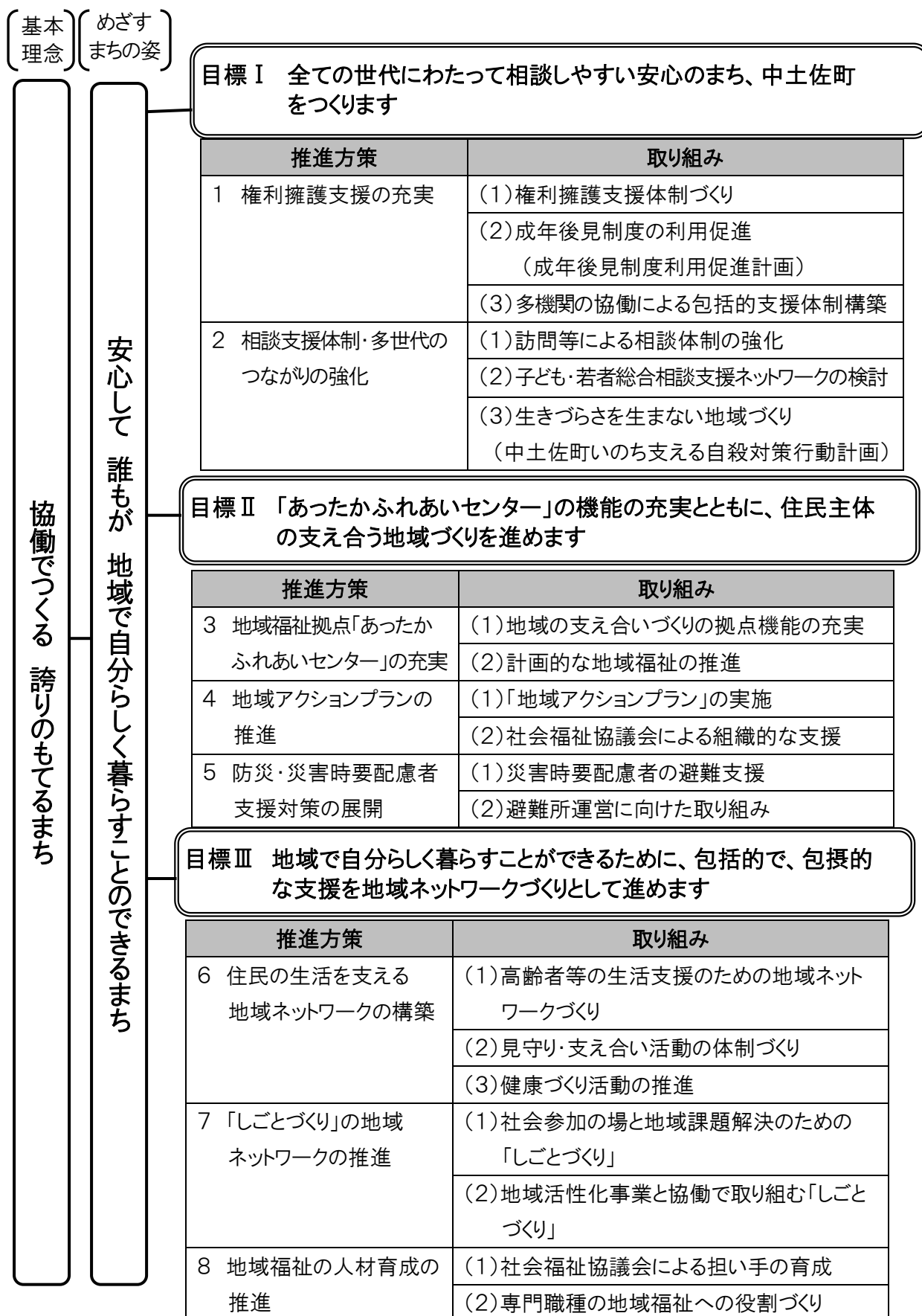
目標Ⅱ 「あったかふれあいセンター」の機能の充実とともに、住民主体の支え合う地域づくりを進めます

「第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、地域福祉の拠点として整備した3つの「あったかふれあいセンター」を、地域住民が担う地域の支え合いづくりの拠点としてより機能させ、「地域アクションプラン」の推進をバックアップします。

目標Ⅲ 地域で自分らしく暮らすことができるために、包括的で、包摂的な支援を地域ネットワークづくりとして進めます

改正介護保険制度がもとめる地域づくりと連携して、地域包括支援センターが中心となり、協議体等の地域ネットワークづくりを進めます。また、生活困窮者自立支援制度に基づき、社会参加の場や地域課題の解決としての地域でのしごとづくりを進め、孤立や困難を抱えている方を排除することなく、地域社会の一員として包み込むような支援を行います。

4 計画の体系



第4章 計画の推進方策と取り組み

目標Ⅰ 全ての世代にわたって相談しやすい安心のまち、中土佐町をつくります

推進方策1 権利擁護支援の充実

中土佐町では、高齢化率だけではなく独居高齢者世帯や高齢者世帯の割合も高く、高齢者や障害者の成年後見制度利用も徐々に増加していることから、判断能力が低下するなどの弱い立場に置かれがちな人への支援が求められています。今後の権利擁護推進の課題として、①多様化する支援ニーズに対応するための支援体制の充実、②権利擁護に関する制度の普及・啓発、③権利擁護支援ネットワークづくりとその強化があります。そのため、その中核となる「権利擁護支援センター（仮称）」の整備等、権利擁護支援の充実を図ります。

また、児童福祉法・児童虐待防止法等の改正により、町の役割が明確化されたことに伴い、児童虐待防止対策を推進します。

（１）権利擁護支援体制づくり

【現状】

- ・ 高齢者の相談は地域包括支援センター、障害者の相談は障害者生活支援センター「結」と中土佐町相談支援事業所が、生活困窮者の相談は社会福祉協議会がそれぞれ受け付け、支援しています。高齢者や障害者等、自分では金銭等の管理ができない方は、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用や個別に弁護士等の成年後見制度を利用しています。
- ・ 高齢者虐待や権利擁護支援等の専門的な支援の必要な対象者や、支援が困難な対象者が増えています。平成26年度からは、権利擁護の専門講師を招き、支援が困難な事例についてスーパービジョンを得ることができる体制が確保されています。
- ・ 要保護児童等対策地域協議会や高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議を通して法テラスの弁護士と連携し個別支援を行っています（虐待、DV、成年後見制度等）。
- ・ 気になる子ども・家庭ケースとして関係者間で情報共有し、早期発見・ケースの重篤化の予防などに取り組んでいます。

【課題】

- ・「中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査」では、制度の普及・啓発、多様化するニーズに対応する支援体制の充実が、今後の課題にあげられました。今後は制度を知ってもらうための機会を増やし、多様化していくニーズに対応していくために、総合的な支援機能を有したセンターや専門的な機関などが連携し、重層的に取り組んでいくことが望まれます。
- ・相談支援機関が対応する事例では、複合的な支援課題を有した支援困難事例が増えており、法律の専門家に繋ぐ仕組みが求められています。また、複合的な課題を持つ世帯もあり、それぞれの窓口で対応するだけでは支援が行き届かない場合があるため、重層的な支援体制が必要です。
- ・虐待に対して、住民からの発見、通報に至るケースは少なく、地域の中で見守りや虐待の早期発見等ができる体制の強化に向けた意識づくりが必要となっています。
- ・虐待等、子育てのしづらさへの直接的支援が必要な家庭が増加しています。
- ・障害に関する理解についてはまだまだ関心度が低く、周知が届いていないため、広報等を通じて障害者理解をすすめるとともに、施設面・意識面でもバリアフリー化を推進していく必要があります。

【取り組みの方向性】

増え続ける権利擁護支援ニーズに対応するため、「権利擁護支援センター（仮称）」を設置するとともに、権利擁護について知ってもらうための広報・啓発の機会を増やしていきます。対象者の状態に合わせて、成年後見制度の利用等、専門的な機関などが連携し重層的に取り組んでいく体制を整えます。

また、虐待の早期発見、早期対応に向け、関係機関が情報共有を行うとともに、住民同士の見守り体制の構築を図ります。子どもの虐待を未然に防ぐために、直接的支援を含めた支援体制を整えます。

障害者等の住みやすい地域づくりに向け、公共施設等のバリアフリー化や障害者が参加しやすいイベントの実施等と合わせて障害者理解促進のための広報・周知を行います。

事業名	内容	担当部署
① 権利擁護支援センター事業	●様々な関係機関と連携して、「権利擁護支援センター(仮称)事業」を効率的かつ適切に実施する。業務内容は、 1)権利擁護・成年後見制度に関する専門相談・申立支援 2)権利擁護に関する広報・啓発 3)権利擁護に関する人材育成事業 4)住民の権利擁護支援活動への支援 5)権利擁護支援推進のための関係機関・団体等との連携、調整業務 6)権利擁護に関するスーパーバイズ 7)中土佐町権利擁護支援センター(仮称)の役割、機能及び運営に関することを継続して検討する場の開催等	健康福祉課 社会福祉協議会
② 成年後見制度の法人後見受任事業	●法人後見受任事業を実施し、人材の育成及び事業の周知を行う。	社会福祉協議会
③ 虐待防止体制の充実	●民生委員児童委員等と協力し、地域での子どもや障害者、高齢者の見守り体制の構築を図る。 ●虐待対応の各窓口体制の充実を図るとともに、虐待通報の受理、虐待を受けた高齢者や障害者の保護、養護者への支援、虐待防止に関する広報・啓発などを推進する。 ●子ども家庭支援員の配置により、母子保健や主任児童委員、要保護児童対策地域協議会と連携し、支援の必要な子どもへの支援体制の充実を図る。	健康福祉課 教育委員会 社会福祉協議会
④ 障害者の差別解消のための理解促進	●障害者理解や「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的配慮」の理念の周知・啓発に努める。 ●障害者理解を深めるために、障害の有無にかかわらず、住民が一緒に参加できる地域でのイベント等を支援する。 ●中土佐庁舎等の建て替えや町営住宅の建築において、障害者・高齢者に配慮したバリアフリー化に努める。 ●見やすくわかりやすい広報の作成に努める。	健康福祉課 企画課

（２）成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、判断能力が不十分となり財産の管理又は日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資すると考えられます。

中土佐町では、平成29年3月に第2期地域福祉計画（2017年～2021年）を策定したなかで、権利擁護支援の充実を推進方策の一つに示し、権利擁護支援センター事業の実施、権利擁護の広報啓発の充実、対象者の状況に応じ専門的な機関等の連携をはかり重層的に取り組む体制づくりを行いながら、成年後見制度の利用促進にも取り組んでいます。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、平成28年法律第29号で「成年後見制度の利用に関する法律」（以下「促進法」という。）、それに基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定。以下「基本計画」という。）を定めました。

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害などで、判断能力が不十分であり、法律行為における意思決定が困難な方々に対し、判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護し、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とした制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)＊以下「促進法」とする。

成年後見制度の利用の促進について基本理念(ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視)を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されました。

基本理念

●ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

●自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

●身上の保護の重視

成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)*以下「基本計画」とする。

成年後見制度利用促進法に基づき、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むために策定されました。

基本計画のポイント

ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善/イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ウ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

国の基本計画では、市町村の役割について、当該市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講じるよう努めるものと定められています。

中土佐町でも、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、親亡き後の障害者等の増加が見込まれ成年後見制度利用の必要性が高まると考えられることや、地域で障害者やその家族が安心して生活していけるためにも、権利擁護支援のさらなる充実に向け、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう「中土佐町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

2. 中土佐町の権利擁護支援の取り組み経緯

中土佐町では、第1期地域福祉計画（平成24年度～28年度）の段階から権利擁護支援体制づくりに取り組んできました。

人材育成や支援体制検討のため、先駆的な取り組みを行っている自治体等への視察及び意見交換を行ってきました。また、権利擁護の視点が重要であり支援が展開しづらい事例についても、支援者がスーパーバイズを受け適切な支援につなげる場を、平成26年度から継続的に設けてきました。調査活動としては、平成27年度に「中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査」と、権利擁護に関わる庁内職員や関係団体へのヒアリング調査を実施しました。その結果、成年後見への理解度や認知度はまだまだ十分とは言えないことが明らかになりました。

しかし同時に、「中核的な権利擁護支援機関」の必要性が認識され、調査活動自体が広報・啓発の役割を果たしたことで個別的な対応だけではなく地域福祉を基盤とした権利擁護支援が重要であるとの合意形成がなされたため、第2期地域福祉計画への位置づけの明確化を行うことになりました。

「中核的な権利擁護支援機関」となるセンター設置に向けた庁内各事業所へのPRに加え、事業所が把握している権利擁護に関する困りごと等の聞き取り調査も並行して実施してきました。また、権利擁護を身近に感じてもらうための住民向け啓発活動では、平成26年度から住民参加型の権利擁護劇を町内3地域ごとに開催して、浸透を図っています。

平成28年度より、具体的な権利擁護支援に向けて「権利擁護支援システム推進委員会」を立ち上げ、中土佐町型の支援体制構築に向けた検討を行ってきました。センターの役割、機能及び運営に関する内容のみではなく、地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うことを目的として、センター開設後も引き続き運営しています。

平成29年度より、「権利擁護支援センター」の設置運営に至りました。

年度		2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度
地域福祉計画		第1期計画期間					第2期計画期間	
人材育成・研修事業	先駆的な取り組み自治体訪問		愛媛県久万高原町社協との意見交換	佐川町社協との意見交換	大阪府堺市社協との意見交換	愛知県高浜市社協との意見交換		
	事例検討会（スーパービジョン）			11回	9回	7回	10回	11回
調査活動					・アンケート調査（事業所） ・庁内ヒアリング		事業所ヒアリング（権利擁護支援センターPR）	
啓発活動				権利擁護劇	権利擁護劇	権利擁護劇	権利擁護劇	権利擁護劇
権利擁護支援システム推進委員会					準備	3回	2回	3回
権利擁護支援センター							7月開所 	

3. 中土佐町成年後見制度利用促進計画の性格と位置付け

成年後見制度利用促進計画は、促進法に基づき策定する計画であり、促進法第23条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する政策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

中土佐町成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用促進に関する政策に関する基本的な計画として位置づけ、地域福祉を基盤とした権利擁護支援が重要であるとの観点に立ち、地域福祉計画に包含した計画として、関連する保健福祉計画との整合や連携を図ります。

4. 中土佐町成年後見制度利用促進計画の策定のための取り組み及び体制

「権利擁護支援システム推進委員会」において本計画案を作成し、地域福祉計画の中間見直しを行うための「地域福祉計画策定委員会」に提案し、計画内容の検討・審議を行います。

	成年後見制度利用促進計画	地域福祉計画
	権利擁護支援システム推進委員会	地域福祉計画策定委員会
2019（平成31）年 2月26日	素案の検討	
2019（令和元）年 5月28日	計画案の作成	
2019（令和元）年 11月26日（予定）	計画案の再検討	地域福祉計画中間見直し会議1回目
2020（令和2）年 2月（予定）		地域福祉計画中間見直し会議2回目
2020（令和2）年 3月（予定）	地域福祉計画（中間見直し完了） 成年後見制度利用促進計画	

5. 本計画の期間

国の基本計画は、2017年度から2021年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとされています。第1期となる中土佐町成年後見制度利用促進計画の期間は、第2期地域福祉計画期間に合わせて2020年度から2021年度までの2年間とします。

	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31（令和元）年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度
国					
中土佐町					

6. 本計画の進行管理及び点検・評価

中土佐町成年後見制度利用促進計画は、「権利擁護支援システム推進委員会」の機能を活用し、国等の動向も踏まえながら、成年後見制度の利用の促進に関する取り組み状況の点検、評価等を定期的に行うこととします。

さらに地域福祉計画に包含した計画であるため、「地域福祉計画推進会議」において進行管理・点検評価も行い、さらに「地域福祉計画策定委員会」において次期計画策定に向け、進捗状況の確認や必要な事項を調査審議するものとします。

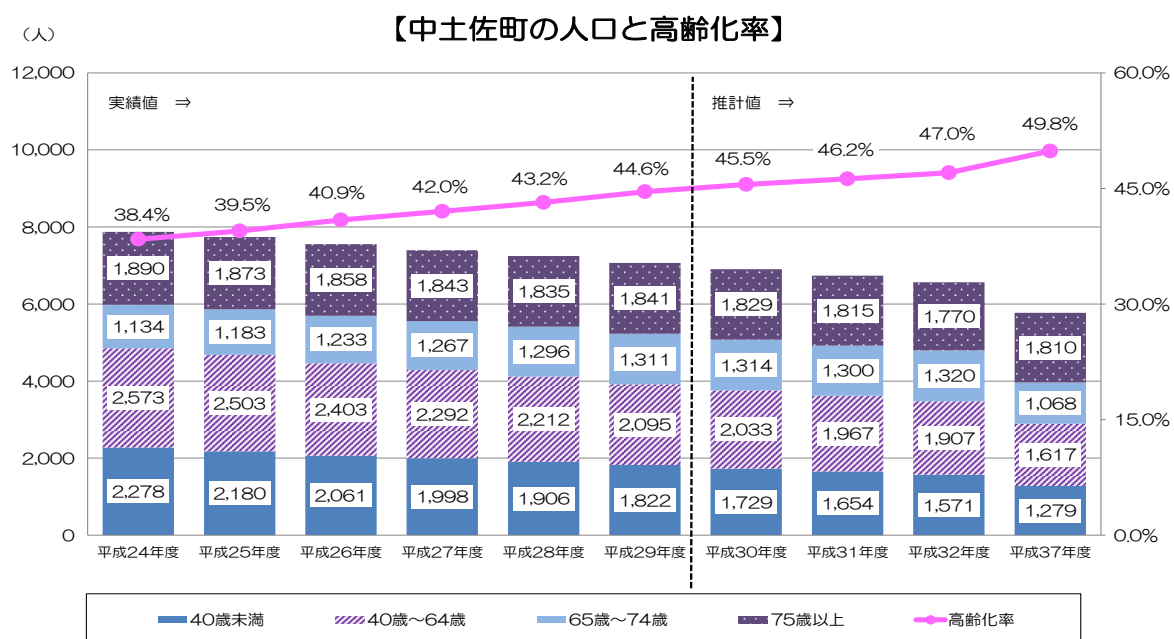
計画	進行管理・点検 ・評価等実施組織	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	備 考
中土佐町成年後見制度 利用促進計画	権利擁護支援システム 推進委員会	○	○	
地域福祉計画	地域福祉計画推進会議	○	○	
	地域福祉計画策定委員会		○	第3期地域福祉 計画策定のため の審議

第2節 中土佐町における成年後見制度に関する現状

1. 高齢者数の状況

総人口は、平成24年度（7,875人）から平成29年度（7,069人）とでは806人減少していますが、65歳以上人口は、平成24年度（3,024人）から平成29年度（3,152人）とでは128人増加しています。平成29年度には高齢者人口のピークに達し、以降は減少に転じると予測されています。また、後期高齢者数については平成24年度に既にピークを迎えています。

	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2025年度 令和7年度
総人口	7,875	7,739	7,555	7,400	7,249	7,069	6,905	6,736	6,568	5,774
40歳未満	2,278	2,180	2,061	1,998	1,906	1,822	1,729	1,654	1,571	1,279
40～64歳	2,573	2,503	2,403	2,292	2,212	2,095	2,033	1,967	1,907	1,617
65歳以上	3,024	3,056	3,091	3,110	3,131	3,152	3,143	3,115	3,090	2,878
65～74歳	1,134	1,183	1,233	1,267	1,296	1,311	1,314	1,300	1,320	1,068
75歳以上	1,890	1,873	1,858	1,843	1,835	1,841	1,829	1,815	1,770	1,810
高齢化率	38.4%	39.5%	40.9%	42.0%	43.2%	44.6%	45.5%	46.2%	47.0%	49.8%

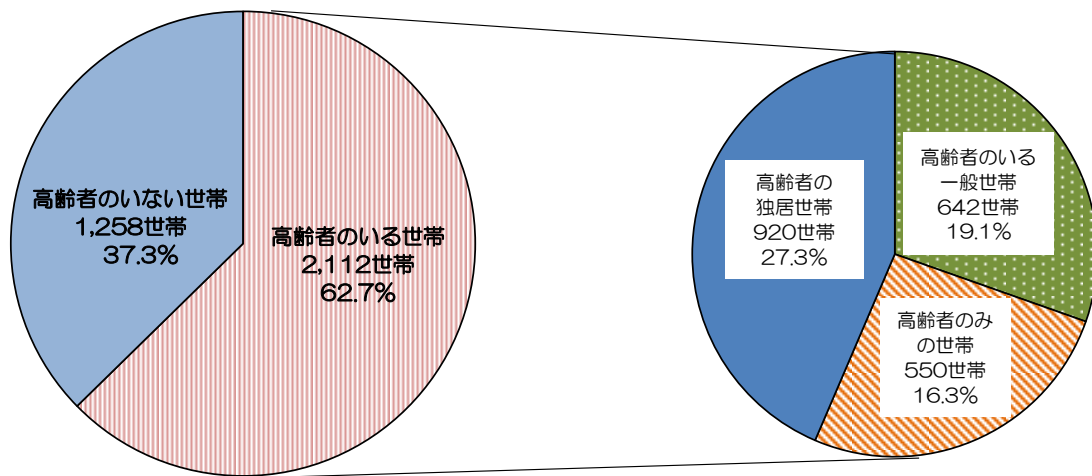


2. 高齢者世帯の状況

平成29年9月末現在で高齢者のいる世帯の状況は、2,112世帯であり、全世帯数の62.7%を占めています。

高齢者がいる世帯の内訳は、高齢者のいる一般世帯642世帯、高齢者のみの世帯が550世帯、高齢者の独居世帯が920世帯となっています。

【高齢者の世帯状況】平成29年9月末現在（施設入所者除く）



資料：中土佐町

3. 障害者の実態

1) 療育手帳所持者の実態

療育手帳の所持者数は増加傾向にあります。療育手帳の程度別の推移をみると、軽度 B2 の手帳所持者が微増傾向にあります。

■年齢3区分別（各年度3月31日時点）（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	6	7	9
18歳～64歳	45	44	44
65歳以上	8	10	12
合計	59	61	65

資料：中土佐町

■障害の程度別（各年度3月31日時点）（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
最重度 A1	13	13	13
重度 A2	6	7	7
中度 B1	17	17	18
軽度 B2	23	24	27
合計	59	61	65

資料：中土佐町

2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の実態

精神障害者保健福祉手帳の所持者数に大きな変動はなく、微増傾向にあります。

■年齢3区分別（各年度3月31日時点）

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	0	0	0
18歳～64歳	44	41	41
65歳以上	10	14	15
合計	54	55	56

資料：中土佐町

■障害の程度別（各年度3月31日時点）

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	5	5	4
2級	35	37	41
3級	14	13	11
合計	54	55	56

資料：中土佐町

4. 成年後見制度の相談に関する現状

中土佐町では、「権利擁護支援センター」設置後に定期的な専門相談（法律職）の機会を設け研修や広報・啓発の機会を増やしてはいるものの、関連して成年後見制度利用者が増加しているとは言えません。権利擁護支援センターの相談において、後見制度に関する内容の相談比率は高まっていることがわかります。その内容はほとんどが制度利用についての相談となっています。

地域包括支援センターの相談実績は、徐々に増えています。また、町直営の障害者生活支援センター「結」の相談実績は横ばいですが、社協の障害者相談支援事業所では近年増加しています。

これらは、制度の普及啓発や対象者に対する丁寧な相談支援によるものであると考えられ、また、「権利擁護支援センター」設置の効果であるとも考えられます。

これからも、福祉サービスとの十分な連携や対象者の生活実態の適切な情報把握などにより、適切な利用につながることを目指していきます。

1) 権利擁護支援センター実績

① 相談実績

（単位：件）

	平成29年度	平成30年度
相談件数	31	23
うち後見制度に関する相談件数	6	11

② 相談会の利用実績 (延べ件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度
スーパービジョン	35	28
司法との専門相談	10	14

③ 主な相談内容 (単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待（疑いを含む）	9	3
成年後見制度	6	11
財産・金銭管理	4	4
生活困窮	3	2

2) 地域包括支援センター実績 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談支援人数	5	7	11	9

3) 障害者生活支援センター「結」実績 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談支援人数	2	1	1	1

4) 障害者相談支援事業所実績 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談支援人数	0	0	4	4

5. 成年後見制度利用者の状況

1) 成年後見制度利用実績 (単位：人)

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
平成 29 年 7 月 20 日時点	14	2	0	0	16
平成 30 年 10 月 21 日時点	15	2	0	0	17

資料：家庭裁判所

※成年後見人等が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

2) 成年後見制度利用者数と後見人等の資格者実績 (H31 年 2 月 15 日現在) (単位: 人)

	成年後見制度の利用者数	後見人等の資格	人数
後見	15	弁護士	1
		司法書士	7
		社会福祉士	2
		法人	1
		親族	4
保佐	1	弁護士	1
補助	0		0
任意後見	0		0
合計	16		16

資料: 家庭裁判所

※平成31年2月15日現在後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動が生じることがある。

※成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所(施設、病院を含む)を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

6. 法人後見受任体制と利用実績

中土佐町社会福祉協議会が平成 28 年度に法人後見受任体制整備を行い、平成 29 年度から 1 名の後見人を受任しています。

7. 日常生活自立支援事業の利用実績

日常生活自立支援事業は平成 25 年度からは中土佐町社会福祉協議会が高知県社会福祉協議会から受託して実施しています。利用人数は 15 名前後で推移しています。

(単位: 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	15	17	16	14

8. 成年後見制度利用支援事業の利用状況

老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法に基づき、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」には、首長が成年後見制度の審判申立を行うことができます。中土佐町では平成 26 年 10 月から中土佐町成年後見制度利用支援事業を実施しております。この事業は首長審判申立を行う場合において必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難なものに対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的とした事業となっています。

平成 27 年度に高齢者で 2 件、障害者で 1 件、平成 28 年度に高齢者で 1 件、平成 30 年度に障害者で 1 件の首長申し立てがありました。

審判請求に際し必要な費用は、町が負担することとなっていますが、求償権を得るため、審判

請求の申立てと併せて手続費用の負担命令に関する申立てを行い、求償権が得られた場合は、成年後見人等に対して当該費用の請求を行っているため、現在まで助成を行った実績はありません。

成年後見人等の報酬に対する助成は平成28年度から1名の対象者に対して行っています。

これまでの実績は少数ですが、高齢化の進行により首長申し立て件数や後見人等に対する報酬助成は今後、増加が予測されます。

1) 成年後見制度首長申立利用状況

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高齢者 (申立分類)	0	2 (後見1・保佐1)	1 (後見1)	0	0
障害者 (申立分類)	0	1 (後見1)	0	0	1 (後見1)

資料：中土佐町

2) 成年後見人等の報酬に対する助成利用状況

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高齢者	0	0	1	1	1
障害者	0	0	0	0	0

資料：中土佐町

第3節 成年後見制度利用促進に関する課題

1. 高齢者のいる世帯のうち、独居世帯、高齢者のみの世帯が4割以上であり、認知症等判断能力が低下し、金銭管理、日常生活の支援が必要な状態の高齢者が増加していくことが推測されます。障害者数は微増状況にありますが、制度の周知が図られるとともに利用者が増加することが予測されます。
2. 中土佐町での障害者計画策定にあたり平成27年度に実施した住民アンケート調査では、成年後見制度について、「名前も知らない」「名前は聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した方が合わせて半数以上(56・2%)もありました。制度利用の必要な対象者が利用できるために効果的な広報啓発活動を行っていくことが重要です。
3. 平成28年度に町内の各相談支援機関において高齢者・障害者等の支援に直接かかわる常勤職員を対象に実施した「中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査」結果では、成年後見制度を知っていると回答した方は4割台となっていました。また、成年後見制度の利用を検討する際には「個別訪問等による制度説明」「相談支援時の同行や同席」を希望する職員が多くいました。このことから、相談支援職員を対象とした制度の啓発活動や研修が必要であり、また重層的に対応できる体制を継続することが必要です。
4. 日常生活自立支援事業や成年後見制度利用者数は微増状況ですが、今後を勘案すると増加が

予測されます。また、親族がいない、またはいても支援が得られず、適切な第三者後見人が得られない人等に対する後見業務として、法人後見人のニーズも増えていくと考えられます。これらの状況を踏まえ、担い手育成のための人材育成研修を計画的に行っていく必要があります。

5. 成年後見制度の利用に係る申し立てや費用負担が困難な状況にあっても、制度の利用ができるよう、支援体制が整備されていることが必要であり、その体制を点検評価しながら事業の見直し等を行う必要があります。

第4節 基本的な考え方・目標・基本方針

中土佐町では成年後見制度の利用に関する現状及び課題から、課題解決に向けた施策を地域福祉計画と一体的かつ総合的に展開していきます。

目標

町ぐるみの権利擁護の取り組みで、暮らしを支え合うことができる中土佐町をめざします。

基本方針

- 1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- 2) 権利擁護支援センターを中核機関として位置づけた活動展開

第5節 具体的な施策・事業

平成25年度から取り組んできた中土佐町の権利擁護支援基盤を活用し、「権利擁護支援センター」を中核に置きながら、地域福祉活動と一体的な取り組みをさらに発展させていきます。

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

- 1) 本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応

地域福祉活動で取り組んでいる地域の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人が一次相談機関に早期につながり、支援ができる体制をさらに強化します。「あったかふれあいセンター」ばかりではなく、社協の各部門担当も含めて連携した地域づくりや、その他の一次相談機関、地域資源との信頼関係づくりも進めていく必要があります。

権利擁護支援の必要な人の身近な親族、福祉・医療・地域の関係者らに加え、後見人等が支援に加わる中で、「チーム」として関わる体制づくりを進めます。本人を支える「チーム」が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用ができる支援体制を確保していきます。

2) 権利擁護支援のための連携会議

権利擁護支援が必要と思われる対象者の支援方針を協議決定する会議として、権利擁護支援センターが実施しているスーパーバイズ事業及び司法との専門相談事業の場を活用した「支援方針決定会議」や、「安心生活応援ネットワーク会議」等を活用して実施します。

① 「支援方針決定会議」（調整は権利擁護支援センター）

権利擁護支援の専門家による本人や支援ニーズに関する見立てや支援方針への助言、または司法との支援検討により、成年後見制度の利用が必要と判断された対象者について、支援関係者が役割分担を行い制度の利用に結び付けていきます。

② 「安心生活応援ネットワーク会議」（調整は権利擁護支援センター含む社協）

平成 30 年度から中土佐町で取り組んでいる会議。複合的な課題を抱えている世帯の課題を解決していくために、支援機関間の協議の場を設定し、情報共有や課題解決のための支援方針の決定、役割分担議、モニタリングを行う会議。企画運営には「相談支援包括化推進員」が

88467

3) 「協議会」の体制

平成 28 年度から設置運営を行っている「権利擁護支援システム推進委員会」は、地域での権利擁護支援システムの推進と検討等を行うことを目的とした委員会であり、法律職、福祉職や関係機関等で構成された会議です。

地域における成年後見制度の取り組み状況の点検、評価や検討を継続的に行う「協議会」として位置付けます。現在、家庭裁判所は構成機関には含まれていませんが、定期的に参加を依頼し、意見交換等を実施していきます。

この会議の事務局は健康福祉課と権利擁護支援センターが協働で担当し運営を行います。

2. 「権利擁護支援センター」を中核機関として位置づけた活動展開

平成 29 年 7 月から事業運営を行っている「権利擁護支援センター」を、中土佐町基本計画における「中核機関」に位置づけ、活動を展開していきます。活動区域は中土佐町全域とします。

「権利擁護支援センター」は二次相談機関として位置付け、一次相談機関からの相談を受け調整・役割分担を行い支援対応する方法を基本的な活動体制とします。また「権利擁護支援センター」の事業計画を立案し計画的に実行していきます。

現在までの経緯を踏まえ、「権利擁護支援センター」の運営は引き続き中土佐町社会福祉協議会へ委託します。

1) 権利擁護及び成年後見制度に関する弁護士及び司法書士による専門相談及び専門支援

一次相談機関を対象とした福祉と法律（弁護士・司法書士）の専門相談をおおむね毎月 1 回開催します。臨時相談も行い緊急の事例への相談にも対応します。

2) 成年後見制度の利用促進に関する取り組み

一次相談機関から相談があった対象者で、成年後見制度の利用が必要な方が適切に成年後見制度を利用できるように調整を行います。

- (1) 後見人としてふさわしい親族がいる場合、後見人の役割を理解し、孤立や不安などなく安心して後見等業務に取り組むことができるよう助言を行います。
- (2) 専門職後見人や法人後見など利用者の状況に応じた役割を持つ成年後見人が候補者となり、本人にふさわしい成年後見制度の利用ができるよう、チームによる状況把握に努めるとともに、スーパーバイズや司法との専門相談を活用して検討を行います。
- (3) 親族後見人やその他の後見人等の日常的な相談に応じます。後見人と本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し対応できる状況を一次相談機関と調整しながら確保します。
- (4) 日常生活自立支援事業の利用者が、状況に応じてスムーズに成年後見制度への移行ができるよう努めます。
- (5) チームによる支援経過の中で対象者の状況の変化を早期にキャッチし、後見類型の転換が望ましい対象者については、状況に応じた移行手続きが進められるよう支援します。

3) 権利擁護に関する広報及び啓発

社協ホームページや「権利擁護支援センターだより」、地域福祉の取り組み等を通じて成年後見制度の相談窓口の周知や成年後見制度に関する周知をはかります。

また、中土佐町の成年後見制度利用支援事業についても併せて周知を図ります。

4) 権利擁護に関する人材育成事業

成年後見制度の理解を深めるための研修を専門職向けに実施します。研修参加者の理解が深まりやすくするため在宅支援を行っている職員、施設支援を行っている職員と受講対象者別に内容の工夫をします。

また虐待予防や対応に関する研修も実施します。一般住民や民生児童委員を対象とした研修では虐待の早期発見の必要性や気づいた時の対応について主眼を置いた内容とし、専門職対象として施設支援者向けの研修を実施していく予定です。事例検討を通して在宅支援者を対象とした研修を実施し、スキルアップを目指します。

5) 住民の権利擁護支援活動への支援

中土佐町内には成年後見の受任ができる法律職は司法書士1名です。また法人後見人としては社会福祉協議会1か所です。成年後見制度の利用者の増加が予測されるなか、法人後見業務を支援できる人材や日常生活自立支援事業の生活支援員活動ができる新たな人材養成を行い、裾野を広げるために『権利擁護支援者養成研修』を実施します。

中土佐町単独では受講者が少ないことが予測されるため、研修開催にあたっては高幡圏域の市町にも参加を呼びかけます。また、研修内容は高知市で行っている市民後見人養成講座を一部含

んだプログラムとしますが、中土佐町の実情に合わせた研修内容とし、人材育成を図ります。

6) 権利擁護に関する支援を推進するための関係機関及び団体等との連携及び調整業務

権利擁護支援センターは二次相談機関です。そのため一次相談機関との連携を重視し活動展開を行っていきます。

高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議と連携した虐待予防・対応研修や、障害者地域自立支援協議会、地域包括支援センター等の関連する会議とも連携を図り、権利擁護支援活動が効果的に実施できるよう調整を行っていきます。

さらに、家庭裁判所とも、個別支援やシステム推進委員会等を通じて連携できる関係性を築きます。

7) 権利擁護に関するスーパーバイズ

スーパーバイザーを招聘し、一次相談機関での対応が困難な事例に対し見立てへの助言や具体的支援内容について助言を受けます。助言により実施した支援についてモニタリングの機会を設け支援の展開について確認していきます。

（３）多機関の協働による包括的支援体制構築

【現状】

- ・ 高齢者、障害者、子ども、DV等、それぞれの相談窓口、相談部署で相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を取りながら支援を行ってきました。
- ・ 介護保険、障害福祉サービスの併用が必要であったり、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際、本人の希望するサービスにスムーズに移行できなかったり、要支援者が複数いる世帯では、複数の支援者がそれぞれ入ることで、要支援者に対して支援者間で連携した支援が行えない場合があります。

【課題】

- ・ 複合的な問題を抱えている対象者や世帯の支援について、支援のモニタリング調整等を行う機関（人）が明確に位置付けられていないため、情報不足や情報収集に係るロスタイム、アセスメント不足等が起こり、支援の展開が進まない事例や迅速な対応ができない事例があります。支援機関同士をコーディネートする役割や新たな社会資源の創出が必要となっています。
- ・ 人口規模や地域の実情に応じたサービスの提供体制を整える必要があります。

【取り組みの方向性】

「相談支援包括化推進員」を配置し、複合的な課題を抱える対象者等に対して、適切かつ迅速な対応を行うため、関係機関と連携して包括的な支援の体制を整えます。また、高齢者、障害者等の福祉サービスの多機能型サービスの提供体制について、関係機関と検討を行います。

事業名	内容	担当部署
① 多機関の協働による包括的支援体制構築事業	●相談支援包括化推進員を配置し、複合的な課題を抱える対象者等の支援を既存の相談支援機関等の支援を通して行う。 ●相談支援包括化ネットワークを構築する。 ●相談支援包括化推進会議を開催する。 ●地域に不足する新たな社会資源の創出を図る。	健康福祉課 社会福祉協議会
② 多機能型サービス体制の検討	●事業者が複数の機能を持った多機能型サービス提供体制を整備できるよう、情報提供を行う。	健康福祉課



推進方策2 相談支援体制・多世代のつながりの強化

これまでの福祉制度に対応した縦割りの相談体制から、複合的な相談に対応できる仕組みづくりを目指します。相談につながりにくい孤立している方等への訪問型の相談も展開します。

(1) 訪問等による相談体制の強化

【現状】

- ・ 地域包括支援センターは、高齢者の相談機関として浸透してきました。高齢者虐待や権利擁護支援等の専門的な支援の必要な対象者や、困難事例も増えています。
- ・ 「あったかふれあいセンター」による訪問、相談機能により、身近で相談できる体制ができてきました。また、必要に応じて、関係機関へのつながりや生活支援を行っています。
- ・ 障害児・者の相談支援事業は、障害者生活支援センター「結」と、中土佐町相談支援事業所で連携を取りながら、相談対応を行っています。中土佐町相談支援事業所は地域活動支援センターつどい処を併設しており、障害児・者が気軽につどい、相談できる環境が整ってきています。
- ・ 育児への相談支援は、育児相談を毎月定期的を実施し、保健師や助産師が相談支援を行っています。また、保健師が来所や訪問で必要時相談支援を実施したり、随時、子育て支援室等でも相談に対応しています。
- ・ 生活保護に至る前の段階の自立支援強化を図るため、未就労者調査の実施等を行い、既存の制度や自立相談支援機関等では十分に対応できない生活困窮者の自立に向けた相談支援の取り組みを行っています。

【課題】

- ・ 問題認識が希薄であったり、自発的な相談行動をとることができない場合等、問題を抱えたまま重症化している場合があるため、訪問による相談対応ができる体制も必要です。
- ・ 制度のはざまにある対象者や、支援が困難な対象者への支援については、重度化してからの相談とならないよう住民への啓発や、関係機関との連携・支援機関の職員の資質向上を図る等、早期発見・早期対応できる体制づくりが必要となっています。
- ・ 障害児・者の相談支援を行う人材の確保及び資質向上を図る研修の受講が必要です。また、相談窓口の周知が必要です。

- ・ひとり親の増加、育てにくさのある子どもの増加、家庭の育児力の低下などの問題があり、子育て支援が課題です。

【取り組みの方向性】

今後も、窓口の周知を行うとともに、行政・社会福祉協議会が対象者の状況に合わせて訪問等による相談体制を強化します。

また、多世代から課題や相談がもちこまれることを容易にするために、世代間の交流事業にも取り組みます。「あったかふれあいセンター」で取り組んでいる小地域ケア会議、相談事例の支援の検討会等を充実させていきます。

	事業名	内容	担当部署
①	分野別相談事業	●高齢者については、関係機関との連携・情報共有を図り、支援ニーズに対して、積極的な訪問により、早期対応できるよう地域包括支援センター職員の相談体制を充実し、資質の向上に努める。 ●障害児・者については、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援が提供できるよう、関係機関とのつなぎや相談支援体制を強化する。相談窓口として、障害者生活支援センター「結」や中土佐町相談支援事業所、障害者相談員の周知を図る。 ●母子保健・児童福祉分野については、対象者に応じた専門相談支援を継続する。育児、子育て、発達及び教育に関する相談場所や相談機関は、各機関間の情報共有体制と連携の強化を図る。 ●DV等に関する相談支援体制を行い、予防のために周知を図る。 ●生活困窮の相談については、早期の生活自立に向けて支援するとともに、生活保護受給が必要な方に対しては、適切に関係機関につなぐとともに生活再建に向けて支援する。	健康福祉課 教育委員会 社会福祉協議会

事業名	内容	担当部署
② 「あったかふれあいセンター」の相談機能の充実	●相談行動が取れない方に対して、訪問による相談を受ける体制を整える。また、受けた相談に対しても適切に関係機関につなぐ。 ●課題や相談がもちこまれることを容易にするために、多世代の交流事業を実施する。 ●「小地域ケア会議」の継続開催により、地域課題やニーズ等の相談がもちこまれやすい体制を整備する。また、個別支援が必要な対象者については、専門職につなげる。	健康福祉課 社会福祉協議会
③ 予防的訪問相談事業の実施	●緊急性は低いが、継続的なアプローチが必要な方への訪問による支援を展開する。 ●社会福祉協議会の職員の資質向上のための研修の参加と法人内での検討の場づくりを行う。 ●相談窓口の啓発を社協だより、ホームページを活用して行う。	社会福祉協議会

(2) 子ども・若者総合相談支援ネットワークの検討

【現状】

- ・養育困難な家庭への支援として養育支援訪問事業や、監護者不在時の子どものショートステイとして子育て短期支援事業を実施しています。
- ・育児相談、子育て支援室事業において、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行うことができます。
- ・要保護児童の早期発見及びその適切な保護、並びに要保護児童等への適切な支援を図るため要保護児童対策地域協議会を開催しています。個別支援について、定期的に関係者が集まり支援目標や内容、役割分担を行う調整会議を開催しています。気になる子どもに関する情報共有会（児童家庭相談）においては、不登校傾向や発達障害が疑われる対象児、養育環境が気になる家庭についての情報共有にとどまり、支援の関係機関間で支援の方策を検討することができていません。
- ・何らかの困難さがあって、仕事に就いておらず家事も通学もしていない若者の把握が十分にできていません。また、行政の支援者が不明確で相談窓口も周知されていません。

【課題】

- ・養育に困難さがある家庭等について、関係機関間で支援方策を検討できていないことから、関係機関の連携、地域のネットワークの構築が必要です。
- ・各学校で、不登校、特別支援学級等の保護者、子どもが、スクールカウンセラーに必要に応じて相談できる体制がありますが、より専門性のある相談支援が必要な家庭等もあり専門相談支援機関へつなぐ仕組みが必要です。
- ・未就労者調査での実態把握から、義務教育期間において不登校傾向にあった者もいることが分かりました。町内において不登校児の発生率が高くなっており、今後はより密な学校・他機関との連携をはかり、子どもの特性に応じた取り組みを進める必要があります。また、未就労にならないよう高校中退者の情報の把握や社会参加や自立まで見届けることができる仕組みづくりが課題です。継続的・長期的な支援・アプローチが必要な場合もあり、継続的な支援が可能な人材の確保が課題となっています。
- ・支援が必要な若者について、実態が把握しづらい状況にあります。支援が遅れ、長期化となることでさらに支援が困難になる恐れがあるため、関係機関で課題の共有を行うとともに、行政の相談窓口の明確化や社会とつながる場づくり等の資源の開発、支援が必要な若者を早期発見できる仕組みづくりが必要となっています。

【取り組みの方向性】

子ども・子育て支援や若者支援の充実のために、ネットワークのあり方や既存資源との役割整理などについて検討していきます。特に久礼地域は、子どもや働く世代が多いことから、その世代や関係機関での地域ネットワークの強化を図ります。

養育困難な家庭については、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。

教育委員会、健康福祉課等関係機関内で、現状・課題について協議していく場を設け、子どもや若者の支援体制を構築していきます。

事業名		内容	担当部署
①	子ども(・若者)センター事業	●子どもや親が相談に行ったり、必要に応じて総合的・専門的にケアする拠点をつくる。 ●病児・病後児保育事業については、人材面、実施主体など課題があるため、状況に応じて事業の実施を検討する。	健康福祉課 教育委員会
②	子ども・若者支援ネットワークの構築	●教育委員会、健康福祉課で、子ども・若者支援の現状・課題について協議していく場を設け、ネットワーク体制を構築する。	健康福祉課 教育委員会

事業名	内容	担当部署
③ 子育て支援事業	●妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行う、子育て世代包括支援センターを設置する。 ●養育困難な家庭が適切なサービスを利用できるよう、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業などを子育て関係機関へ周知徹底する。 ●保育サービス、子育て支援室事業、学童保育を継続する。また、庁舎移転に伴い、子育て支援室の機能の見直しを行う。	健康福祉課 教育委員会



(3) 生きづらさを生まない地域づくり (中土佐町のいち支える自殺対策行動計画)

中土佐町のいち支える自殺対策行動計画策定の趣旨

1) 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や、生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しましたが、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積みあがっている等、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年目にあたる平成28年に、「自殺対策基本法」が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、町が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員し全町的な取り組みとして自殺対策を推進し、本計画の実行を通して、「生き心地のよい中土佐町」の実現を目指します。

2) 中土佐町のいち支える自殺対策行動計画の数値目標

町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよい中土佐町」です。この実現に向けては、対策を進めるうえで具体的な数値目標などを定めるとともに、それらの取り組みがどのような効果を上げているのか検証を行っていく必要があります。

中土佐町では、平成26～28年の3年間における自殺者数5人に対し、今後3年間（平成31年～33年）の自殺者数を0人とすることを目標に掲げます。

中土佐町の自殺をめぐる現状

1) 中土佐町における5つのポイント

中土佐町の自殺の実態に即した計画を策定するため、自殺総合対策推進センターが自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました。

また、第2期健康増進計画の中間見直しを平成30年度に行うにあたり、住民アンケートを実施し、この調査結果を分析しました。

これらの分析結果から見てきた中土佐町の自殺をめぐる現状をまとめたのが、以下の5つのポイントです。

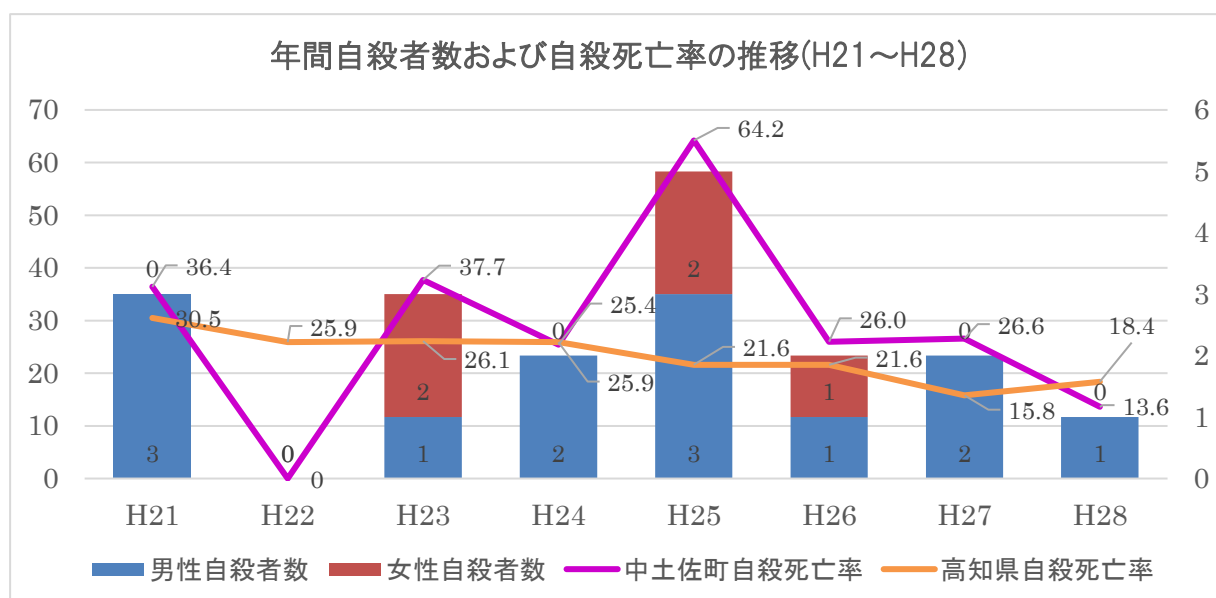
▼5つのポイント

- (a) 年間自殺者数は平均約2人。自殺死亡率は高知県平均よりやや高い。
- (b) 中高年男性の自殺死亡率が高い。
- (c) 自殺者の約6割が無職者だが、有職者に対する取り組みも必要。
- (d) 自殺者の約7割に同居人がいた。
- (e) 「悩みやストレスを他人に知られたくない」と考える男性40歳代以上の割合が多い。

2) 統計データから見る中土佐町の自殺の現状

(a) 年間自殺者数は平均約2人。自殺死亡率は高知県平均よりやや高い。

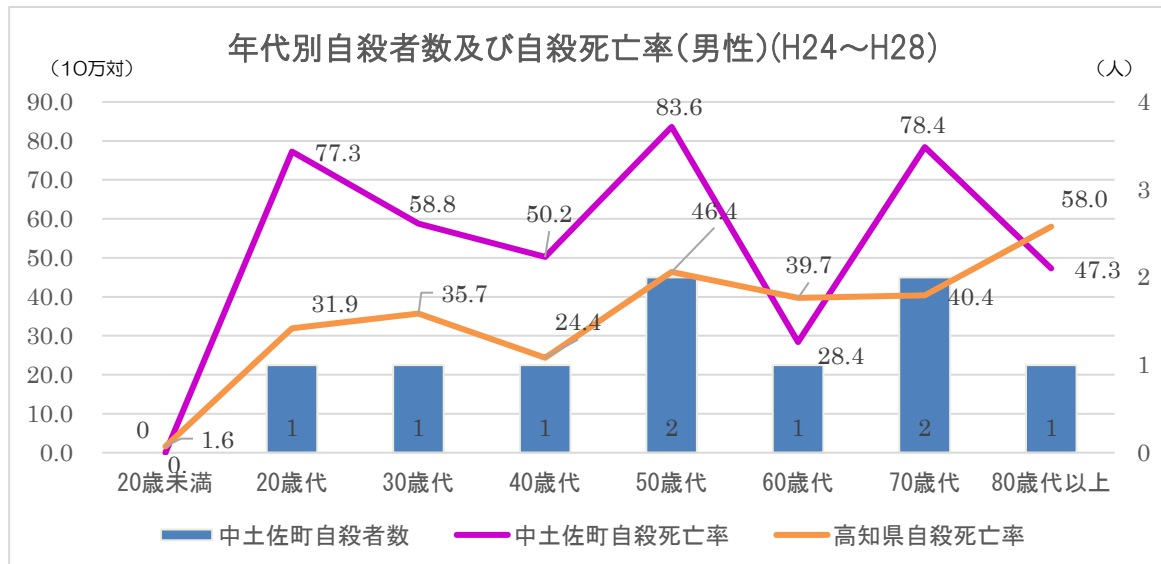
平成21～28年の間に自殺で亡くなった人の数は18人（年間平均約2人）です。自殺死亡率の8年間平均は28.7と、高知県の平均23.2よりもやや高い状態となっています。



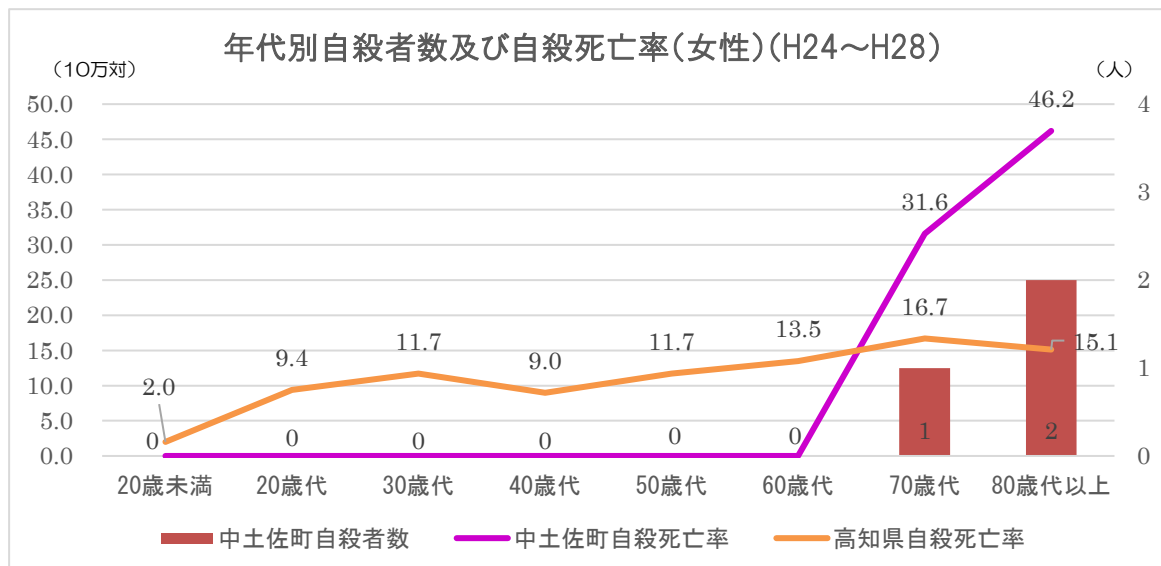
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

(b) 中高年男性の自殺死亡率が高い。

平成24年～28年の間に自殺で亡くなった12人を性別、年代別にみると、中土佐町では、特に50歳代以降の男性における自殺死亡率が高く、これは高知県の当該年代の平均値と比べても高い値となっています。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

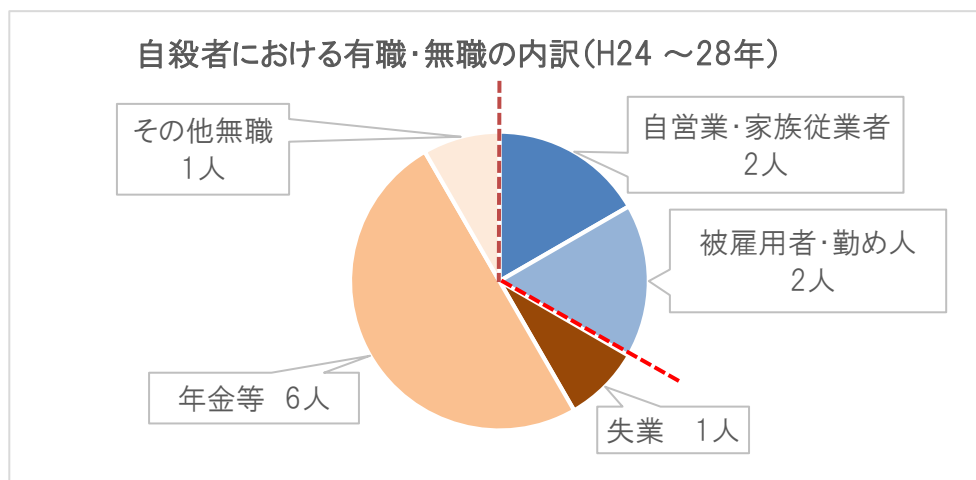
【参考】「地域自殺実態プロファイル(2017)」とは

国が地方公共団体の自殺対策計画の策定を支援するために、すべての市町村それぞれの自殺の実態を共通の手法で分析し、一目瞭然的に理解できるようにするツールとして自殺総合対策推進センターが開発したもの。

(c) 自殺者の約6割が無職者だが、有職者に対する取り組みも必要。

有職者・無職者の割合をみると、過去5年間（平成24～28年）に自殺で亡くなった12人のうち、約6割が無職等となっています。

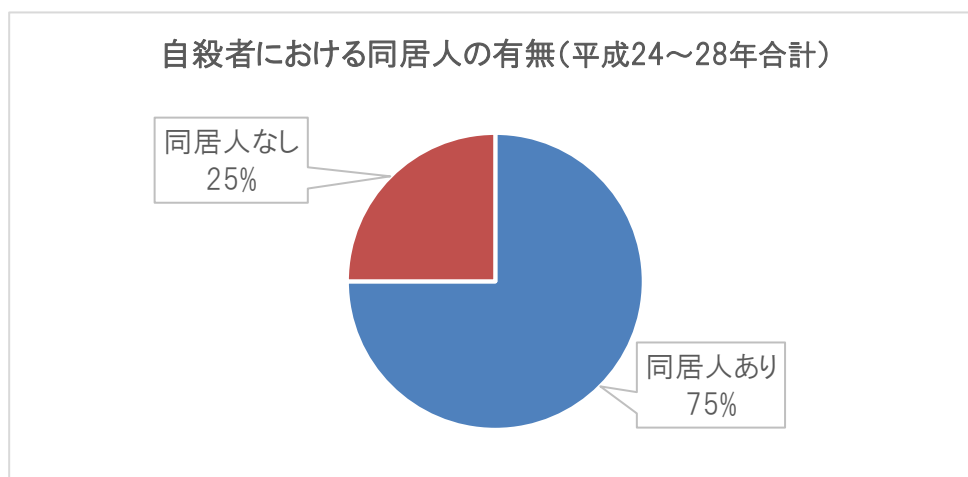
また、H26経済センサス基礎調査によると、中土佐町内事業所数383か所のうち、98%が従業員50人以下の小規模事業所であり、H27国勢調査によると、町内在住就業者の約3割が他市町村で就業し、町内従業員の約2割が他市町村に在住しています。労働者数50人未満の小規模事業所では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」

(d) 自殺者の約7割に同居人がいた

同居人の有無別でみると、過去5年間（平成24～28年）に自殺で亡くなった12人のうち、同居人がいる人の割合は75%でした。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」

(e) 支援が優先されるべき対象群

平成 24 年～28 年の 5 年間ににおける自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、中土佐町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位 5 区分が示されました。

また、この属性情報から、中土佐町において推奨される重点施策として、「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」に対する取り組みが挙げられました。

■中土佐町における自殺の主な特徴＊特別集計（自殺日・住居地、H24～28 年合計）

上位 5 区分 ＊1	自殺者数 5 年計(人)	割合	自殺死亡率 (10 万対)＊2
1 位:男性 40～59 歳 有職同居	2	16.7%	69.5
2 位:男性 60 歳以上 無職同居	2	16.7%	54.1
3 位:女性 60 歳以上 無職同居	2	16.7%	36.7
4 位:男性 20～39 歳 無職同居	1	8.3%	308.6
5 位:男性 60 歳以上 有職同居	1	8.3%	303.6

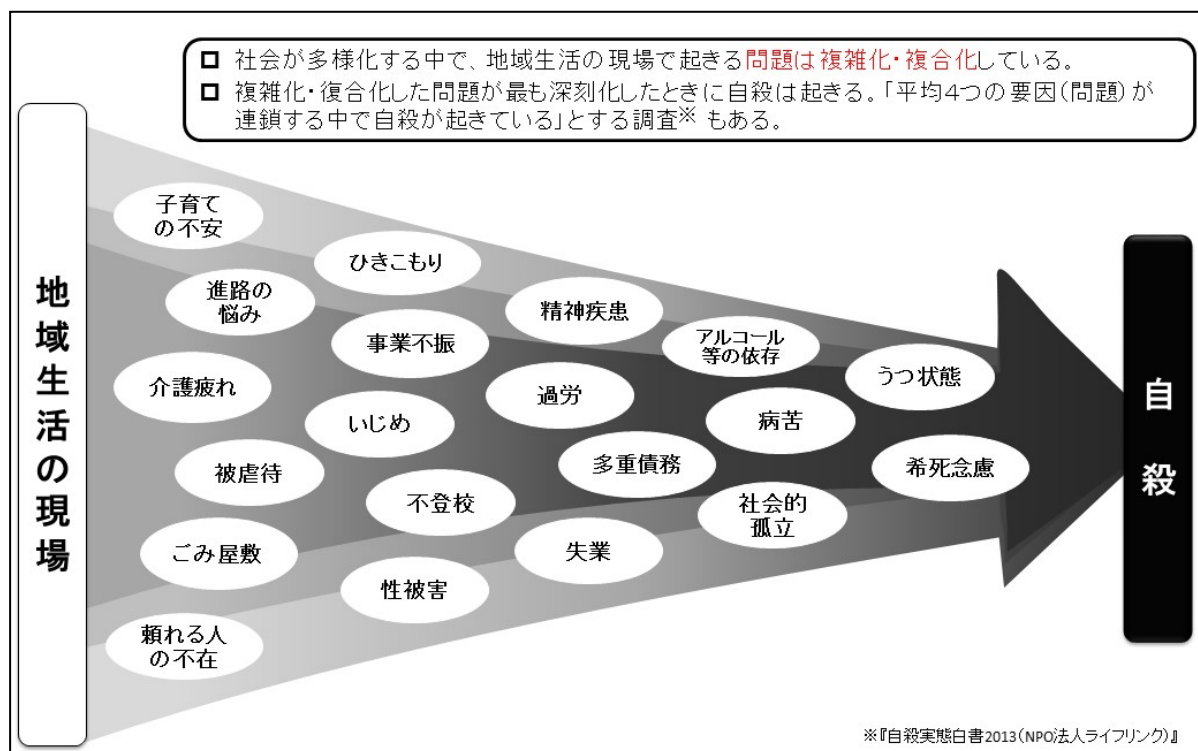
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

- ＊1 順位は自殺者の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。
- ＊2 自殺死亡率の母数(人口)は平成 27 年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

【参考】背景にある主な自殺の危機経路

NPO 法人ライフリンクが行った自殺で亡くなった方 500 人以上の実態調査から、自殺は平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（『自殺の危機経路』という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書 2013』NPO 法人ライフリンク）

■自殺の危機経路



＊それぞれの背景に起こりうる自殺の危機経路の例

【男性 40～59 歳有職同居】

配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

【男性 60 歳以上無職同居】

失業(退職)→生活苦＋介護の悩み(疲れ)＋身体疾患→自殺

3) 住民アンケート調査の結果

自殺に対する町民の意識等の実態を把握し、この実態に基づいた自殺対策計画を策定するため、「中土佐町健康増進計画」の中間見直しの際に実施した「健康についてのアンケート調査」の概要は以下のとおりです。

【調査方法】：郵送配布・郵送回収

【調査期間】：平成 30 年 5 月 30 日～6 月 25 日

【調査対象】：20 歳～80 歳未満までの町民 1400 人を無作為抽出

【有効回答数】：602 件

【回答率】：43.0%

【調査項目】：全 33 設問中、『こころの健康について』が 3 設問、『自殺対策について』が 4 設問

(1) あなたご自身のことについて(性、年齢、世帯構成、居住地)

(2) こころの健康について

① ここ 1 か月の悩みや不安、ストレスの有無

(3) 自殺対策について

- ① 悩みや不安、ストレスに対する考え方
- ② 身近な人がつらそうに見えるときどんな行動をとるか
- ③ 自殺に対する考え方
- ④ 自殺対策の啓発方法について

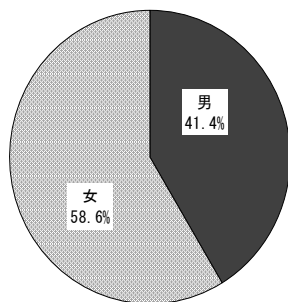
【調査結果の概況】:

悩みやストレスを感じたときに「誰かに相談したいと思う」と答えた住民が約50%いる反面、「誰かに悩みを相談することは弱い人のすることだ」と考え、悩みやストレスを抱えていることを他人に知られたくない、自分1人で解決するものだと考えている40歳代以上の男性の姿が浮かび上がっています。

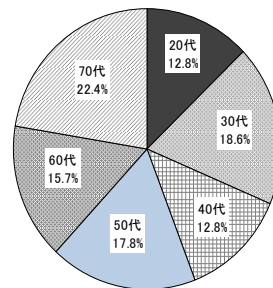
自殺対策の啓発については、「ポスター」を見たことがある人が最も多かったものの、啓発物を「見たことがない」と答えた方も約3割いました。

(1) 回答者の状況

①性別・年齢構成

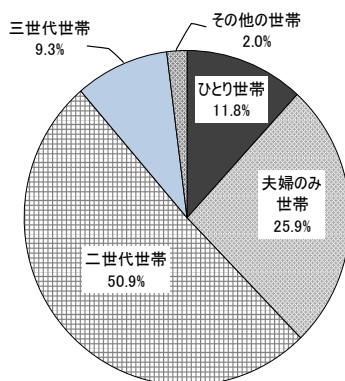


(N=596)

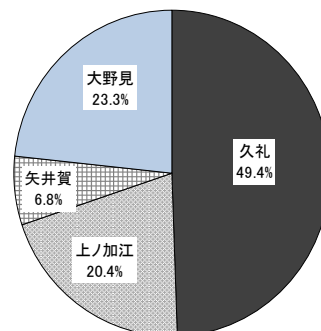


(N=580)

②世帯構成と居住地区



(N=591)



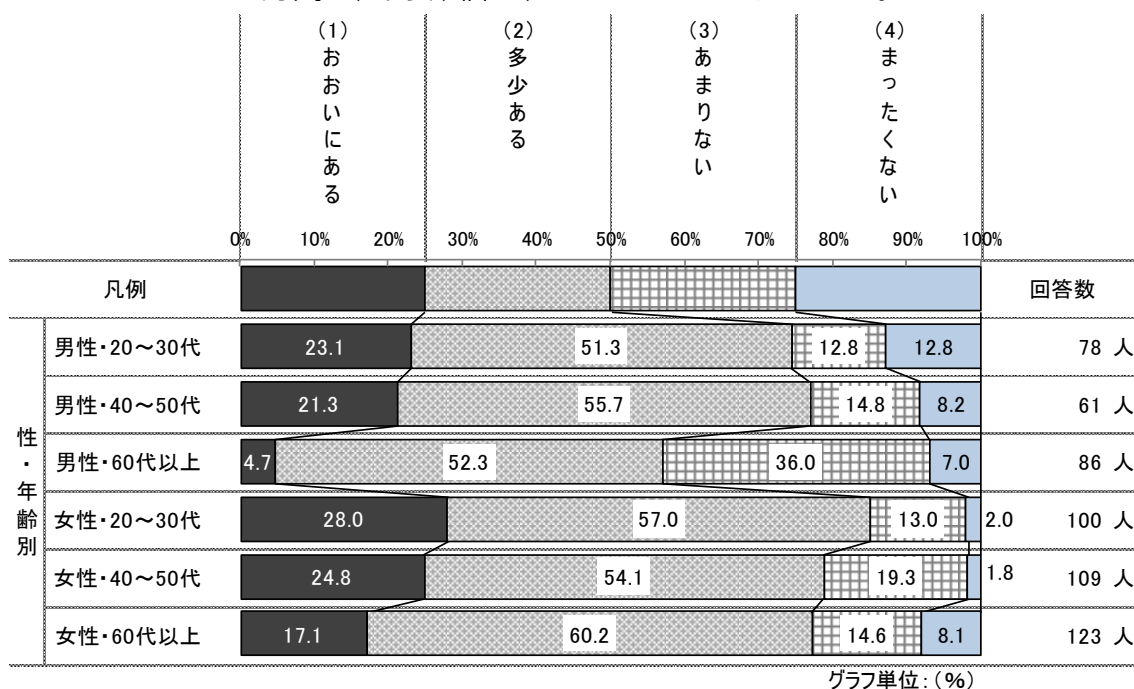
(N=587)

(2) こころの健康について

①不安、悩み、ストレスの有無等

不安、悩み、ストレス等が「おおいにある」「多少ある」を合わせると全体で75.1%であり、20～30歳代の女性では80%を超える高率となっています。

○あなたはこの1か月間に、不安、悩み、ストレスなどがありましたか。



(3) 自殺対策について

① 悩みやストレスを感じたときの考え方

○ あなたは悩みやストレスを感じたときに、どう考えますか。(それぞれに○は1つ)

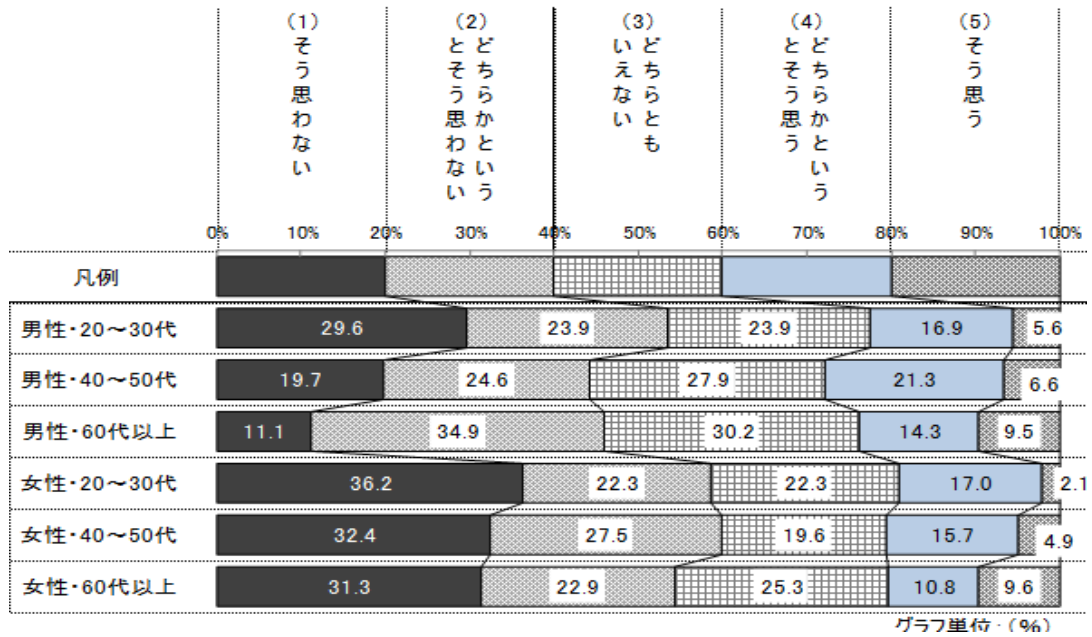
	そう 思わ ない	な い	あ ま り そ う 思 わ ない	ど ち ら と も い え	や や そ う 思 う	そ う 思 う
a.助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	11.4	13.0	18.7	19.9	37.0	
b. 誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	45.6	25.5	17.2	8.6	3.1	
c. 悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	27.6	26.2	23.7	16.0	6.5	
d. 誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	64.9	19.0	11.3	3.1	1.6	
e. 悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う	52.8	19.8	19.0	5.3	3.1	

「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」と答えた方は約5割で、「自分ひとりで解決すべきだ」「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだ」とは思わない方は7割～8割いました。

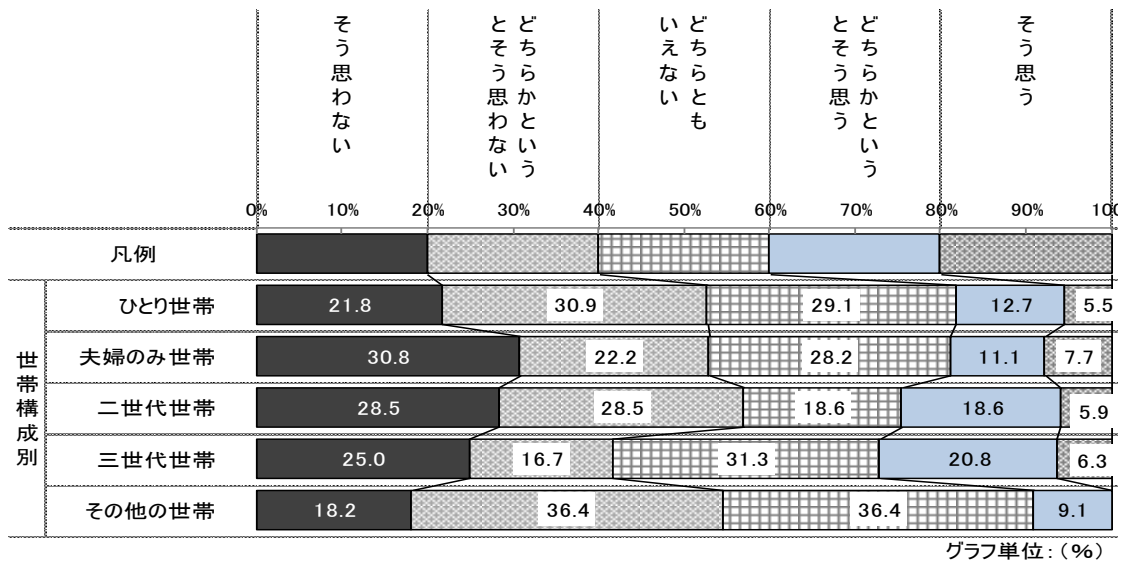
一方、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」について約2割の方が「そう思う」と答えており、女性に比べて男性のほうが高く、特に40～50歳代の方が高い状態でした。また、世帯構成別にみると、二世帯世帯、三世帯世帯が20%を超えています。

C.「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」

【性別・年代別】「そう思う」のは男性 40～50 歳代が多い。



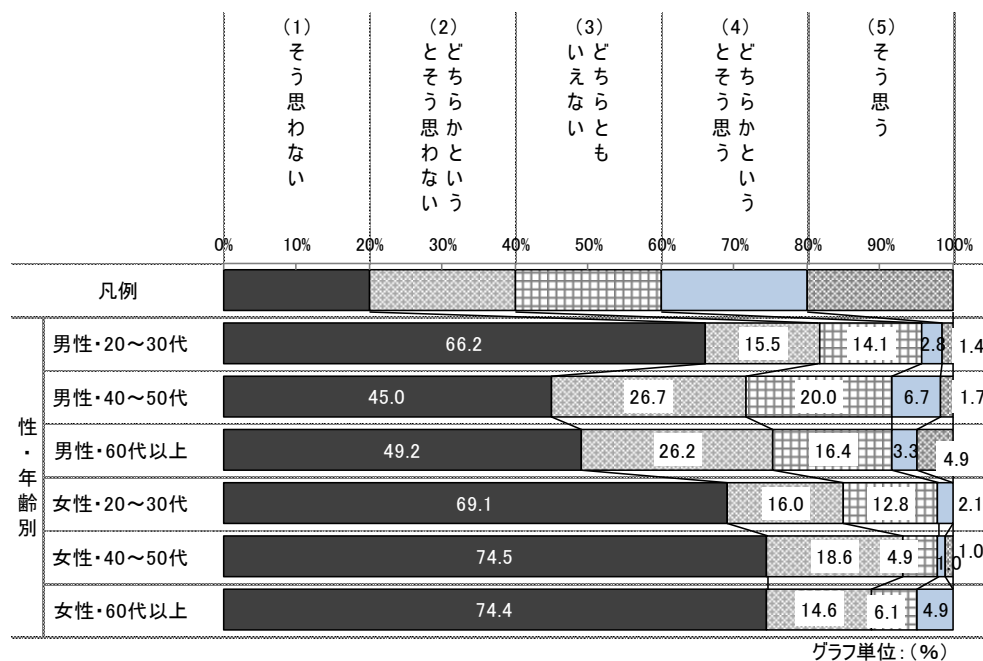
【世帯構成別】「そう思う」のは二世帯世帯、三世帯世帯が多い。



また、「誰かに悩みを相談することは弱い人がすることだと思う」「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」と答えた方は、男性で40歳代以上が高くなっています。

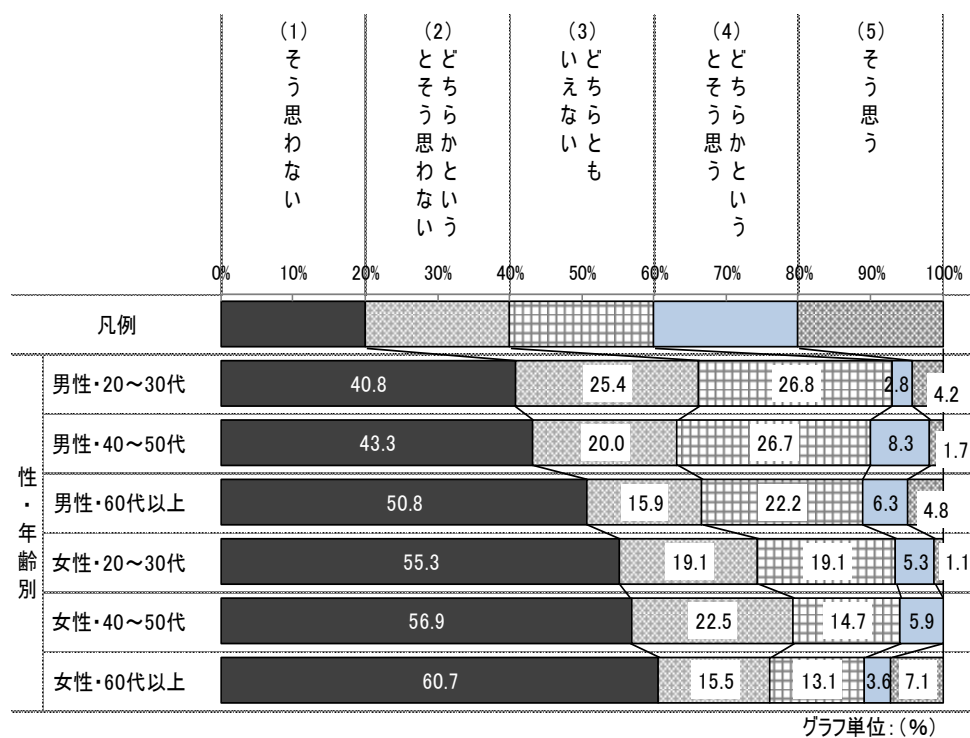
d.「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」

【性別・年代別】



e.「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」

【性別・年代別】



② 身近な人がつらそうに見えたときの対応方法

○理由はわからないけれども、身近な人がいつもと違った様子でつらそうに見えたときに、あなたがどうするかについてお聞きます。（それぞれに○は1つ）

	しない	あまりしない	時々する	よくする
a. 相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ	19.8	29.2	37.1	14.0
b. 心配していることを伝えて見守る	11.4	21.8	48.8	18.0
c. 自分から声をかけて話を聞く	14.3	28.0	44.4	13.3
d. 「元気を出して」と励ます	19.5	33.5	36.4	10.5
e. 先回りして相談先を探しておく	64.8	25.7	8.0	1.4
f. その他	50.0	19.2	13.5	17.3

身近な人がつらそうに見えたときの対応方法については、「心配していることを伝えて見守る」66.8%が最も高く、次いで「自分から声をかけて話を聞く」57.7%となっています。

③ 自殺に対する考え方

○あなたは「自殺」についてどのように思いますか。(それぞれに○は1つ)

	そう 思わない	どちらか というそ う 思わない	どちらとも いえない	どちらか というそ う 思う	そう 思う
a. 生死は最終的に本人の判断に任せるべき	31.4	10.6	31.0	12.5	14.4
b. 自殺せずに生きていれば良いことがある	4.5	3.4	25.0	24.6	42.5
c. 自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない	34.2	17.5	32.4	9.8	6.1
d. 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う	4.7	2.4	19.3	23.5	50.1
e. 自殺は自分にはあまり関係ない	19.1	11.2	28.8	14.8	26.1
f. 自殺は本人の弱さから起こる	24.8	10.1	40.4	11.8	13.0
g. 自殺は本人が選んだことだから仕方がない	28.2	15.5	35.5	12.3	8.4
h. 自殺を口にする人は、本当に自殺はしない	20.4	5.3	45.2	14.3	14.7
i. 自殺は恥ずかしいことである	29.6	10.8	42.3	6.3	11.0
j. 防ぐことができる自殺も多い	2.3	1.1	15.4	30.0	51.1
k. 自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している	2.6	2.1	25.1	30.4	39.7
l. 自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い	2.8	1.5	17.4	31.8	46.5
m. 自殺を考える人の多くは精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている	3.2	1.7	14.2	31.3	49.6

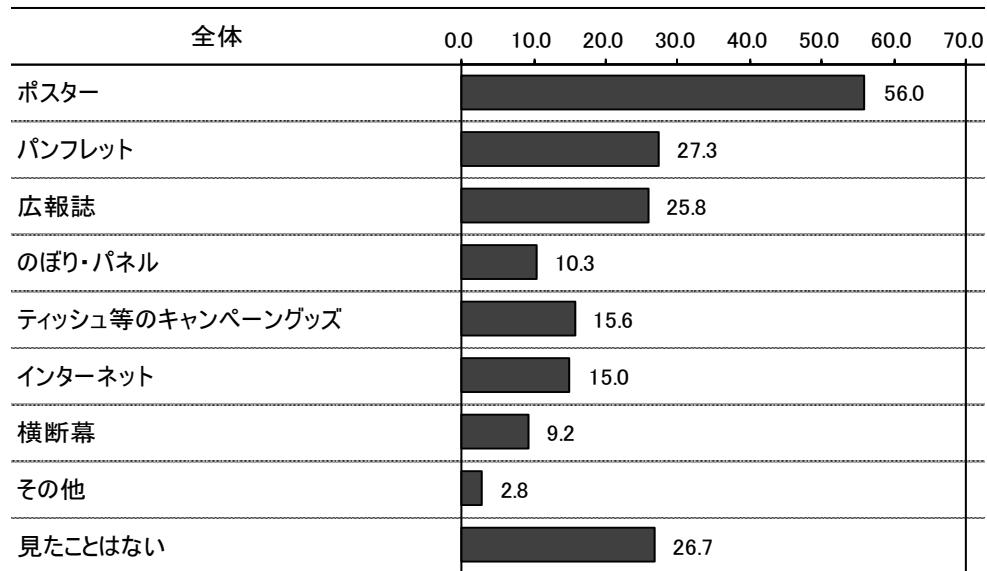
a から m までの項目について「そう思わない」の割合は、「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」51.7%が最も高く、次いで「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」43.7%となっています。

「そう思う」の割合は、「防ぐことができる自殺も多い」81.1%が最も高く、次いで「自殺を考える人の多くは精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」80.9%となっています。

④ 自殺対策の啓発方法について

○あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物をみたことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)



グラフ単位 : (%)

見たことのある自殺対策に関する啓発物については、「ポスター」が 56.0%で最も高いのですが、「見たことはない」も 26.7 %ありました。

中土佐町の自殺対策における取組

1) 施策体系

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、町では5点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。町の自殺実態や住民アンケート調査の結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に則り、「生き心地のよい中土佐町」の実現を目指して、4つの基本施策を展開していきます。

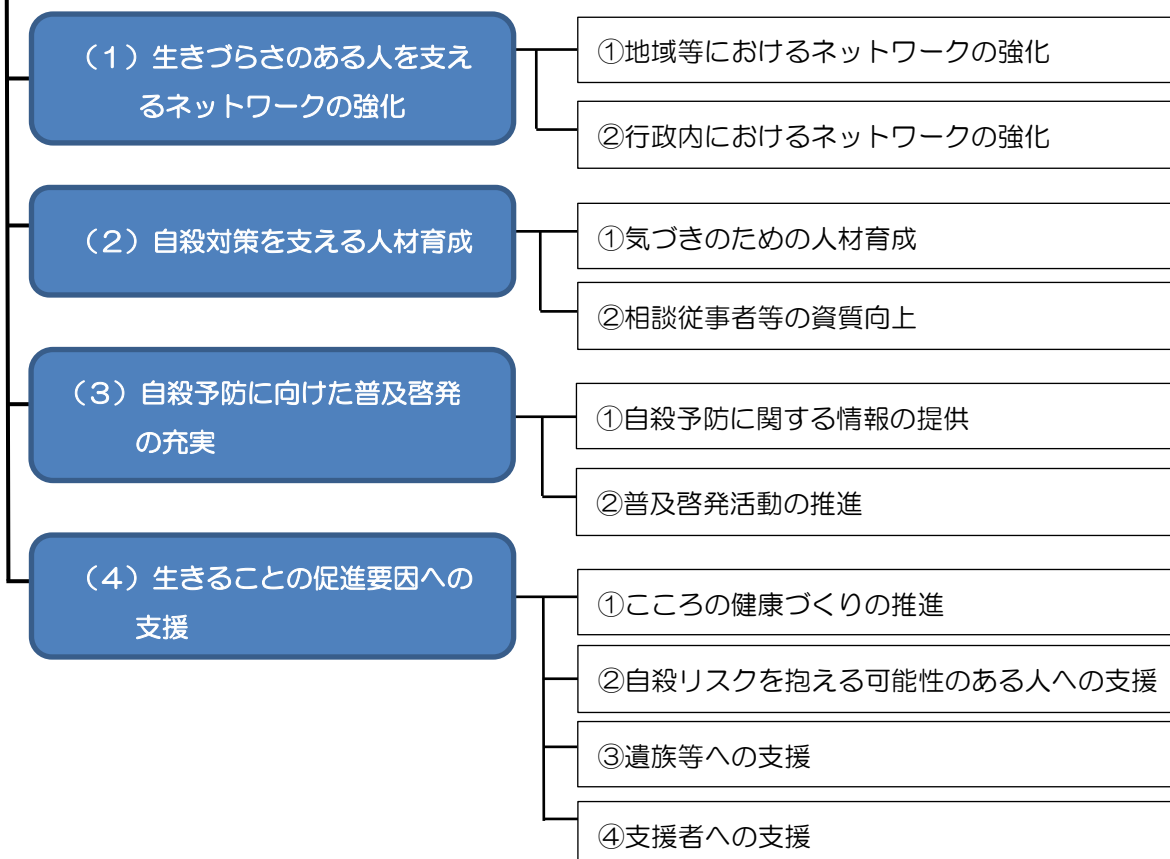
また、自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル」から中土佐町が重点的に支援を展開する必要があるとされた「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営者」について、特に支援を優先する対象とします。

【基本方針】

1. 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する。
2. 関連施策との連携を強化した総合的な取り組みを推進する。
3. 対応のレベルと段階に応じた対策を効果的に連動させる。
4. 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪で推進する。
5. 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む。

【基本施策】

【施策の展開】



2) 具体的な取り組み（☆は新たな取り組み）

(1) 生きづらさのある人を支えるネットワークの強化

①地域等におけるネットワークの強化 *地域福祉計画関連の取り組み内容（再掲）

自殺対策を推進する上で基盤となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。そのため、地域福祉計画を通じて展開されているネットワーク等と自殺対策との連携強化に取り組んでいきます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
地域における各種委員会の開催、ネットワークの強化等	各種委員会委員 ネットワーク委員 地域住民 等	健康福祉課	地域ふくし活動推進委員会 小地域ケア会議 高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議 等

②行政内におけるネットワークの強化

町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、全課長で組織する「中土佐町いのち支える自殺対策推進本部」を設置します。

また、生きづらさのある人が早期に相談窓口につながり切れ目ない支援が展開できるよう、役場内関係課等が共通して使用できる庁内連携情報シート（かあらんシート）を作成し導入します。

	内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
☆	中土佐町いのち支える自殺対策推進本部	町長、副町長、教育長、役場全課長	全課	
☆	庁内連携情報シート（かあらんシート）の導入	全課職員	健康福祉課	社会福祉協議会等

(2) 自殺対策を支える人材育成

①気づきのための人材育成

中土佐町では、相談支援に携わる職員はもちろん、役場職員がゲートキーパーとしての自覚を持って住民の SOS に気づき、関係機関と速やかに連携・支援ができるよう、研修等の機会を充実させます。

また、民間団体や住民を対象とした研修を実施し、気づきやつなぐ人材を地域に増やしていきます。

	内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
☆	町職員に対する研修	町職員（主に窓口対応を行う職員）	総務課 健康福祉課	精神科病院
	関連団体等を対象とした研修	社会福祉協議会 民生児童委員 等	健康福祉課	
☆	住民を対象とした研修	住民	企画課 健康福祉課	

【参考】「ゲートキーパー」とは

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り人のことです。悩みを抱えた人は「人に悩みを言えない」「どこに相談したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

②相談従事者等の資質向上

メンタルヘルス対策を推進する関係機関等による研修等の情報提供や、既存のケア会議等で町の自殺対策について説明を加える機会を作ります。

	内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
☆	メンタルヘルス関連研修 及び町の自殺対策等の 情報提供	ケアマネージャー 相談支援専門員 等	健康福祉課	県立精神保健福祉センター 須崎福祉保健所

(3) 自殺予防に向けた普及啓発の充実

①自殺予防に関する情報の提供

町の広報誌やホームページ等を活用し、自殺予防に関する情報をわかりやすく提供するように努めます。

また、健康問題や生活困窮など各種相談窓口等の情報を一元的にしたリーフレットを作成し、手渡した方についても担当課と共有します（庁内連携情報シート：かあらんシートの活用）。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
広報誌、ホームページ などによる啓発	住民	健康福祉課 企画課	
相談先情報の提供	住民	健康福祉課 全課（主に窓口業務）	

②普及啓発活動の推進

いのちの大切さの理解を深めるとともに、町民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、全国自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）等における各種啓発活動を展開します。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
こころの健康関連 図書コーナー設置	住民	教育委員会 健康福祉課	
自殺予防週間等における 普及啓発活動	住民	健康福祉課	

(4) 生きることの促進要因への支援

①こころの健康づくりの推進

町では、自分のこころの不調に気づき、身近な相手のこころの調子にも関心を寄せる人が増えるよう、高齢者等の集まりの場に出向き、こころの健康維持等について啓発活動を実施します。

また、職域等においてもストレスの対処法や精神疾患等についての正しい知識の普及に努めるよう、関係機関と連携していきます。

	内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
☆	こころの健康普及啓発活動 (こころサポート事業)	住民 (主に高齢者等)	健康福祉課	県立精神保健福祉センター 須崎福祉保健所
	こころの健康教育の推進	住民 (主に有職者)	健康福祉課 水産商工課	高知産業保健推進センター 中土佐町商工会
	傾聴ボランティアの活動	住民	健康福祉課	社会福祉協議会

②自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

安心できる居場所を確保し、身近な場所での相談対応により、自殺リスクを低下していきます。

また、介護保険サービスや障害福祉サービス、また育児支援等、必要な支援が必要な時期に届くように努めます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
つどいの場の提供 個別支援 等	住民	健康福祉課 地域包括支援センター 障害者生活支援センター結 教育委員会	県立精神保健福祉センター 社会福祉協議会(町、県) 居宅介護支援事業所 障害者相談支援事業所 障害者就業・生活支援センターこうばん 各福祉就労事業所 若者サポートステーション 須崎福祉保健所

③遺族等への支援

自死遺族への対応については、複雑で様々な感情を抱いていることを理解することが重要といわれています。県における取り組みの情報提供等を行っていきます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
自死遺族のつどいなどの情報提供	住民	健康福祉課 町民環境課	県立精神保健福祉センター 須崎福祉保健所

*遺族支援における6つのポイント

- ① 情報提供と生活支援、および法的支援を基本とする
- ② 『ただ寄り添う』という姿勢を大事にする
- ③ 安易な励ましや慰めはしない
- ④ 原因追及や非難はしない
- ⑤ 遺族同士の『分かち合い』の場を確保する
- ⑥ 心理的ケアや精神科治療を安易に勧めたり、強く勧めない

～平成29年度自殺防止対策事業『ワンステップ支援における留意点』より引用～

④支援者への支援

介護を行う家族等に対し、身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、サービスの確保や情報提供、また交流事業等を行います。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
必要なサービスの提供及びその情報提供（介護、障害等）	住民	健康福祉課	
認知症の人を支える家族のつどい、認知症カフェ	住民	健康福祉課	社会福祉協議会等
町職員への支援（ストレスチェックを踏まえた方策の検討）	町職員	総務課	

自殺対策の推進体制

1) 計画の評価指標

計画の推進における効果検証のためには、評価指標の設定と評価のしくみが必要です。

自殺対策の目的は、自殺者数をゼロにする、または減少させることですが、経済状況等社会の動向に影響を受け変動する自殺者総数のみを指標としても、対策の効果は測れません。そこで、本計画では、基本施策で行う取り組みについて評価指標を設定します。

【アウトカム指標：結果や成果を示すもの】

番号	評価指標		現状	目標	出典資料
1	自殺者数		2014～2016 年： 3 年間で 5 人	2019～2021 年： 3 年間で 0 人	人口動態統計

【プロセス指標：対策の過程や達成の状況を示すもの】

番号	基本施策	評価指標	現状値	目標 (2021 年)	出典資料
1	生きづらさのある人を支えるネットワークの強化	中土佐町のち支える自殺対策推進本部の開催数	—	年 1 回	健康福祉課調べ
2		庁内連携情報シート(かあらんシート)の活用件数	—	20 件以上	健康福祉課調べ
3	自殺対策を支える人材育成	自殺予防ゲートキーパー研修受講者数 ① 町職員 ② 町民等	H29 年 34 人 (対象：民生委員)	① 町職員 3 割以上が受講 ② 増加	健康福祉課調べ
4		研修の参加意義や理解度	H29 年 「よく理解できた」約 6 割	7割以上が「参加してよかった」「理解が深まった」と評価	健康福祉課調べ
5	自殺予防に向けた普及啓発の充実	自殺予防週間等における普及啓発活動	H30 年度 啓発物を見たことがない 26.7%	啓発物を見たことがない人が 20%以下	平成 30 年度健康増進計画住民アンケート
6		悩み、ストレスを抱えたとき誰かに助けを求めたり相談したいと思う人の割合	H30 年度 56.9%	65%以上	平成 30 年度健康増進計画住民アンケート
7	生きることの促進要因への支援	悩み、ストレス等を解消することができている、何とかできている人の割合	平成 30 年度 男 78.4% 女 76.5%	男 86.3% 女 84.2%	平成 30 年度健康増進計画住民アンケート
8		心の健康を保つための出前型講話で情報提供した人数	—	30 人以上を 3 年間継続	健康福祉課調べ
9		心の健康が心配される方等の情報が 8 の受講者より寄せられた件数	—	1 件以上	健康福祉課調べ

目標Ⅱ 「あったかふれあいセンター」の機能の充実とともに、住民主体の支え合う地域づくりを進めます

推進方策3 地域福祉拠点「あったかふれあいセンター」の充実

町内3か所の「あったかふれあいセンター（「まんまる」「寄り家」「ほのぼの大野見）」の整備と地域福祉コーディネーター等の配置により、集いの場や住民の活動の場、サテライト運営、小地域ケア会議などの安心して暮らせる地域づくりに向けた話し合いの場ができるなど、地域性に応じて地域福祉を推進してきました。3つの地域福祉拠点である「あったかふれあいセンター」の充実を図り、4つの地域単位（久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見）の地域福祉の推進を図ります。

（１）地域の支え合いづくりの拠点機能の充実

【現状】

- ・3カ所の「あったかふれあいセンター」が地域福祉拠点として、住民主体の地域福祉活動への支援、また、イベント等の開催により、年々イベント参加者や協力者が増加しています。
- ・まんまるでは、民生委員児童委員や住民からの相談が年々増え、地域包括支援センターとのケース共有会や事業計画の進捗管理等を行う定期連絡会で事業や個別支援の共有・検討・支援の方向性を決定しています。
- ・寄り家では、小地域ケア会議の開催により、訪問機能の強化につながりました。訪問・相談や関係機関等へのつなぎ、また住民と協力した個別支援等、寄り家が拠点となり住民の課題解決に向けた仕組みができつつあります。平成25年度には、矢井賀地域2か所でサテライトを開所し、「地域アクションプラン」と連動しながら運営しています。
- ・ほのぼの大野見では、学校、地域の自治組織、老人クラブ等との関係性を構築し、支援を必要とする高齢者に対しては、介護施設の職員やケアマネジャーと連携、情報共有し、専門職と「あったかふれあいセンター」が役割分担を行い、支援しています。また、北地区、南地区、下ル川地区においてサテライトを開所し、地域住民との関係づくりや相談、つなぎの機能を担っています。

【課題】

- ・「あったかふれあいセンター」に関わる住民は、65歳以上の高齢者や小・中学生が中心となっており、20代～60代の参加が少なく、担い手の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の発掘や育成に取り組む必要があります。
- ・支援が必要な方を把握しきれずに個別の課題やニーズの発見が遅れ、問題が重症化する恐れがあるため、住民同士の繋がりを強め、早期発見、早期対応が出来る地域に応じた支え合いのネットワークづくりが必要となっています。

【取り組みの方向性】

地域の支え合いづくりの拠点として、「あったかふれあいセンター」事業を継続し、新たな担い手の発掘や育成のため、集いや世代間あるいは地域間まで幅を広げた交流等を行います。また、小地域ケア会議等を通して住民と課題を共有し、解決に向けて協議できる場を設けます。

事業名	内容	担当部署
① 「あったかふれあいセンター」事業	●町内3カ所に地域福祉拠点＝支え合いづくりの拠点として、「あったかふれあいセンター」を運営し、住民の地域活動を支援する。 ●地域に応じた小地域ケア会議を全地域で展開する。 ●「訪問・相談・つなぎ」を強化し、住民や関係機関と協力・連携した個別支援の継続と充実を図る。 ●20代～60代の新たな地域福祉の担い手発掘と育成に取り組む。 ●より住民主体の活動を進めるため、「地域アクションプラン」の推進を図るとともに全町的な地域福祉を推進する。	健康福祉課 社会福祉協議会

(2) 計画的な地域福祉の推進**【現状】**

- ・3カ所の「あったかふれあいセンター」が地域福祉拠点として「地域アクションプラン」の進行管理を行うとともに、事業計画を策定し計画的に事業を推進してきました。「地域アクションプラン」の進行管理を行うことにより、より住民と協議・協働できる体制ができています。

- ・小地域ケア会議、各地域の「地域ふくし活動推進委員会」等を通して、「地域アクションプラン」を進めるうえで各地区の住民と社会福祉協議会等が情報を共有し、互いに相談しあえる場（協議の場）ができています。
- ・地域福祉計画の「進行管理事務局会」、「推進会議」等を通じて社会福祉協議会、行政の地域福祉人材が育成されてきました。

【課題】

- ・「あったかふれあいセンター」の運営について、より住民が主体となった取り組みが行えるよう、「地域ふくし活動推進委員会」等で住民と協議し、活動を進めていける事業計画の作成が必要です。
- ・地域福祉の担い手育成のためにも、「あったかふれあいセンター」の活動と「地域アクションプラン」を一体的に進める必要があります。また、活動の状況については、「地域ふくし活動推進委員会」で進行管理を行いながら、住民の協力を得られる体制を整える必要があります。

【取り組みの方向性】

「あったかふれあいセンター」事業を継続するとともに、事業計画作成を充実させ、地域単位での地域福祉のPDCAサイクルを踏まえた充実を図ります。また、「あったかふれあいセンター」事業を通じて、各地域の「地域ふくし活動推進委員会」と協議、連携し、地域福祉を推進します。

事業名	内容	担当部署
① 「あったかふれあいセンター」事業の計画的推進	●「あったかふれあいセンター」の活動に地域の協力者の参画を促す事業計画をPDCAサイクルで実行していく。 ●「あったかふれあいセンター」の事業計画や「地域アクションプラン」について地域福祉計画進行管理事務局会で進捗管理を実施する。	健康福祉課 社会福祉協議会
② 地域ふくし活動推進委員会活動	●新たな参加者や協力者を増やしていくために、地域住民を巻き込んだ支え合いの仕組みづくりを進める。 ●地域における課題等について検討する場を設ける。 ●「地域アクションプラン」の進行管理を行う。	社会福祉協議会

推進方策4 地域アクションプランの推進

第1期地域福祉計画において、住民の地域での主体的な活動に向けた「地域アクションプラン」を作成し、各地域での取り組みを進めてきました。今回策定した「地域アクションプラン」の実施については、社会福祉協議会がサポートし、取り組みを進めていきます。

(1)「地域アクションプラン」の実施

【現状】

- ・各「あったかふれあいセンター」が「地域アクションプラン」の進行管理を行うことにより、より住民と協議・協働できる体制ができています。様々な活動を通して、参加者、協力者が増えています。
- ・上ノ加江地域においては、小地域ケア会議を開催することにより、地域の見守りを行う「おとなりふれあい会」が発足しました。
- ・「あったかふれあいセンター」が支援の中心となり、地域ふくし活動推進委員などの住民とともに地域課題を整理し、地域カルテの作成や、より住民の主体的な活動に向けた「地域アクションプラン」づくりに取り組んできました。

【課題】

- ・住民主体の地域福祉の推進については、地域特性に応じた取り組みが必要です。
- ・各「地域アクションプラン」ごとに課題を整理し、地域ごとに重点取り組みを作成しました。「地域アクションプラン」に基づき、各地域の課題に応じた取り組みを進めていく必要があります。

【取り組みの方向性】

「地域アクションプラン」は「あったかふれあいセンター」が支援し、「地域ふくし活動推進委員会」で進行管理を行い、更新するよう取り組みます。

「アクションプランプラス」として、本地域福祉計画における全町的な課題に対しても、「地域アクションプラン」の重点取り組みと合わせて、各地域の実情に応じて課題解決に向けて「あったかふれあいセンター」と「地域ふくし活動推進委員会」で協議し、取り組んでいきます。

- 高齢者、障害者、子ども等に対する虐待の防止、早期発見のための見守り
- 養育困難な家庭や何らかの困難さがある若者が早期に関係機関につながる地域ネットワークの構築 など

(久礼地域カルテは資料編P98)

久礼地域アクションプラン

【第1期地域アクションプランの取り組み】

アクション1: あったかふれあいセンターの有効活用

アクション2: 「地域活動支援センター I 型つどい処」の応援団の立ち上げ

アクション3: 障害児・者版要援護者マップをつくる

◇あったかふれあいセンターまんまる

集い



ミニ講座



作品展



子どもボランティア



要配慮者避難訓練



久礼保育所合同避難訓練



◇地域活動支援センター I 型つどい処

集い



昼食づくり



地域活動



お絵かきクラブ



わいわいクラブ



久礼地域アクションプラン

【目指す姿】

声かけあい・つながりあい・支え合う まち

【課題】

- ① 南海トラフ大地震が発生した場合、津波浸水被害が予想される地域であるため、お互いが助け合い、支え合うために、自主防災組織の活動や避難訓練を通じて、日頃から隣近所のつながりや顔の見える関係をつくっておくことが重要です。
- ② 子どもを取り巻く厳しい環境により複合的な問題を抱える世帯もあり、今後地域での見守りを通して早期に相談できる体制づくりが重要となっています。
- ③ 各地区には様々な活動団体があり、地域活性化や防災活動、支え合い活動に取り組んでいます。活動の担い手は不足している状態で活動の継続や展開、新規の取り組みが進まないことがあります。そのため、新たな担い手の発掘が必要です。



【重点取り組み】

1	誰もが参加しやすい防災活動を展開します	小地域単位で進める防災に関する取り組みと協働し、参加しづらい住民が参加できるように防災・支え合いマップ等を使って取り組みます。（小地域ケア会議）
2	小地域単位で地域の支え合いネットワークをつくります	日ごろからできるつながりづくりや見守り支え合い活動を小地域単位で進めていきます。多世代の交流の機会を増やし、日頃から声をかけあったり子どもたちを見守っていく活動につなげていきます。
3	地域福祉の担い手づくりをします	現在地域で行っている様々な活動や①②の取り組みを通じて、地域に関心を持ち協力できる担い手を増やしていきます。

(上ノ加江地域カルテは資料編P105)

上ノ加江地域アクションプラン

【第1期地域アクションプランの取り組み】

アクション1: あったかふれあいセンター「寄り家」の有効活用

アクション2: 空家・見守りマップをつくる

アクション3: 生活支援のための見守りネットワークづくり

◇あったかふれあいセンター寄り家

集い



お楽しみ会



避難訓練



地域ふくしバザー



バザー準備



◇小地域ケア会議



◇おとなりふれあい会

見守り活動



子どもとのふれあい訪問



お助けカード



上/加江地域アクションプラン

【目指す姿】

目くばい・気くばい・思いやりのまち上/加江

【課題】

- ① 地域福祉の活動には、多忙や関心の低さから若い世代の参加が少ない状況です。現在活躍する住民は何役も担い、ボランティア団体や組織自身も、人材不足や活発な活動が十分にできない現状があります。
- ② 公民館活動や地域の行事が活発に行われている一方で、地区や常会単位で活動する行事や集まり等が十分にできず隣近所とのつながりが希薄化しているところがあります。
- ③ 今後、人材不足から高齢者支援等に対し、地域で支え合えることができなくなる恐れがあるため、個々でのいざという時（地震含む）の備えが、日頃から求められます。



【重点取り組み】

1	小地域ケア会議に若手（20代～60代）が参加できるよう取り組みます	これまでやってきたマップや見守り、訪問等を継続・発展させていくため、多世代交流や既存の様々な行事をきっかけに、仲間づくりや新たな人材の発掘と育成をしていきます。
2	それぞれが役割を担える生きがい活動に取り組みます	地域のつながり強化や高齢者の健康のため、地区や常会の行事や伝統を次の世代へつないだり、趣味や特技を活かしたりできる機会をつくり、一人一人が役割を持つことで生きがいにつながる活動をしていきます。

【今後検討していくこと】

・個々の困りごとに応じた支援

関係機関等様々なところと協力しながら、みんなで支え合えるよう支援していきます。

・地域での子育て

大人から子どもに声をかけたり、昔の体験や伝統を伝えたりする機会を増やし、地域みんなで子どもを育てていきます。

(矢井賀地域カルテは資料編P110)

矢井賀地域アクションプラン

【第1期地域アクションプランの取り組み】

アクション1:矢井賀高齢者コミュニティーセンターの有効活用

アクション2:「つながる安心カード」の普及

アクション3:「男のチカラ見せますプロジェクト」の推進

◇あったかふれあいセンター寄り家サテライト

大矢井賀サテライト

避難訓練



昼食づくり



消火訓練



小矢井賀サテライト

集い



車イスを使った避難訓練



勉強会



◇小地域ケア会議



◇つながる安心カード

[illegible]

◇地域活動の推進

蟹の里居酒屋



小矢井賀運動会



矢井賀地域アクションプラン

【目指す姿】

人とひと絆深める安心の里

【課題】

- ① 人口の減少や高齢化は年々進行しており、今後、担い手不足から個々の生活課題を地域でカバーできず、住民同士の助け合いが行われない恐れがあります。
- ② 隣近所とのつながりが希薄化せず、住民同士の助け合いを続けていくため、今後も、住民同士のつながりを強めることができる、これまでの活動を継続していく必要があります。
- ③ 今後起こり得る地震に対し、あきらめや対策意識の低い声や行政等の支援や整備をうまく活用できていない住民もあり、災害時の支援を要する高齢者の増加が予想されますが、いざという時の個々の備えが日頃から十分にできていません。



【重点取り組み】

1	住民によるサテライトの充実	集まる場所がみんなの使いやすい場所になるよう話し合っていきます。そして、地区の交流やつながりづくりを大切にしながら、みんなが参加できるような場にしていきます。
2	マップやカードも継続しながら、見守りの強化に取り組みます	小地域ケア会議で、マップやカードのことも見守り意識を持って話し合いながら、いざという時にお互いが支え合えるようにしていきます。特に独居高齢者に対しての見守りに力を入れていきます。
3	現在行われている行事の継続と充実	これまで地域で行われてきた運動会や盆踊りなどの行事を続けていきながら、若手も巻き込めるよう話し合っていきます。

(大野見地域カルテは資料編P114)

大野見地域アクションプラン

【第1期地域アクションプランの取り組み】

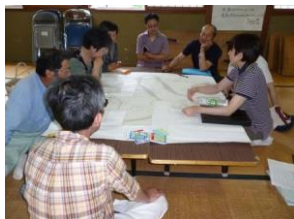
アクション1:「つながる安心カード」の普及

アクション2:あったかふれあいセンター「ほのぼの大野見」の有効活用

アクション3:地力隊の活動の推進

◇「つながる安心カード」の普及

小地域ケア会議(事前・事後会議)



訪問



つながる安心カード



◇あったかふれあいセンターほのぼの大野見

集い



ほのぼのランチ



サテライト



地域福祉研修会



◇交流事業等



大野見地域アクションプラン

【目指す姿】

結いの精神が引き継がれる里

【課題】

- ① 人口減少と高齢化が顕著に現れ、これまで自然な形でできていた地域での支え合いや見守りの関係が保たれにくくなり、将来的にも危惧されています。
- ② 加齢に伴う身体機能や認知機能の低下から閉じこもりがちになる高齢者が増えています。移動手段の確保や外出することに対して消極的になる高齢者も多く、悪循環な生活習慣からさらに機能の低下を招く恐れがあります。
- ③ 地域を支えてくれる団体は多いですが、新たな担い手づくりや若い世代の加入が見込めず、活動範囲が縮小され継続できなくなっている活動や地域行事が増えています。



【重点取り組み】

1	小地域ケア会議の展開	「つながる安心カード」の小地域ケア会議（事前事後会議）を通じて住民同士や地域での見守り・支え合いを推進していきます。 また、各地域の課題を出し合い、解決に向けて取り組みます。
2	高齢者の生きがい・健康づくり	趣味や特技を活かしながら高齢者が地域で活躍できる場を考え、住民同士が積極的に声をかけ合い、生きがいや健康づくりの取り組みに参加できる機会をつくります。
3	地域福祉の担い手育成	若い世代の地域福祉への巻き込み・担い手育成に取り組んでいきます。若い世代が所属し、活動する既存の団体や企業等を巻き込みながら若い世代の意見や参加が得られる場や協力体制づくりを行います。

(2) 社会福祉協議会による組織的な支援

【現状】

- 行政と社会福祉協議会それぞれが地域担当制をとり、協働で地域福祉の推進に取り組んでいます。
- 「進行管理事務局会」や「推進会議」で進捗管理を行うとともに、地域福祉拠点と位置付ける「あったかふれあいセンター」を運営し、地域福祉の推進強化が図られてきました。

【課題】

- 地域福祉拠点である「あったかふれあいセンター」を核として、各地域の地域福祉が推進されました。しかし、「地域アクションプラン」の町内への波及や新たな展開を考えるためにも意見交換や学びの機会が必要です。
- 「地域アクションプラン」の進行管理については各地域の「地域ふくし活動推進委員会」で行いますが、中土佐町全体における計画の進行管理は社会福祉協議会において行う必要があります。「あったかふれあいセンター」のみで地域福祉を進めることは困難であり、社会福祉協議会組織全体による支援が必要です。

【取り組みの方向性】

全町的な地域福祉の推進を図るために、様々な学びの機会を提供し、「地域アクションプラン」実践の場へ職員が参加する等組織的な支援を行っていきます。

事業名	内容	担当部署
① 社会福祉協議会による組織的な支援	●「地域アクションプラン」における互いの地域での意見交換の場や、先進地の実践事例やアクションプランプラスについての学びの機会を設ける。 ●小地域ケア会議等必要に応じた組織的な支援を行う。	社会福祉協議会

推進方策5 防災・災害時要配慮者支援対策の展開

避難困難地の解消に向け、津波避難タワーや避難路等の整備を行ってきました。また、災害対策基本法に基づく、災害時避難行動要支援者名簿の作成、それに伴う個別避難支援計画の作成を行ってきました。今後は整備された避難路等を使い、自主防災組織、地域住民、要支援者本人が互いに助かろうとする意識のもと、避難訓練等に取り組めるよう支援していきます。

(1) 災害時要配慮者の避難支援

【現状】

- ・ 自主防災組織の組織化を積極的に行い、自主防災サミットなどの開催や中土佐町自主防災会連絡協議会を設立しました。
- ・ 平成26年度からは災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成や個別避難支援計画の作成を行いました。平成26年度からは防災地域担当制を配し、各地域において町職員が主体となって計画等の作成に取り組みました。
- ・ 町内一斉避難訓練を実施し、避難訓練参加を促しました。
- ・ 避難困難地の解消に向けて、津波避難タワー、津波避難路等の整備を行いました。

【課題】

- ・ ほぼ町内全域で自主防災組織が設立されましたが、活動の中心となっている方の高齢化がみられ幅広い層からの参加が得られていません。平成28年度に設立した中土佐町自主防災会連絡協議会により防災体制の充実強化を図っていくことが必要となっています。
- ・ 個別避難支援計画について、地域に十分に浸透しておらず、地域での避難訓練の実施や要支援者の参加が少ないため、要支援者が参加できる現実に即した避難訓練の実施が必要です。
- ・ 避難行動要支援者台帳の整備及び個別避難支援計画の作成は一定進みましたが、避難訓練への参加が困難なこと等により、計画の見直しが十分に行えていません。また、計画作成する段階で支援者がいない要支援者も多く、地域とのつながりづくりが必要となっています。
- ・ 在宅酸素療法者や人工透析患者等の重点継続要医療者について、十分に対象者を把握できておらず、避難後の対応についても県や消防等との協議が必要です。

【取り組みの方向性】

中土佐町自主防災会連絡協議会の設立により自主防災活動の活性化を図り、自主防災組織、防災地域担当職員等が協力して、個別避難支援計画の作成や地域の避難行動要支援者を含めた避難訓練に取り組みます。

在宅酸素療法患者や人工透析患者の現状を把握するとともに、対象者に対して災害時の医療に関する情報等を提供していきます。

事業名		内容	担当部署
①	自主防災組織の活動	●自主防災会連絡協議会の活動の活性化に向けて組織体制の充実強化を図る。 ●町補助金の有効な活用を図る。 ●避難訓練の自主的な実施を促すとともに、避難行動要支援者の避難についても、協力を促す。	総務課
②	避難行動要支援者支援	●継続して避難行動要支援者名簿、個別避難支援計画の作成、更新を進める。 ●自主防災組織単位での避難訓練で、避難行動要支援者も参加できる避難訓練の実施を促す。 ●「あったかふれあいセンター」は、自主防災組織等と連携して避難訓練を実施する。 ●避難行動要支援者に避難訓練への参加を促し、個別避難支援計画の見直しを行う。	健康福祉課 社会福祉協議会
③	重点継続要医療者支援	●在宅酸素療法、人工透析患者等についての情報を収集するとともに、HOTステーションの設置、域外搬送の集合場所の決定を行い、対象者へ情報提供を行う。 ●健康福祉課、危機管理室、消防等が連携し、迅速に医療につなぐことができる体制づくりに取り組む。	健康福祉課

(2) 避難所運営に向けた取り組み

【現状】

- ・避難所運営に必要な物資・資機材の備蓄を行いました。
- ・平成27年度に上ノ加江小学校避難所避難所運営マニュアルを策定しました。
- ・福祉避難所については、町内4ヶ所の事業所と協定を締結しました。

【課題】

- ・「避難所運営マニュアル」を今後各地域に波及させていく必要があり、策定後の運用についての取り組みが必要となっています。
- ・災害に応じた避難所運営や避難経路について、住民に対して更に周知啓発が必要です。
- ・福祉避難所については、災害時に活用できる体制を整えるため、施設と連携し、訓練等を実施する必要があります。

【取り組みの方向性】

現在、上ノ加江小学校で策定している「避難所運営マニュアル」を参考にして、他地域でも策定し、マニュアルに基づく避難所運営ができる体制づくりに取り組みます。また、福祉避難所においても、指定施設と協議しながら要配慮者の受け入れができる体制を整えていきます。

事業名	内容	担当部署
① 避難所運営の体制づくり	●避難所運営マニュアル策定地域においては、住民への周知や自主防災組織と連携した避難所運営訓練を実施する。また、医療関係者と連携した訓練や勉強会等を実施する。 ●避難場所、避難経路が住民に効果的に活用されるよう、避難訓練や学習会を通じた啓発や、避難訓練等への参加を促す。 ●町内福祉避難所指定施設や高幡圏域にある指定施設等と協議しながら、適宜福祉避難所運営訓練を行い、要配慮者の受け入れができる体制づくりに取り組む。	健康福祉課 総務課

目標Ⅲ 地域で自分らしく暮らすことができるために、 包括的で、包摂的な支援を地域ネットワークづ くりとして進めます

推進方策6 住民の生活を支える地域ネットワークの構築

人口減少や高齢化等に伴い、交流の場が少なくなっているほか、移動手段の確保や買い物・健康づくりの機会の創出など生活に密着した課題があります。

生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、「あったかふれあいセンター」の地域福祉コーディネーターや関係機関と連携をするなかで、様々な団体とのネットワークを強化し、地域福祉の推進単位ごとに地域ネットワークを形成します。これらにより、「地域ふくし活動推進委員会」を第2層協議体とする実働へとつなげていきます。

(1) 高齢者等の生活支援のための地域ネットワークづくり

【現状】

- ・ 地域包括支援センター業務を中心に把握した地域課題を解決するための協議の場ができました。
- ・ 各「あったかふれあいセンター」単位で日常生活状況等が気になる対象者について、地域包括支援センター、中土佐町相談支援事業所、社会福祉協議会等の支援者が情報共有や検討をする場ができました。
- ・ 上ノ加江、矢井賀地域において定期的に小地域ケア会議を開催しています。住民、「あったかふれあいセンター」、社会福祉協議会、行政がマップを囲んで地域の気になる方や地域課題について検討しています。上ノ加江地域においては、「おとなりふれあい会」が立ち上がり、地域住民で見守りを行う体制ができています。
- ・ 大野見地域において、「つながる安心カード」の作成・更新のため、住民、「あったかふれあいセンター」、社会福祉協議会、行政がマップを囲んで訪問前後に小地域ケア会議を開催し、地域の状況等の把握、情報共有を行っています。
- ・ 介護保険制度の生活支援サービスの体制整備を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体の開催や「地域ふくし活動推進委員会」と連携した地域課題解決に向けた取り組みを行っています。協議体の開催では、地域課題の共有、要支援者の支援の必要性について検討しました。「地域ふくし活動推進委員会」を第2層協議体と位置づけ、各地域における地域課題の検討の場としました。

【課題】

- ・ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。また、支援課題が複数あり支援の困難性の高い事例や、世帯構成員に複数の要支援者のいる家庭が増えています。個別支援にあたっては、支援機関の重層的・一体的な取り組みが必要です。
- ・ 小地域ケア会議の実施状況に地域差があるため、地域の実情に応じて会議を開催していく等、地域課題解決に向けた取り組みをさらに進める必要があります。また、小地域ケア会議への参加者も高齢化が進んでおり、新たな担い手を増やすことが課題となっています。
- ・ 高齢者世帯や高齢独居世帯が多く、個別支援が必要なケースが今後増えていくことが予想されます。また、地域活動をしている方は高齢化や多数の役職を担っていること等により、見守り活動や地域活動を主体的及び継続的にできなくなることが懸念されています。高齢者の生活を支える上で、新たな担い手の育成と社会資源の創出が必要です。

【取り組みの方向性】

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図るとともに、社会福祉協議会、「あったかふれあいセンター」、行政、子育て支援機関が協働して子どもから高齢者までを対象とした個別課題や地域課題の解決につなげるネットワーク（中土佐型地域包括支援ネットワークシステム）を構築します。また、行政と社会福祉協議会が補完しあいながら、4地域（久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見）ごとの個別支援会議や共通課題の解決について検討する小地域ケア会議等を実施し、地域の特性に応じた地域の見守り支援体制や専門機関との連携を図る仕組みを構築します。

小地域単位での受け皿として、一般介護予防事業である貯筋クラブや元気塾などの活性化や情報交流の場づくりにも取り組んでいきます。生活支援コーディネーターの活動や協議体を通して、関係機関と連携し、高齢者の生活支援に取り組めます。



	事業名	内容	担当部署
①	中土佐型地域包括支援ネットワークシステムの構築	●医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を図るとともに、社会福祉協議会、あったかふれあいセンター、行政、子育て支援機関が協働し、子どもから高齢者までを対象とした①早期発見、②分析・検討・解決策、③連携支援という3つの機能を発揮できるシステムづくりをめざし、個別課題や地域課題の解決につなげるネットワークを構築する。 ●複合的な問題を抱えている対象者や世帯についても支援機関間の連携調整の強化を図る。 ●課題に応じた協議の場の設定と運営が行えるよう協議体や「地域ふくし活動推進委員会」等を活用する等、体制整備を図る。	健康福祉課 社会福祉協議会
②	小地域ケア会議の推進	●行政と社会福祉協議会が補完しあいながら、4地域(久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見)ごとの個別支援会議や課題の解決について検討する小地域ケア会議を実施し、地域の特性に応じた地域の見守り支援体制や専門機関との連携を図る仕組みを構築できるよう支援する。 ●上ノ加江、矢井賀地域においては小地域ケア会議の開催を継続し、参加者を増やす。また小地域ケア会議及び個別支援会議において、関係機関が情報共有し、連携して要支援者への対応を行う。「おとなりふれあい会」と連携した見守りを継続する。 ●大野見地域においては、小地域ケア会議を定期的に行い、地域住民と関係機関が「つながる安心カード」を活用した情報共有や課題の検討、役割分担を行う。 ●久礼地域においては、小地域単位で地域課題を検討する場を設けるとともに、順次地域を広げていけるよう、取り組む。	健康福祉課 社会福祉協議会

事業名	内容	担当部署
③ 生活支援体制整備事業	●生活支援コーディネーターと「あったかふれあいセンター」が情報共有し、地域の課題解決に向けて取り組む。 ●第1層協議体において、中土佐町全体の高齢者のニーズ、生活支援サービスについて検討を行う。「地域ふくし活動推進委員会」を第2層協議体と位置付け、各地域におけるニーズや課題の把握、資源の創出、人材育成に「あったかふれあいセンター」と協働して取り組む。 ●小地域単位で、一般介護予防事業である貯筋クラブや元気塾などの活性化や交流の場づくりにも取り組む。 ●高齢者サービス事業については、事業を継続し、配食サービス等の事業については、新総合事業での実施に向け検討を行う。	健康福祉課

(2) 見守り・支え合い活動の体制づくり

【現状】

- ・地域包括支援センターは、民生委員児童委員や地域住民らの相談に対応するとともに、見守り・支え合いの必要な方については「あったかふれあいセンター」や民生委員児童委員に繋げています。
- ・つながる安心カードの普及やマップづくりを通した「地域アクションプラン」の推進により、小地域単位での見守り・支え合いのネットワークが構築されました。
- ・要保護児童対策地域協議会等で関係機関が情報共有し、要保護児童・要支援児童の子ども、子育ての支援を行ってきました。
- ・小地域ごとの認知症理解や権利擁護の啓発等の講座や研修会を実施し、また多世代の交流会を開催することで、地域における見守り・支え合いの意識づくりと体制づくりを推進しました。
- ・年齢や障害の有無に関わらず、生活上で見守りが必要な方については、民生委員児童委員がそれぞれの方法で見守り活動しています。「あったかふれあいセンター」に、生活上で困難を抱えている方等の地域の情報が集まっており、行政や支援機関へつなぎ、必要な支援等を行っています。
- ・民生委員児童委員は、久礼、上ノ加江・矢井賀、大野見の3つの地域に分けて

活動しています。月に1回地域ごとに開催する定例会や年2回開催している総会で、活動内容の検討や勉強会を行い、各地域の実情に沿った活動を推進しています。

- ・ 認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトの養成や活動支援に取り組みました。
- ・ 認知症の方やその家族、支援者、専門職等が集い、認知症の人を支える取組やつながりを支援するため、町内3カ所でにこにこぼちぼちカフェ（認知症カフェ）を開設しています。

【課題】

- ・ 高齢者や障害者等、生活に困難さのある方に対して、今後も地域で、見守り・支え合いができる意識啓発や体制づくりが必要です。
- ・ 養育環境に支援が必要な家庭が増えており、公的サービスのみならず、子どもや子育てに地域住民が協力できるよう、意識啓発が必要となっています。今後、子どもを取り巻く環境においても個別支援が必要なケースが増えると予想されるため、教育と福祉が連携して支援にあたるよう支援体制の充実が必要です。
- ・ 独居高齢者世帯や認知症高齢者など支援が難しい方が増えてきているため、今後も地域包括支援センター、「あったかふれあいセンター」、民生委員児童委員、住民が情報共有・役割分担を行っていく必要があります。民生委員児童委員の活動だけでは対応できる範囲等に限界があるため、役割分担・情報共有を行いながら見守り等を行っていく必要があります。
- ・ 今後も認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトを養成するとともに、スキルアップや継続して活動できる体制づくりが必要となっています。
- ・ 地域住民が認知症に対して正しい知識を習得し、悩みや不安を解消できる場としての体制を整えることが必要です。

【取り組みの方向性】

地域包括支援センターは、総合相談など活動から把握した課題を整理し、「あったかふれあいセンター」の活動や地域福祉活動とのより一層連携した支援を行います。また、第2層協議体でもある、「地域ふくし活動推進委員会」を地域ネットワークの1つとして、見守りや支え合い活動の仕組みづくりにむけて、協議を進めます。そこで話し合われた内容を、「地域アクションプラン」にも反映し、組織的に取り組んでいきます。

民生委員児童委員は、「地域アクションプラン」等の活動へ参加・協力し、それらの活動を通して、地域住民や関係機関と連携して要支援者に対して支援を行います。

認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトを養成し、認知症に対する理解・啓発や自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを行います。また、認知症が疑われる方が早期に医療へつながるよう、認知症初期集中支援チームを機能させ、認知症の方が地域で安心して生活できる体制を整えます。

事業名	内容	担当部署
① 見守り・支え合い活動	●地域包括支援センターは、総合相談など業務から把握した課題を整理し、「あったかふれあいセンター」の活動や地域福祉活動とのより一層連携した支援を行う。 ●地域活動支援センターつどい処とともに、障害の正しい理解の普及啓発を行う。障害に対する関心を高め、障害のある人が地域の見守り活動に参加し活躍する場の創出などを行う。 ●要保護児童対策地域協議会での対象家庭の継続した見守りとあわせて、早期発見、早期対応できる仕組みをつくる。 ●民生委員児童委員等、地域の担い手を取り組む活動を支援する。 ●見守り・支え合いの意識をもつ住民を増やすための講座や研修会を開催する。	健康福祉課 社会福祉協議会
② 民生委員児童委員活動	●引き続き、定例会等で活動内容の検討や勉強会を行い、各地域の実情に応じた活動を推進する。 ●複合的な課題を抱える家庭支援のため、知識の習得が図れるよう、研修会を開催する。 ●「地域アクションプラン」等の活動へ参加・協力を促す。	社会福祉協議会
③ 認知症理解啓発事業	●活動への動機づけの支援事業(認知症キャラバンメイト交流会)を工夫しながら、事業を継続する。 ●認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトを養成する。 ●認知症キャラバンメイトが交流会やその他認知症に関する研修会に参加し、スキルアップを図るよう支援する。 ●にこにこぼちぼちカフェ(認知症カフェ)の周知を行い、集いの場や認知症に関する正しい知識の啓発を行う。	健康福祉課

(3) 健康づくり活動の推進

【現状】

- ・ 元気塾・貯筋クラブは、介護予防活動の中核として活動してきました。貯筋クラブは運動内容にも広がりが見られ、参加者の身体機能の維持・向上が図られています。
- ・ 高齢者の働く場の確保ため、シルバー人材センターへ支援を行っています。
- ・ 老人クラブ事務局においては、各単位クラブの育成、活動推進への協力を行い、老人クラブ活動の充実強化を図っています。
- ・ 平成27年度から、全地区で実行委員会を立ち上げ、敬老会を開催しています。
- ・ 地域活動支援センターつどい処が開所し、障害者の居場所や集いの場となっています。障害児長期休暇支援事業を毎年定期的に開催することで、障害児の居場所、体験の場、また保護者の負担軽減につながっています。
- ・ 高齢者等外出支援事業については、事業の周知がされ、利用の増加がみられてきましたが、まだまだ周知が不十分です。重度の障害者には、福祉タクシーチケットと合わせて、障害者外出応援事業としてタクシー・ガソリン券として利用できるチケットを交付したことにより、通院にかかる負担軽減、生活活動範囲の拡大が図れました。
- ・ 3か所の「あったかふれあいセンター」は誰もが集い、交流できる場になっています。
- ・ 平成28年度まで実施した、健康マイレージ事業については、事業周知がされ、マイレージポイントカードの寄付・使用枚数は高齢者を中心に年を重ねるごとに増加しており、健康づくりや研修会等への参加者は増えています。

【課題】

- ・ 貯筋クラブや元気塾の継続・拡大には、継続的な支援が必要です。また、閉じこもりや地域からの孤立を防ぐために、今後も高齢者等外出支援事業による社会活動の範囲拡大や、「あったかふれあいセンター」による多世代間の交流活動、老人クラブや障害者協議会、シルバー人材センターへの加入による活動機会の創出等、生きがいの場づくりが必要です。また、敬老会を各地域で実施し、地域内及び地域間での高齢者の交流の場を継続していく必要があります。
- ・ 地域活動支援センターつどい処については、障害者の地域活動への展開の橋渡しとなる機能充実が必要です。
- ・ 健康マイレージ事業は、平成29年度からは高知家健康パスポート事業へ移行していきます。町民の健康づくりの活性化に向け、事業の普及啓発を行うとともに、町独自事業の活性化に向けた検討が必要です。また、町独自事業に

よる使用、寄付については、参加団体等の協力が必要です。健康づくりマイレージ事業から高知家健康パスポート事業への滞りない移行に向け、住民への周知が必要です。

【取り組みの方向性】

高齢者の身体機能の維持・増進のため、貯筋クラブや元気塾を継続します。また、「あったかふれあいセンター」や地域活動支援センターつどい処において、イベント等を通して、多世代間の交流を行います。

町民の健康づくりの推進のため、高知家健康パスポートの活用を図ります。

	事業名	内容	担当部署
①	ふれあい・生きがいづくり事業	●元気塾・貯筋クラブへのより一層の参加者や開催場所の増加に向けて支援を行う。 ●高齢者等外出支援事業の周知を行う。 ●「あったかふれあいセンター」において、イベント等を通して多世代の交流を図る。 ●老人クラブや障害者協議会は新規加入者や若手会員の増員を図る。 ●シルバー人材センターについては、継続して補助を行い、高齢者の働く場の確保、会員増加に向け取り組む。 ●敬老会は地域の意向を踏まえた開催内容を検討するとともに、地域主体の実施に向け支援する。 ●地域活動支援センターつどい処の活動を地域住民へ周知する。障害のある人が地域で自分の得意なことや好きなことを生かして活躍できるよう支援する。	健康福祉課 社会福祉協議会
②	高知家健康パスポート事業の推進	●町民の健康づくりの推進と町独自の地域福祉事業への住民の積極的な参加を促すため、高知家健康パスポート事業の活用を図る。 ●元気塾、「あったかふれあいセンター」やサテライト等で高知家健康パスポートの周知を図る。	健康福祉課

推進方策7 「しごとづくり」の地域ネットワークの推進

生活困窮者自立支援の取り組みは、経済的支援にとどまらず、地域から孤立している状態にある方に対して、地域社会に参加することを支援する必要があります。経済的な困窮からの脱出を将来課題とするだけでなく、社会との接点を得る「ツール」としての「しごとづくり」が求められています。制度上の用語では、これを「中間的就労」と呼んでいます。それに相当する「しごと」を生み出すことも、地域福祉の課題として位置づけました。

(1) 社会参加の場と地域課題解決のための「しごとづくり」

【現状】

- ・平成27年度に「地域における生活困窮者支援のための共助の基盤づくり事業」において、中土佐町内の未就労者調査を行ないました。調査結果では、未就労者が抱えていると思われる支援ニーズは「就労を含む地域福祉支援」が7割を超えています。ニーズを正しく把握し、必要な支援をしていくことが重要です。
- ・社会福祉協議会事務局に生活困窮者の相談窓口を設置し、生活相談支援員を配置し、相談受付体制をつくっており、必要に応じて関係機関と連携して支援を行なっています。
- ・未就労者調査の結果を踏まえて、平成28年度から「中土佐はたらくチャレンジプロジェクト」を開始しています。就労準備訓練事業所として、町内2か所の事業所・団体が同意し、受け入れを開始しています。
- ・対象者と事業所とのマッチング、事業所見学、体験などの受け入れ調整、体験後の対象者と事業所の各振り返りを行い効果、課題を確認しました。

【課題】

- ・地域から孤立している状態にある方に対して地域社会に参加することを支援する必要があります。
- ・経済的な困窮からの脱出が将来課題のひとつであるため安定した収入が確保できるような町内での「しごとづくり」や「しごと」の経験を積む場が必要となっています。
- ・「中土佐はたらくチャレンジプロジェクト」における、町内事業所へのヒアリングでは、11事業所中8事業所が職場体験等の受け入れが可能と回答しており、一部の事業所では、直接のアルバイト等の雇用や体験後の雇用検討が可能と回答しています。今後は事業所と連携を深めながら、町内での社会参加の場・地域活動に参加する機会・一般就労に向けて経験ができる場の創出

に取り組む必要があります。

- ・特別支援学校以外に進学した障害や生活のしづらさのある子どもで、高等学校在学中に生活のしづらさを感じていても、卒業後の福祉的支援へのつながりが難しい現状があります。また、一般事業所に就職して適応できず、離職し孤立している場合もあるため、個々の状況に応じた支援が必要です。

【取り組みの方向性】

平成27年度に行った未就労者調査結果を踏まえて、「中土佐はたらくチャレンジプロジェクト」を始動しており、障害のある人たちや生きづらさを抱える人たち、生活困窮の人たちの社会参加の場や地域課題の解決としての地域での「しごとづくり」に積極的に取り組んでいきます。

事業名		内容	担当部署
①	生活困窮者自立相談支援事業	●生活困窮者の抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、社会参加の場・就労への伴走支援を行う。また、支援を通じた社会資源の活用・開発を行う。	社会福祉協議会
②	中土佐はたらくチャレンジプロジェクト	●町内での社会参加の場・地域活動に参加する機会・一般就労に向けて経験ができる場の創出に取り組む。 ●自立支援の必要な方への早期対応のため学校や若者支援機関との連携を図る。 ●対象者に応じた事業所などの見学や体験、定着に向けてコーディネートを行う。	健康福祉課 社会福祉協議会

（２）地域活性化事業と協働で取り組む「しごとづくり」

【現状】

- ・大野見南地区については、みなみの明日を考える会が中心となり平成28年度に新たに集落活動センターの拠点施設を整備する予定です。
- ・大野見北地区については、北地区振興会が中心となってワークショップ等により集落活動センターの検討を行っています。
- ・蟹の里やいか、北地区振興会等、各地域活動組織により、地域の活性化へ向けた検討や活動の推進が図られました。

【課題】

- ・大野見南地区の集落活動センターについては、持続可能な運営のため、より具体的な活動内容の協議を行い、一定の収入源となる収益活動を検討・実施

するとともに、「あったかふれあいセンターほのぼの大野見」のサテライトとの連携を図る必要があります。

- ・大野見北地区の集落活動センターについては、活動を進めていくにあたって実務等における人材育成及び地域住民の参加がしやすく協力を得られるような工夫が必要です。
- ・矢井賀地区については、地域の活性化へ向けた活動を行っていますが後継者不足の課題があります。
- ・地域課題に対して、小単位の地域と行政が一体となって課題解決に取り組み、各地域間の連携を図り、町全体の協働の町づくりに繋げていく必要があります。
- ・SEAプロジェクト（新港背後地）等の行政の地域活性化事業と連携し、未就労者のはたらく場、就労体験の場のひとつとなるよう、協議が必要です。

【取り組みの方向性】

久礼地域のSEAプロジェクト施設整備や大野見地域の集落活動センターの整備に向けた話し合いが進められています。地域活性化の事業と連携し、「しごとづくり」や地域課題解決に向けた支援等、地域福祉の視点から協働できる分野の可能性を検討していきます。

事業名	内容	担当部署
① 集落活動センターとの連携	●集落活動センターを整備し、集いの場や集落活動の拠点として地域が自立して運営を行えるよう支援を行う。 ●毎年度事業計画を作成し、地域住民が主体的に活動できる環境整備を行い、地域課題の解決や地域活性化へ向けた活動を行う。 ●集落活動センターの活動により多くの地域住民の参画を促す。 ●「あったかふれあいセンター」のサテライト等と連携した活動を行う。	企画課 社会福祉協議会
② 地域の活性化と地域組織の再生	●地域行事への参加等、地域の活性化及び集落の維持に支援を継続する。 ●矢井賀をよくする会、蟹の里やいか、北地区振興会やみなみの明日を考える会及び集落活動センターの活動等を支援し、地域の活性化を図る。 ●SEAプロジェクト等、地域活性化の事業と連携し、「しごとづくり」や地域課題解決に向けた支援等、地域福祉の視点から協働できる分野の可能性を検討する。	健康福祉課 企画課

推進方策8 地域福祉の人材育成の推進

これまでの地域福祉計画の策定、「あったかふれあいセンター(地域福祉拠点)」の整備、地域福祉の人材育成、といった好循環を踏まえて、より地域住民や地域福祉以外の専門職種が地域福祉の新たな人材となることを推進します。「安心して誰もが 地域で自分らしく暮らすことのできるまち」をつくる上でも、次なる担い手の創出・育成と地域福祉活動の継続性を高めることを意味します。

(1) 社会福祉協議会による担い手の育成

【現状】

- ・ 社会福祉協議会の体制強化としては、障害者地域活動支援センターつどい処の事業所設置、安心生活創造事業、地域自殺対策強化事業等を活用して人的資源の拡充を図り、地域福祉計画進行管理事務局会等を通じ大学等の支援協力のもと人材育成を行ってきました。
- ・ 「あったかふれあいセンター」事業を中心に住民とともに活動を行うことにより、地域福祉活動に参加参画する住民が増えてきました。また、社協だより・ホームページを活用して情報提供を行っています。
- ・ ボランティア登録団体について、活動実態及び今後の課題等についてヒアリングを行ないました。
- ・ 平成27年度に災害ボランティアセンター連絡会を立ち上げ、平成27年度、28年度は久礼、上ノ加江、大野見の3か所で住民対象に運営模擬訓練を実施しています。
- ・ 町内の各学校の総合学習の一環として、元気塾・「あったかふれあいセンター」との交流や障害者の事業所、介護施設などとの交流を実施しています。
- ・ 生涯学習フォーラムを開催する等、住民へ生涯学習について普及啓発を行いました。

【課題】

- ・ 現在地域の担い手として活躍してくれている民生委員児童委員・老人クラブ・地域ふくし活動推進委員・元気塾や貯筋クラブのスタッフ等は複数の役を担っていることも多く、各種団体の高齢化も進んでいるため、後継者を育成する必要があります。
- ・ 「あったかふれあいセンター」や社会福祉協議会事業で小・中学生や一般住民を対象に研修会や学びの場を実施しています。今後も、「地域アクションプラン」と福祉教育を連動させながら、多世代を巻き込んだ取り組みを行う必要があります。

- ・ ボランティアセンターは、住民やボランティア団体へ情報提供を行う必要があります。地域のニーズを踏まえたボランティアの育成など取り組みを充実強化していく必要があります。
- ・ 大規模災害後、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営に主体的に関わることのできる住民が少ないことが予想されるため、地域住民に対し、災害ボランティアセンターについての周知が必要です。

【取り組みの方向性】

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核機関であり、民生委員児童委員、ボランティアセンター等の事務局を担っています。地域福祉の幅広い人材の育成のための事業に取り組むとともに、「地域ふくし活動推進委員会」活動の充実・強化や新たな人材確保にも努めます。これらのことは、地域コミュニティの維持や再生のための人材育成としても期待されます。

事業名		内容	担当部署
①	福祉教育の推進	●社会福祉協議会・教育委員会・健康福祉課等が福祉教育の推進方針について協議する。 ●住民が福祉教育に参加する機会を増やし、地域における福祉教育を推進する。	健康福祉課 教育委員会 社会福祉協議会
②	地域福祉の担い手育成	●元気塾や貯筋クラブの活動継続のために、新たなスタッフの育成等を行う。 ●「地域アクションプラン」や「あったかふれあいセンター」等の活動に参加者を増やし、新たな協力者を育成する。 ●「地域アクションプラン」を進めていく中で「地域ふくし活動推進委員会」、各種団体等が新たに自らの地域課題に気づき、それに対し主体的に取り組めるよう支援する。	健康福祉課 社会福祉協議会
③	ボランティア活動の支援基盤の強化	●地域のボランティアニーズの発掘と、それに対応するボランティアを育成する。 ●ボランティアセンターの活動強化を行う。 ●発災後、災害ボランティアセンターの立ち上げ・円滑な運営ができるよう、中土佐町災害ボランティアセンター連絡会と協働して住民周知や運営に関する取り組みを行う。	社会福祉協議会

(2) 専門職種の地域福祉への役割づくり

【現状】

- ・ 社会福祉協議会や「あったかふれあいセンター」は、個別支援を通して、介護保険、障害福祉サービス事業所と連携して、対象者に対する支援を行っています。

【課題】

- ・ 社会福祉協議会は、地域における他の社会福祉法人と連携し、地域福祉を推進する必要がある、各法人との連携に向けた検討が必要です。

【取り組みの方向性】

社会福祉協議会組織内で連携して地域福祉を推進します。

社会福祉法人制度改革に伴い、地域における公益的な取り組みを実施するための連携を行っていきます。

事業名		内容	担当部署
①	専門職種との連携	●社会福祉協議会内の地域福祉以外の専門職種と連携しながら地域福祉の取り組みを進める。 ●社会福祉法人制度等の改革の地域における公益的な取り組みを実施する責務として、中土佐町内における各社会福祉法人が策定する「社会福祉充実計画」を基に、連携の在り方を検討する。	社会福祉協議会

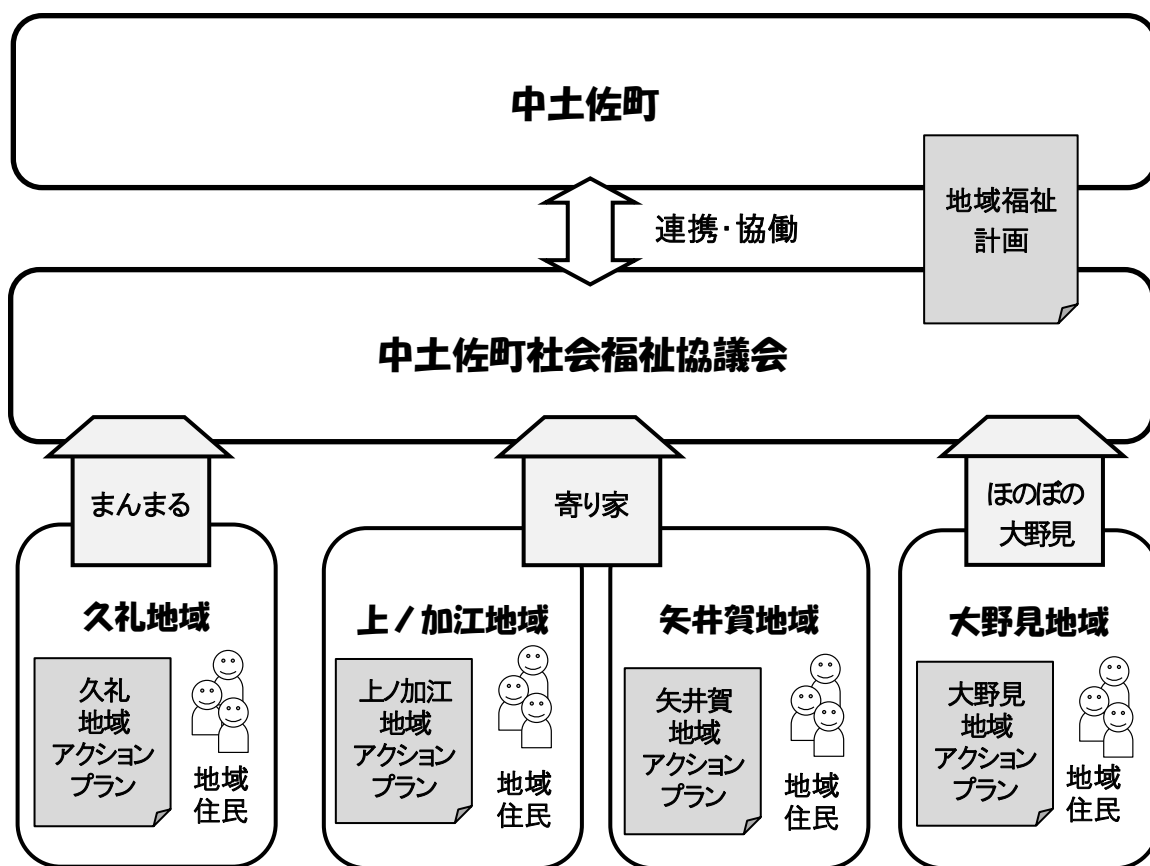
第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、行政と社会福祉協議会をはじめとして、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う団体等、様々な主体が協働することにより推進するものです。

「地域アクションプラン」は、「あったかふれあいセンター」（社会福祉協議会）が各地域の住民と連携・協働を図りながら推進します。

図表5-1 中土佐町地域福祉計画の推進体制



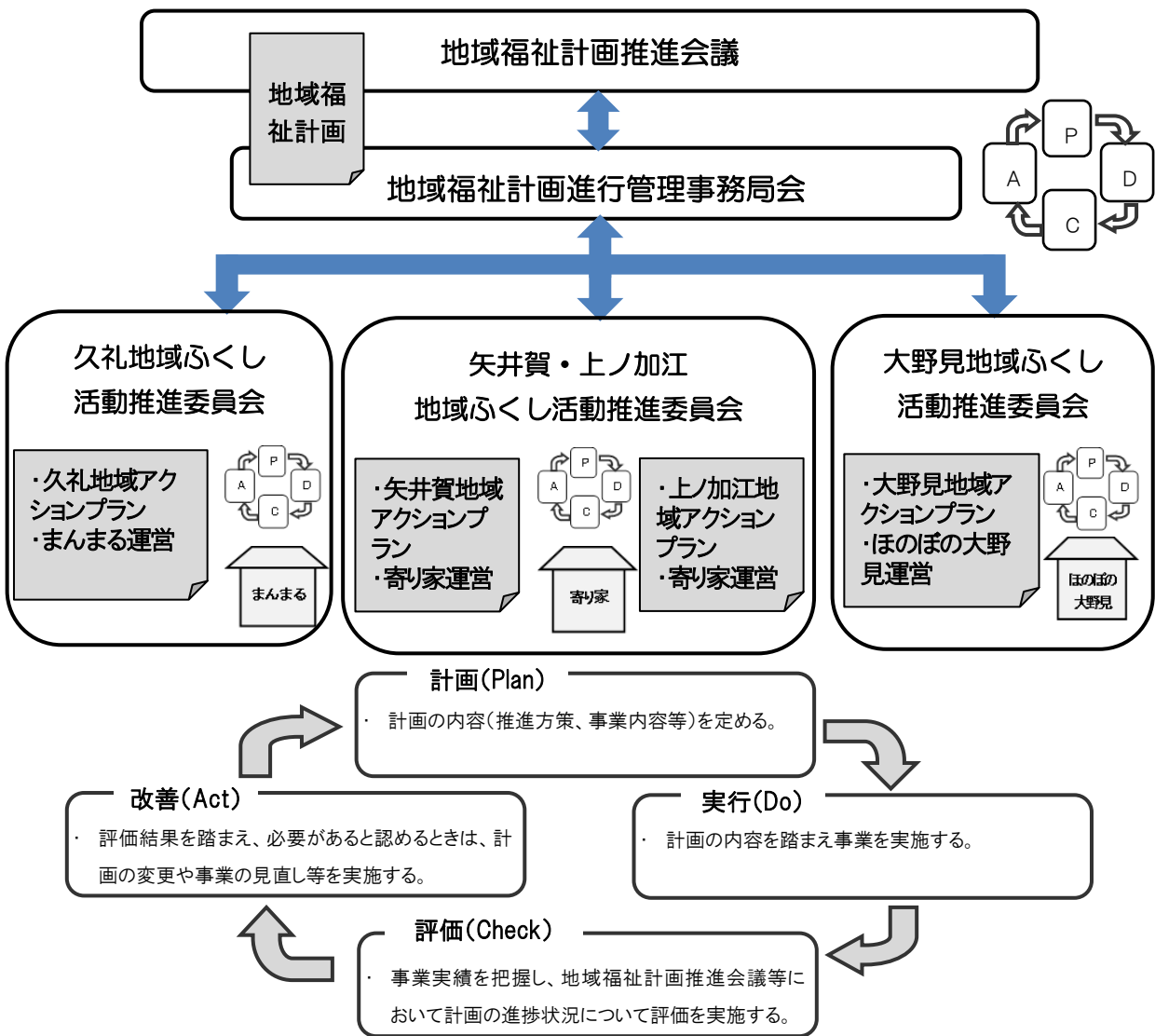
2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理体制

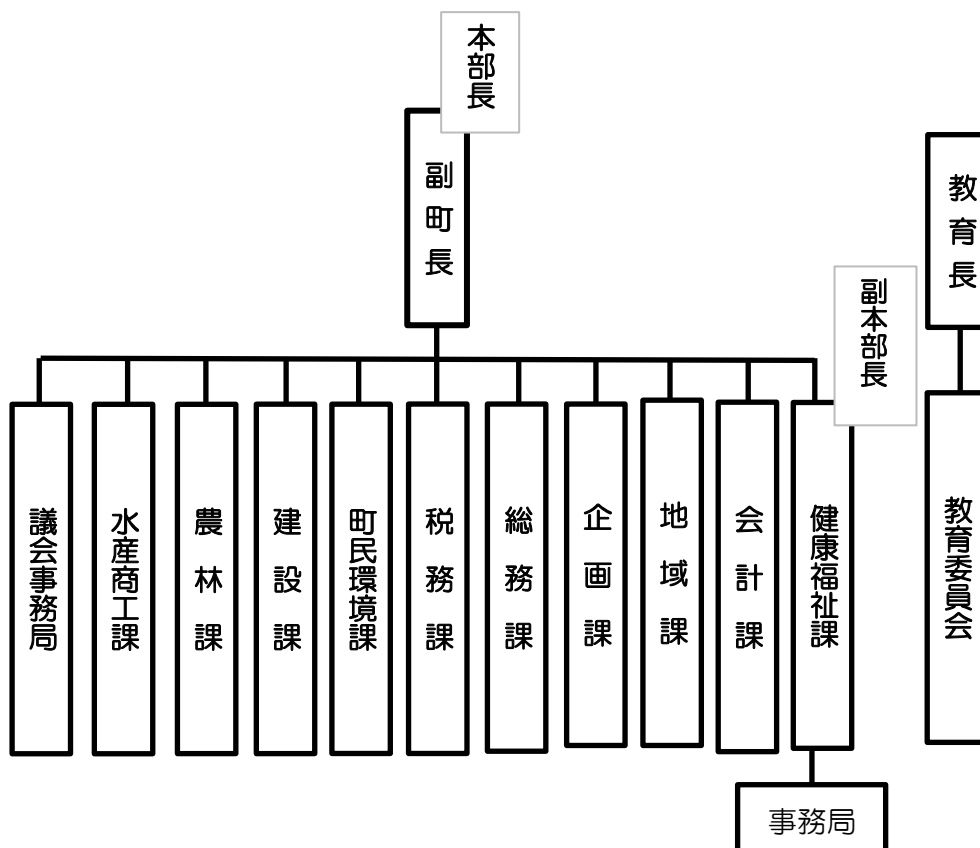
本計画を着実に推進するため、「地域福祉計画進行管理事務局会」においてPDCAサイクルによる計画の進行状況の把握・点検を行います。また、「地域福祉計画推進会議」において、他の関係福祉計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。また、「中土佐町のいち支える自殺対策行動計画」については、自殺対策を推進するため、庁内の横断的体制を整え、副町長が本部長を務める「中土佐町のいち支える自殺対策推進本部」においても、PDCAサイクルによる計画の進行状況の把握・点検を行います。

「地域アクションプラン」は各地域の「地域ふくし活動推進委員会」において、計画の進行状況の把握・点検を行います。

図表5-2 中土佐町地域福祉計画の進行管理体制



図表5-3 中土佐町のいち支える自殺対策推進本部組織構成



(2) 計画の進行管理スケジュール

本計画の計画期間は平成29年度から平成33年度の5年間です。本計画の進行管理にあたっては、平成29年度・平成30年度の実績について、中間年の平成31年度に評価し、平成32年度・平成33年度に向けて計画の見直しを行います。

図表5-4 中土佐町地域福祉計画の進行管理スケジュール

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
進行 管理 組織	計画 全体	地域福祉計画進行管理事務局会（年2～3回開催）				
		地域福祉計画推進会議（年1回開催）				
	いのち支 える自殺 対策行動 計画			いのち支える自殺対策推進本部 （年1回開催）		
	地域 アクション プラン	地域ふくし活動推進委員会（随時開催）				
計画の評価		平成 29 年度事業実績の整理	平成 30 年度事業実績の整理	2 年間の成果の確認 中間評価、計画の見直し	平成 32 年度事業実績の整理	計画期間の成果の確認 次期計画の検討

3 社会福祉協議会の基盤強化・発展強化計画の策定

(1) 計画の目的

「基盤強化及び発展強化計画」は、地域福祉を推進する中核的な団体である社会福祉協議会において、経営ビジョンを見据え、目標達成のための具体的な取り組み及び組織体制を確立し、組織力を強化するために策定します。

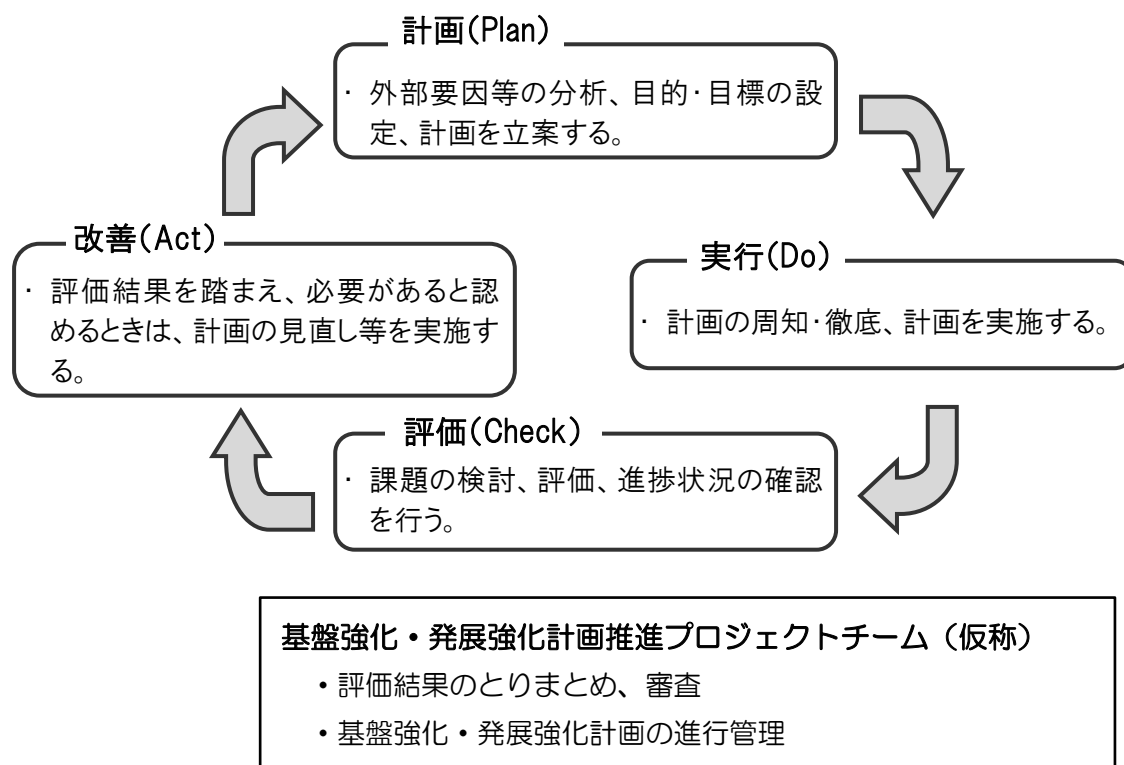
(2) 計画の策定及び進行管理

計画の策定にあたっては、役職員などによる「基盤強化・発展強化計画推進プロジェクトチーム（仮称）」が中心となり、平成29年度に策定し、平成30年度から実行します。

進行管理については、「基盤強化・発展強化計画推進プロジェクトチーム（仮称）」で、PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）を導入し、適切に管理し、事業評価を行います。

なお、中土佐町の施策状況や社会情勢の変化、法令等の改正を踏まえながら、計画の見直しが必要な場合は、計画期間内でも変更します。

図表5-5 基盤強化及び発展強化計画の進行管理



資料編

資料編

1 検討体制

中土佐町第2期地域福祉計画策定委員名簿

(順不同敬称略)

	団体名		地区	氏名
1	日本福祉大学 福祉社会開発研究所		全体	小木曾 早苗 ◎
2	大野見地域ふくし活動推進委員会	代表	大野見	下元 一志
3	おおり会	代表	大野見	下元 和恵
4	大野見小・中学校運営協議会	会長	大野見	正岡 淳一
5	総務課	課長	上ノ加江	平田 政人
6	上ノ加江公民館運営推進委員会	委員長	上ノ加江	濱田 和昭
7	矢井賀・上ノ加江地域ふくし活動推進委員会 (上ノ加江地区)	代表	上ノ加江	木村 和世
8	本場通りもりあげ隊	代表	久礼	坂井 貞嗣 ○
9	中土佐町教育委員会	教育長	久礼	中城 守
10	久礼地域ふくし活動推進委員会	代表	久礼	山本 新一
11	中土佐町商工会青年部	部長	久礼	新田 義和
12	高知県須崎福祉保健所	所長	全体	細木 邦郎
13	矢井賀・上ノ加江地域ふくし活動推進委員会 (矢井賀地区)	代表	矢井賀	戸田 和慧
14	中土佐町民生委員・児童委員協議会	会長	矢井賀	三宮 安子

◎は委員長、○は副委員長

2 検討経過

(1) 地域福祉計画策定アドバイザー研修会議

地域福祉計画アドバイザー：日本福祉大学副学長 平野 隆之 氏

アドバイザーの目的：中土佐町地域福祉計画策定が円滑に遂行するために、必要な情報提供や助言・指導を行う。

参加機関：中土佐町役場健康福祉課、中土佐町社会福祉協議会、日本福祉大学

日時	内容
平成 28 年 5 月 11 日	1. アドバイザー研修会議の位置づけ 2. 進行管理のねらいと目的 3. 事業評価 4. あったかふれあいセンターについて 5. 策定委員会シミュレーション
平成 28 年 6 月 8 日	1. 第 1 回策定委員会での主なテーマについて 2. 第 1 回策定委員会の進め方 3. 第 2 期策定委員会に向けて
平成 28 年 9 月 6 日	1. 第 2 期計画の体系図 2. 地域カルテ及び地域アクションプラン 3. 事業評価及び第 2 期計画の評価について

(2) 地域福祉計画策定委員会

日時	会議事項等
平成 28 年 6 月 20 日	1. 委員長及び副委員長選出 2. 策定委員会の進め方及びスケジュール 3. 中土佐町の地域福祉の取組について 4. 地域福祉に関する現状と課題 5. 新たな課題への取組
平成 28 年 9 月 26 日	1. 事業所ヒアリング及び中土佐はたらくチャレンジプロジェクト事業所調査について 2. 事業評価について 3. 第 2 期地域福祉計画の目標及び推進方策について 4. 地域カルテ及び地域アクションプランについて
平成 28 年 11 月 28 日	1. 第 2 期地域福祉計画素案について 2. パブリックコメントについて
平成 29 年 2 月 16 日	1. 第 2 期地域福祉計画書案について 2. 地域福祉計画答申について

(3) 地域ふくし活動推進委員会

①委員数

地域	委員数
久礼	9 名
矢井賀・上ノ加江	14 名
大野見	11 名

②日時・協議内容

地域	日時	計画策定に関する協議内容
久礼	平成 28 年 5 月 30 日	第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定について
	平成 28 年 7 月 4 日	第 2 期地域福祉計画第 2 回策定委員会に向けて
	平成 28 年 10 月 27 日	第 2 期地域福祉計画地域アクションプランについて
矢井賀・ 上ノ加江	平成 28 年 6 月 23 日	地域福祉計画について 第 1 回地域福祉計画策定委員会報告
	平成 28 年 9 月 29 日	第 2 回地域福祉計画策定委員会報告 今後のスケジュール
大野見	平成 28 年 4 月 19 日	地域福祉計画について アクションプラン「つながる安心カード」の普及進捗状況
	平成 28 年 7 月 8 日	第 1 回地域福祉計画策定委員会について
	平成 28 年 8 月 18 日	地域カルテと地域課題の確認
	平成 28 年 10 月 11 日	地域福祉計画策定委員会報告 地域アクションプラン、地域カルテ、地域課題の共有

3 中土佐町地域福祉計画策定委員会 かわら版

中土佐町地域福祉計画策定委員会 かわら版 「安心してだれもが 自分らしく暮らすことのできるまち」

第1号：平成28年8月発行

中土佐町の地域福祉計画について

中土佐町では、「安心してだれもが 自分らしく暮らすことのできるまち」を目指し、平成24年3月に初めて「地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成24～28年度）」を策定しました。

今年度は、第2期計画（平成29～33年度）に向けた地域福祉計画策定委員会を全4回開催する予定です。その策定経過をお知らせするために、「かわら版」を順次発行することになりました。

計画策定では、地域福祉計画策定委員会での協議とともに、幅広い世代や地域性に応じた内容を盛り込むためのテーマ別ワーキンググループや地域別推進委員会を活かし、より一層皆様の意見等を反映しながら検討を行います。



新たな地域福祉計画の検討がはじまりました！

平成28年6月20日に第1回策定委員会が開催されました。中土佐町の第1期計画の到達点として、健康福祉課及び社協からの説明や委員による各地域の取組状況報告などが行われ、様々な意見交換が行われました。



第1回中土佐町地域福祉計画策定委員会の内容

あったかふれあいセンターからの報告

まんまる

「まんまる」運営委員会

住民運営委員が積極的にあったかふれあいセンターの運営に関わることで、地域とのパイプ役となり、地域のために何が必要かを一緒に考え活動するリーダー的役割を担い始めています。それに伴って、様々な参加者も増えてきました。今後は「地域ふくし活動推進委員」として、久礼地域全体を視野に入れて取り組もうとしています。



寄り家

小地域ケア会議

矢井賀を含めた5地区で、民生委員や地域住民、専門職が集まり、住宅マップ（4地区）や「つながる安心カード」（1地区）を使って、日頃の見守りや困りごとの早期発見、地域の課題解決に向けた取り組みにつながる会議を重ねています。見守り訪問組織「おとなりふれあい会」や「困りごとお助けカード」など、新たな活動が生まれています。



ほのほの大野見

つながる安心カード

緊急時・災害時に備えて、かかりつけの病院や服薬、緊急連絡先を記入する「つながる安心カード」の普及を進め、地域の見守りや支え合い、つながりづくりの再構築を目指しています。関連機関等と適切に情報共有をしながら更新作業にも取り組み、訪問時に生活状況の確認や困りごとの聞き取りを行って、ニーズの早期発見と対応につなげています。



地域福祉の活動状況についてご報告いただきました

大野見地域

住民が昔、井戸端会議や川談義をしていたような場所や機会が少なくなるなかで、「ほのほの大野見」がそれらの役割を担う新たな場として、高齢者だけではなく幅広く認知され地域に浸透してきているとの報告がありました。行政や社協への今後の期待についても意見があげられました。

上ノ加江地域

マップ作業などの継続により住民の気づきが生まれ、気かけ合う意識が強くなり新たな活動につながったこと、「寄り家」の地域福祉バザーなどでも上ノ加江と矢井賀の交流が生まれていること、権利擁護研修「劇」への楽しい取り組みなど多様な活動について報告がありました。

矢井賀地域

小矢井賀ではほとんどの住民が「つながる安心カード」を作成したこと、小矢井賀地区の運動会の開催（避難路を使ったゲームも実施）、月1回の「寄り家」のサテライトが住民の新たな集いの場や地域の困りごとを話し合う場にもなっていることなどについて報告がありました。

久礼地域

久礼地域では防災への関心が高く、「まんまる」と組んで定期的に行っている防災訓練について報告がありました。また、独居高齢者が増えているため見守りが課題であり、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携や「まんまる」の相談機能が活用されていることも話題にされました。

⇒あったかふれあいセンターが地域福祉の拠点として、住民の活動や暮らしを支えてきます

様々なご意見をいただきました

- あったかふれあいセンターの足場は固まってきている。次期計画では活かし方が重要。若い人の参加が少ないので、今後は長期間にわたって参加してもらうことが大事である。
- あったかふれあいセンターは福祉だけではなく、地域活性化、担い手育成まで行っている。今後は高齢者の交通の課題もあるので、商工関係者との関係も重要になる。
- 1つのあったかふれあいセンターの良い取組みが他の地域にも広がっているので、3つ運営しているメリットが出ている。マップ作りの話もあったが、顔の見える関係や信頼ができつつあり、地域づくりが進んでいると感じた。
- 未就労者の方を就労や社会参加につなげることは重要である。

中土佐町地域福祉計画策定委員会 かわら版 「安心してだれもが 自分らしく暮らすことのできるまち」

第2号：平成28年11月発行

第2回策定委員会が開催されました！

平成28年9月26日に第2回中土佐町地域福祉計画策定委員会が開催されました。

委員会では、第2期計画の目標及び推進方策等を検討するとともに、「地域カルテ及び地域アクションプランについて」では、地域活動に取り組んでいる委員の皆様から積極的なご報告をいただきました。



第2回中土佐町地域福祉計画策定委員会 議事

1. 事業所ヒアリング及び中土佐はたらくチャレンジプロジェクト事業所調査について
2. 事業評価について
3. 第2期地域福祉計画の目標及び推進方策について
4. 地域カルテ及び地域アクションプランについて

第2期計画の基本的な考え方が決まりました！

第2期計画の基本理念やめざすまちの姿のイメージが決まりました。中土佐町の地域福祉を推進するためには、行政だけではなく、住民の皆さん、事業者、社協、行政の協働が欠かせなくなっています。

<基本理念>

協働でつくる誇りのもてるまち

<めざすまちの姿>

安心して 誰もが
地域で自分らしく暮らすことのできるまち

【計 画 の 期 間】 平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。

【計画における地域】 第1期地域福祉計画に引き続き、久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見の4地域を地域福祉活動における「地域」に位置付けます。

地域カルテと地域の話し合いから見た現状と課題、 地域で活動する委員からの主な意見

大野見地域

地域の現状と課題

1. 人口の減少と高齢化

地域での見守りやコミュニティの場の活用など高齢者を地域で支える仕組みづくりが必要です。

2. 健康づくり・生きがいつくり

健康づくりや生きがいつくりに住民同士が積極的な参加を促し合うことが大切です。

3. 支え合い活動の継続

現在の支え合い活動を継続するとともに、新たな担い手づくり等が必要になっています。



委員からの意見

- 夜8時に歩いて帰っている時に、暗さを感じました。世帯が少なく空き家増えており、真っ暗なので、防犯・防災の課題となっています。（正岡委員）
- エコロジーファーマーズでは、「はたらくプロジェクト」の中間的就労の受け入れを行いました。参加した方がやりがいを感じたようで、「またやりたい」との声がうれしかったです。（下元和恵委員）
- 民生委員をしています。高齢者で一人暮らしの方が多いです。車の運転ができなくなった方も多く、バス便も減り、交通手段に困る人が多くなっています。（下元一志委員）

上ノ加江地域

地域の現状と課題

1. 担い手育成

現在活躍する住民は何役も担い、ボランティア団体や組織自身も、人材不足で活発な活動が十分にできない現状があります。

2. 多世代のつながり強化

多世代の住民がつながりを継続、強化していく必要があります。

3. 自助力の向上

困った時や災害時に対応できるように、住民一人ひとりが考え取り組む必要があります。



委員からの意見

- 昨年の町民運動会は社協の協力もあり、町外の人参加もあってにぎやかになりました。今後は担い手として若い世代の関わりが課題です。（濱田委員）
- 1人で民生委員など何役もなので、高齢者にも頼れることは頼っています。災害時に助けに来てほしいという高齢者の方が、多くいます。（木村委員）

矢井賀地域

地域の現状と課題

1. 人口減少と高齢化

人口減少や高齢化は年々進行しており、今後、担い手不足から生活課題を地域でカバーできない可能性があります。

2. つながり強化活動の継続

今後も、住民同士のつながりを強めることができる活動を継続していく必要があります。

3. 自分でできる災害への備え

高齢化に伴い、災害時に支援を要する高齢者は今後増えることが予想されます。



委員からの意見

- 高齢者の一人暮らしの方が多く、買い物難民も増えています。買い物を代行し渡しても料理をできなくなってきた人がいます。（戸田委員）
- 足が痛い 70 歳の方の買い物を 80 歳以上の人が助けている、という場合もあります。また、寄り家の小地域ケア会議では運動会についても話し合いました。（三宮委員）

久礼地域

地域の現状と課題

1. 大規模災害に備えた日頃からのつながりづくり

自主防災組織の活動や避難訓練を通じて、日頃から隣近所とのつながりをつくり、顔の見える関係をつくることが重要です。

2. 子ども・子育て支援

地域との関わりを増やす取り組みや、地域での見守りを通して子どもを守る地域づくり、早期から相談できる体制づくりが重要となっています。

3. 担い手育成

地域福祉活動への参加等を通して、地域に関心を持つ担い手を増やしていく必要があります。



委員からの意見

- 民生委員の受け持ちエリアは高齢化が非常に進んでいて、避難時への心配があります。担い手育成など、様々なことが課題です。（山本委員）
- 10 月末に予定している自主防災組織の訓練は、車いすの方にも参加していただく予定です。また、子育て世代にも相談し、子どもの参加も予定しています。（坂井副委員長）

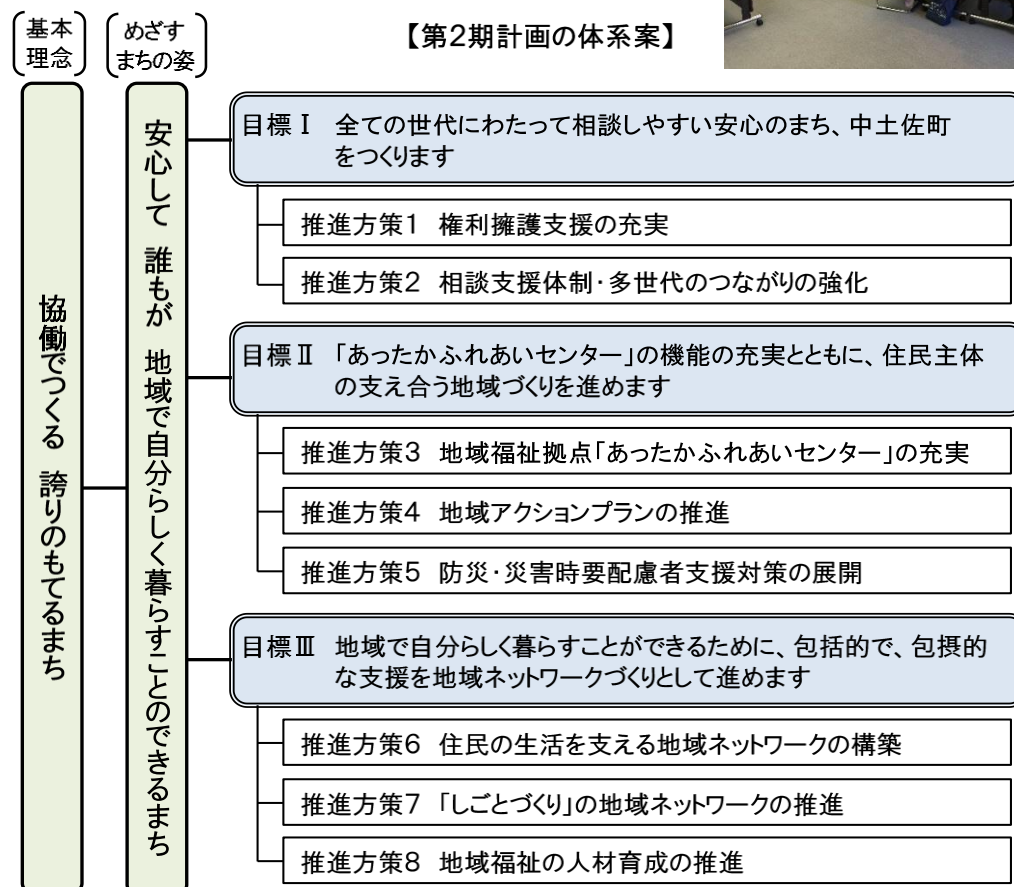
中土佐町地域福祉計画策定委員会 かわら版

「安心してだれもが 自分らしく暮らすことのできるまち」

第3号：平成29年1月発行

計画書素案について検討しました！

平成28年11月28日に第3回中土佐町地域福祉計画策定委員会を開催し、第2期計画の計画書素案を検討しました。第2期計画の体系案は以下の通りです。



委員からのご意見

- 権利擁護劇は非常にわかりやすく、劇中の主人公を重ね合わせて見ていたという声もあった/民生委員として私たちの身近にあるようなことに触れられていた(正岡委員/三宮委員)
- あったかふれあいセンターのお楽しみ会には様々な人が集まり、新しいつながりが生まれている。(木村委員)
- 要支援者や障害者にも積極的に周知した自主防災訓練では、全体訓練に行きづらいと考える人の参加も見られた(坂井委員)
- 知り合いばかりの中で子どもを見ており、(互いに)よく知っているためあまり問題に感じることはない(新田委員)
- 「地域アクションプラン」は、「地域と一緒に」「地域が主体になって」というところが見えてきており、とても評価できる。(細木委員)

地域アクションプランの内容

※各地域を代表する委員から、各地域ふくし活動推進委員会で協議したアクションプランについて報告していただきました。

久礼地域アクションプラン

目指す姿

声かけあい・つながりあい・支え合う まち

重点取り組み

1. 誰もが参加しやすい防災活動を展開します
小地域単位で進める防災に関する取り組みと協働し、参加しづらい住民が参加できるように防災・見守りマップ等を使って取り組みます。(小地域ケア会議)
2. 小地域単位で地域の支え合いネットワークを作ります
日ごろからできるつながりづくりや見守り支え合い活動を小地域単位で進めていきます。多世代の交流の機会を増やし、日頃から声をかけあったり子どもたちを見守っていく活動につなげていきます。
3. 地域福祉の担い手づくりをします
現在地域で行っている様々な活動や上記の1・2の取り組みを通じて、地域に関心を持ち協力できる担い手を増やしていきます。



委員からのご意見

- 活動の担い手が不足しており、活動の継続や展開ができないところがある。
- 担当地域の防災マップづくりで、若い世代もいることが分かった。しかし、若い世代は町内で仕事をしていないので参加が難しい。
- 会議を重ね、顔の見える話し合いができている。(山本委員)

上ノ加江地域アクションプラン

目指す姿

目くばい・気くばい・思いやりのまち上ノ加

重点取り組み

1. 小地域ケア会議に若手(20代~60代)が参加できるよう取り組みます
これまでやってきたマップや見守り、訪問等を継続・発展させていく為、多世代交流や既存の様々な行事をきっかけに、仲間づくりや新たな人材の発掘と育成をしていきます。
2. それぞれが役割を担える生きがい活動に取り組みます
地域のつながり強化や高齢者の健康の為、地区や常会の行事や伝統を次の世代へつないだり、趣味や特技を活かしたりできる機会を作り、1人1人が役割を持つことで生きがいにつながる活動をしていきます。

今後検討していくこと

- ①個々の困りごとに応じた支援 ②地域での子育て



委員からのご意見

- それぞれのアクションプランを、矢井賀と上ノ加江合同で4時間程協議した。
- 小地域ケア会議に、若い世代も参加した方がよいと実感している。知らない人のことも分かるようになり、住んでいるまちを改めて見直すことができる。(濱田委員)

矢井賀地域アクションプラン

目指す姿

人とひと絆深める安心の里

重点取り組み

1. 住民によるサテライトの充実

集まる場所がみんなの使いやすい場所になるよう話し合っています。そして、地区の交流やつながりづくりを大切にしながら、みんなが参加できるような場にしていきます。

2. マップやカードも継続しながら、見守りの強化に取り組みます

小地域ケア会議で、マップやカードのことも見守り意識を持って話し合いながら、いざという時にお互いが支え合えるようにしていきます。特に独居高齢者に対しての見守りに力を入れていきます。

3. 現在行われている行事の継続と充実

これまで地域で行われてきた運動会や盆踊りなどの行事を続けていながら、若手も巻き込めるよう話し合っています。



委員からのご意見

- アクションプランを住民でわきあいあい話し合いながらつくることは、とても重要だと感じた。
- アクションプランでは、できないことよりも今すぐできるような身近なところから取り組んでいきたいと考えている。(戸田委員)

大野見地域アクションプラン

目指す姿

結いの精神が引き継がれる里

重点取り組み

1. 小地域ケア会議の展開

「つながる安心カード」の小地域ケア会議（事前事後会議）を通じて住民同士や地域での見守り・支え合いを推進していきます。また、各地域の課題を出し合い、解決に向けて取り組みます。

2. 高齢者の生きがい・健康づくり

趣味や特技を活かしながら高齢者が地域で活躍できる場を考え、住民同士が積極的に声をかけ合い、生きがいや健康づくりの取り組みに参加できる機会を作ります。

3. 地域福祉の担い手育成

若い世代の地域福祉への巻き込み・担い手育成に取り組んでいきます。若い世代が所属し、活動する既存の団体や企業等を巻き込みながら若い世代の意見や参加が得られる場や協力体制づくりを行います



委員からのご意見

- 早くからこのような活動に参加していたら、もっとプラスになったろうと感じた。(下元一志委員)
- 以前、大野見には青年団や青年サークルがあり青年団の話には高齢者も耳を傾けていた。維持できていたらいいと感じた。(正岡委員)

中土佐町地域福祉計画策定委員会 かわら版

「安心してだれもが 自分らしく暮らすことのできるまち」

第4号：平成29年3月発行

第4回策定委員会が開催されました

平成29年2月16日に第4回中土佐町地域福祉計画策定委員会が開催されました。

策定委員会では、平成29年1月20日から2月3日まで実施されたパブリックコメントの結果と第2期計画案、第2期計画の平成29年度以降の評価方法等が議題となりました。

第4回策定委員会 議事

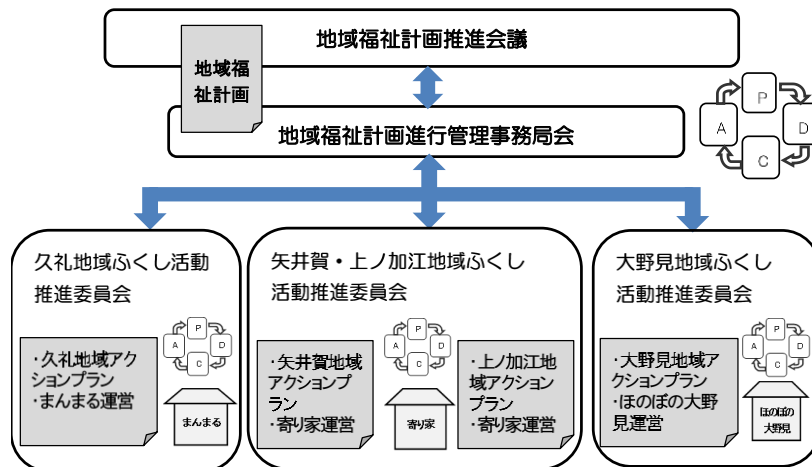
1. パブリックコメントについて
2. 第2期地域福祉計画書案について
3. 答申について
4. 事業評価について
5. その他



中土佐町第2期地域福祉計画の進行管理について

第2期地域福祉計画を着実に実行していくために、「地域福祉計画推進会議」（以下、「推進会議」）を年度末に年1回程度開催し、第2期計画の進捗状況の評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。地域福祉計画策定委員の皆様には、引き続き推進会議の委員をしていただく予定です。なお、「地域アクションプラン」は各地域の住民の皆さんで進めていただき、「地域ふくし活動推進委員会」で、計画の進行状況の把握・点検を行います。

図表 中土佐町第2期地域福祉計画の進行管理体制



※PDCAとは、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実行することです。

委員からのご意見

- 地域の福祉の話し合いに、若い世代が参加することは大切であると感じている。(濱田委員)
- 今回の計画策定の過程でも地域を越えて様々な人と交流でき、多くのことを話し合えた。参加できてよかった。(木村委員)
- 22年ぶりに生まれた赤ちゃんの節句を地域で祝おうと、全戸で鯉のぼりを立てるなどの動きが出ている。(三宮委員)
- 若い委員の地域への貢献の気持ちをすごいと感じた。今後は地域活動を若い人と共にやっていきたい。(下元一志委員)
- 推進会議では同じテーブルを囲むことで、地域の方々とすごく話し合いができる。(下元和恵委員)
- 実際に活動に取り組む地域の方が委員として多く参加し、現状を計画につなぐことができ、いい計画づくりになったと感じている。(細木委員)
- 策定委員会の事前打合せでも、地域のディスカッションをすることができた(坂井副委員長)
- 推進会議の場は、活動者同士が地域活動相互のいいところを学ぶ場にもなっている。今後は、

中土佐町第2期地域福祉計画案が決定しました！

策定委員会では中土佐町第2期地域福祉計画案が決定されました。本計画案をもちまして、3月21日に策定委員会の小木曾委員長と坂井副委員長から池田町長に答申を行います。

地域福祉計画について

第4号「かわら版」をご覧ください、ありがとうございます。

中土佐町第2期地域福祉計画については、中土佐町ホームページに掲載することとしております。また、概要版を作成し、皆様のお手元に配布することとしておりますので、ぜひご覧下さい。

◆問い合わせ先

【中土佐町役場健康福祉課】

FAX：0889-52-2432 E-mail:fukushi@town.nakatosa.lg.jp

【中土佐町社会福祉協議会】FAX：0889-52-3898

※あったかられあいセンターまんまる、寄り家、ほのぼの大野見でも受け付けています。

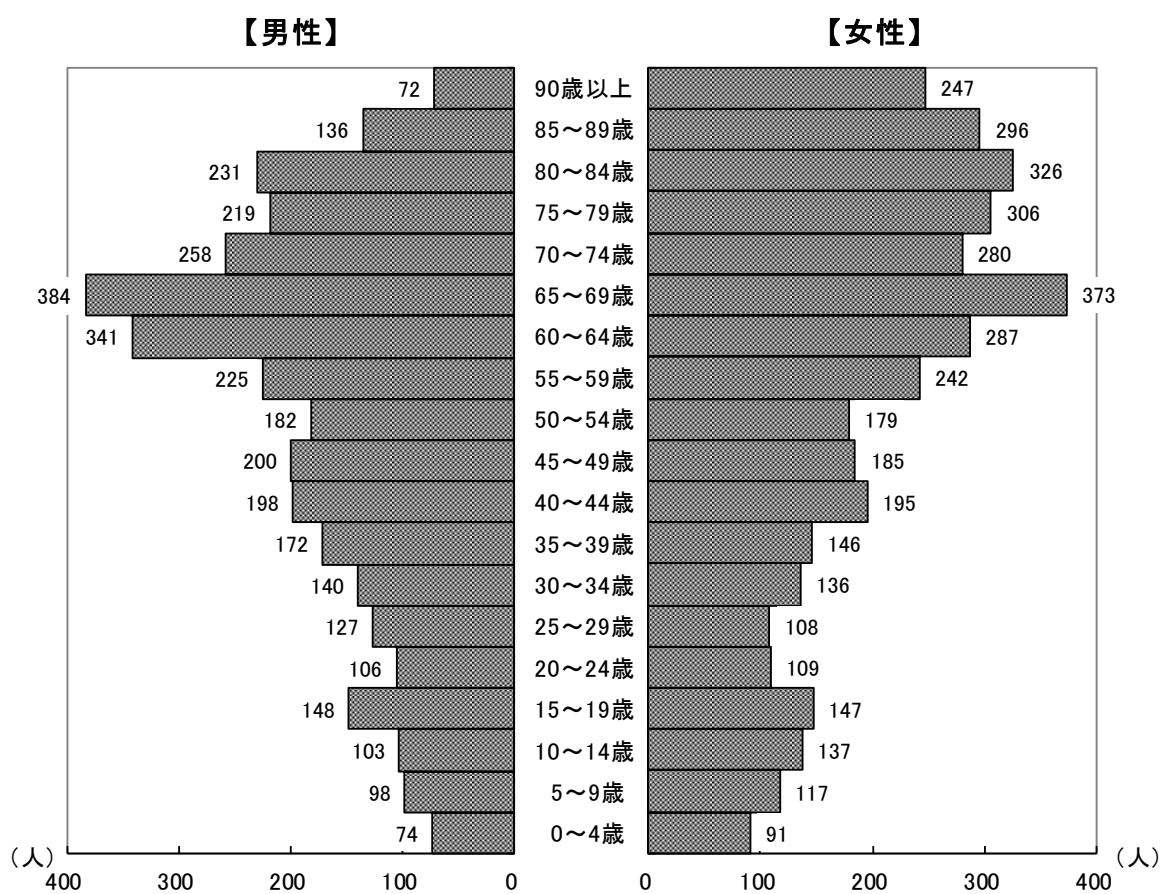
4 中土佐町の現状

(1) 人口の現状及び将来推計

①人口構成

図表6-1 人口構成

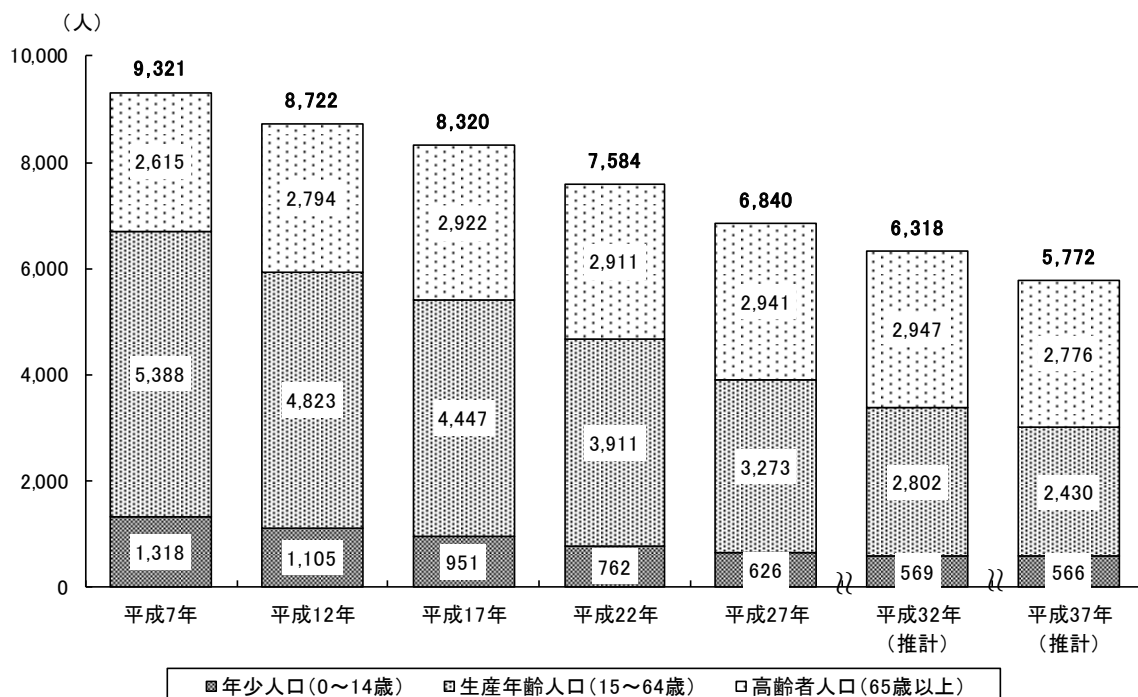
総人口	男性	女性
7,321 人	3,414 人(46.6%)	3,907 人(53.4%)



出典：中土佐町住民基本台帳人口(平成 28 年 3 月末)

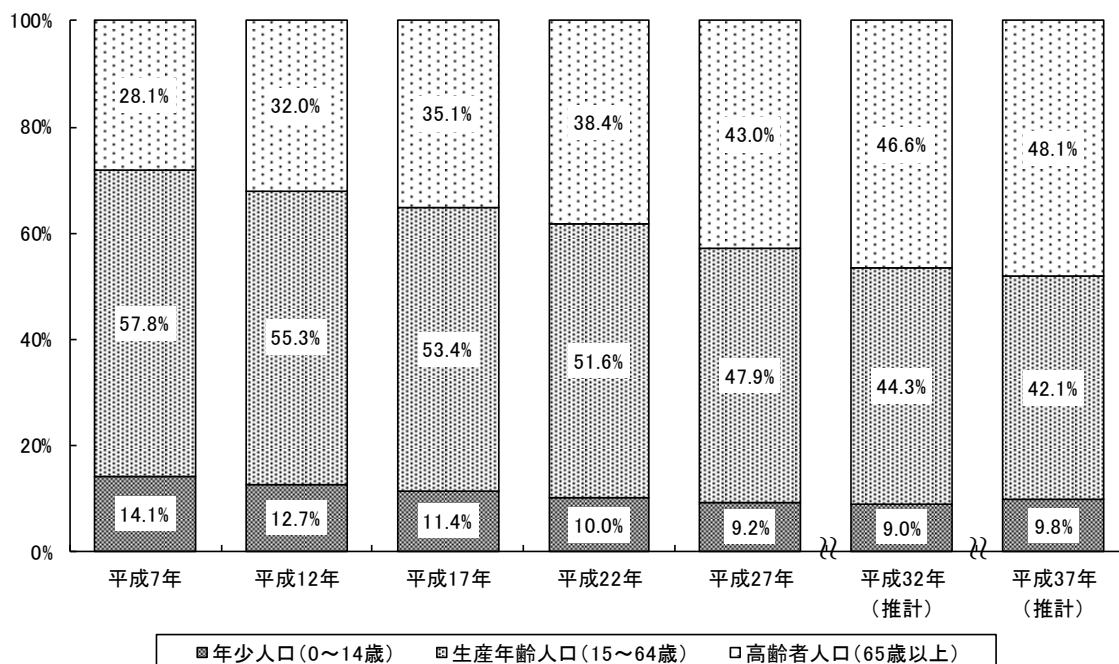
②人口の推移と推計

図表6-2 3区分別人口の推移と推計



出典：国勢調査、平成32年以降の推計は「中土佐町人口ビジョン」独自推計パターン1

図表6-3 3区分別人口構成比の推移と推計



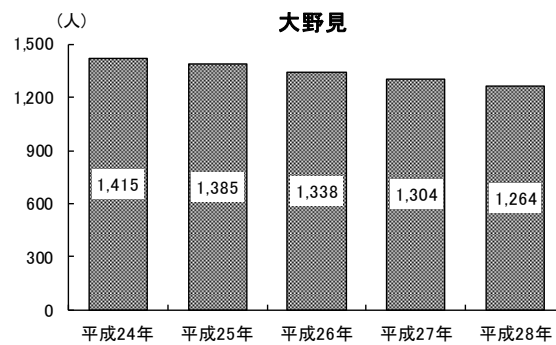
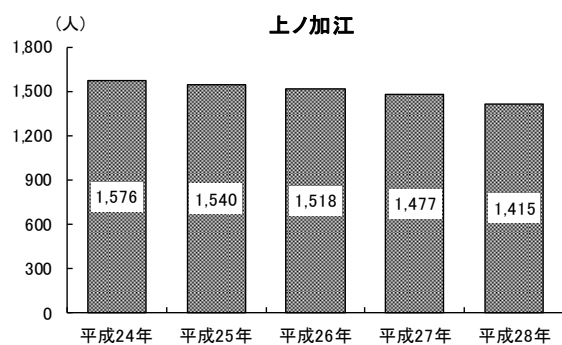
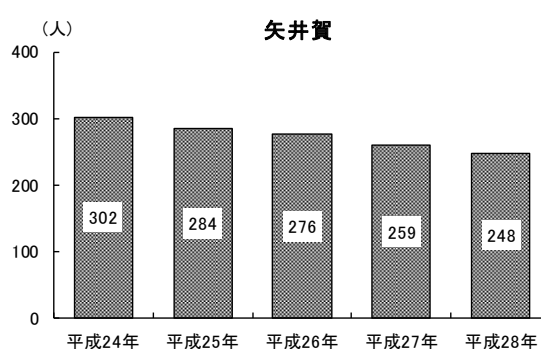
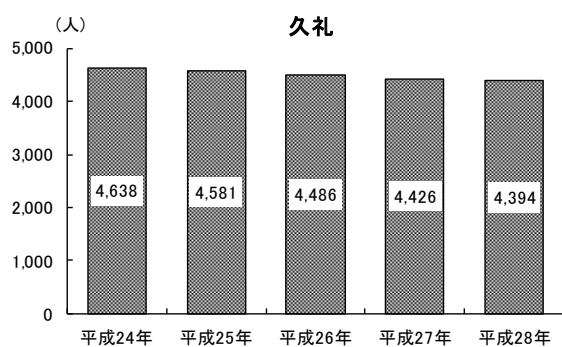
出典：国勢調査、平成32年以降の推計は「中土佐町人口ビジョン」独自推計パターン1

③中土佐町の地域別人口

図表6-4 地域別の人口

(単位:人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
久礼	4,638 人	4,581 人	4,486 人	4,426 人	4,394 人
上ノ加江	1,576 人	1,540 人	1,518 人	1,477 人	1,415 人
矢井賀	302 人	284 人	276 人	259 人	248 人
大野見	1,415 人	1,385 人	1,338 人	1,304 人	1,264 人
計	7,931 人	7,790 人	7,618 人	7,466 人	7,321 人



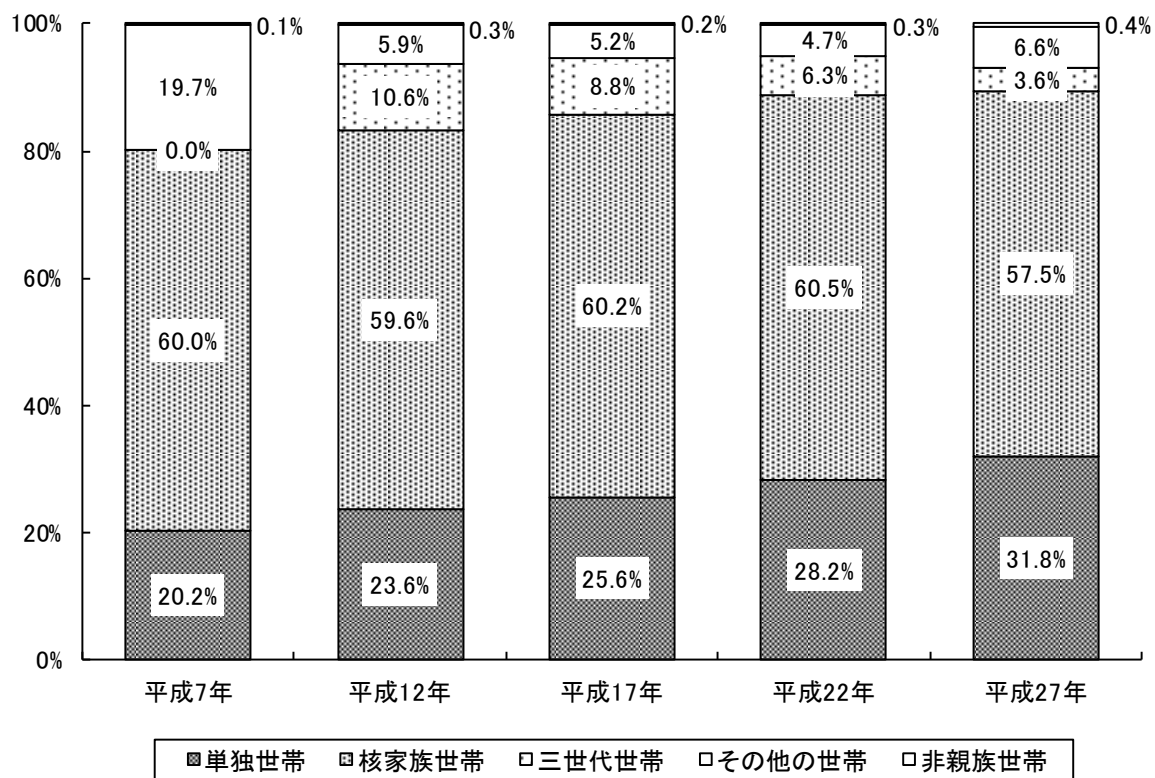
出典:中土佐町住民基本台帳人口(各年3月末)

(2) 世帯の状況

①世帯類型の推移

図表6－5 世帯類型の推移

	(世帯)				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	659	769	825	872	924
核家族世帯	1,959	1,943	1,937	1,870	1,674
夫婦のみの世帯	815	821	821	811	750
夫婦と未婚の子のみの世帯	882	842	801	746	615
ひとり親と未婚の子のみの世帯	262	280	315	313	309
三世代世帯	－	344	283	195	106
その他の世帯	643	193	166	145	193
非親族世帯	3	9	7	9	12
合計	3,264	3,258	3,218	3,091	2,909



出典：国勢調査

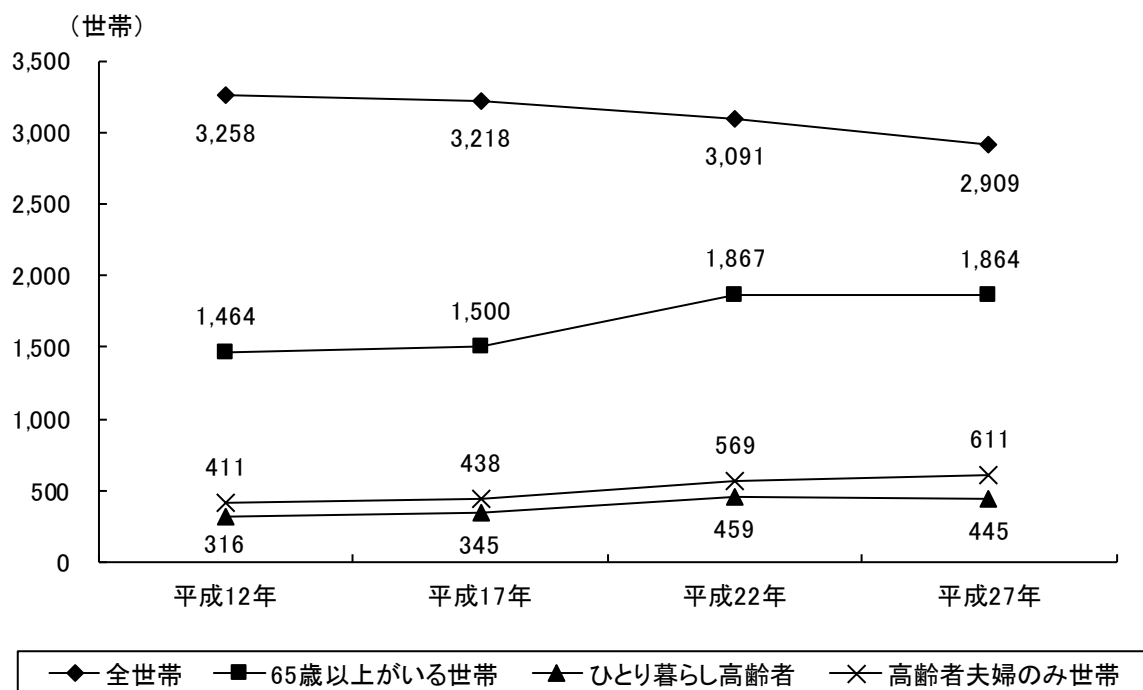
※三世代世帯とは、「夫婦、子どもと親から成る世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計

②高齢者世帯の推移

図表6-6 高齢者世帯の推移

(世帯)

		全世帯			
			65歳以上がいる世帯		
				夫婦とも65歳以上の 高齢夫婦世帯	65歳以上の 単独世帯
平成12年	世帯数	3,258	1,464	316	411
	全世帯に占める割合	100.0%	44.9%	9.7%	12.6%
平成17年	世帯数	3,218	1,500	345	438
	全世帯に占める割合	100.0%	46.6%	10.7%	13.6%
平成22年	世帯数	3,091	1,867	459	569
	全世帯に占める割合	100.0%	60.4%	14.8%	18.4%
平成27年	世帯数	2,909	1,864	445	611
	全世帯に占める割合	100.0%	64.1%	15.3%	21.0%

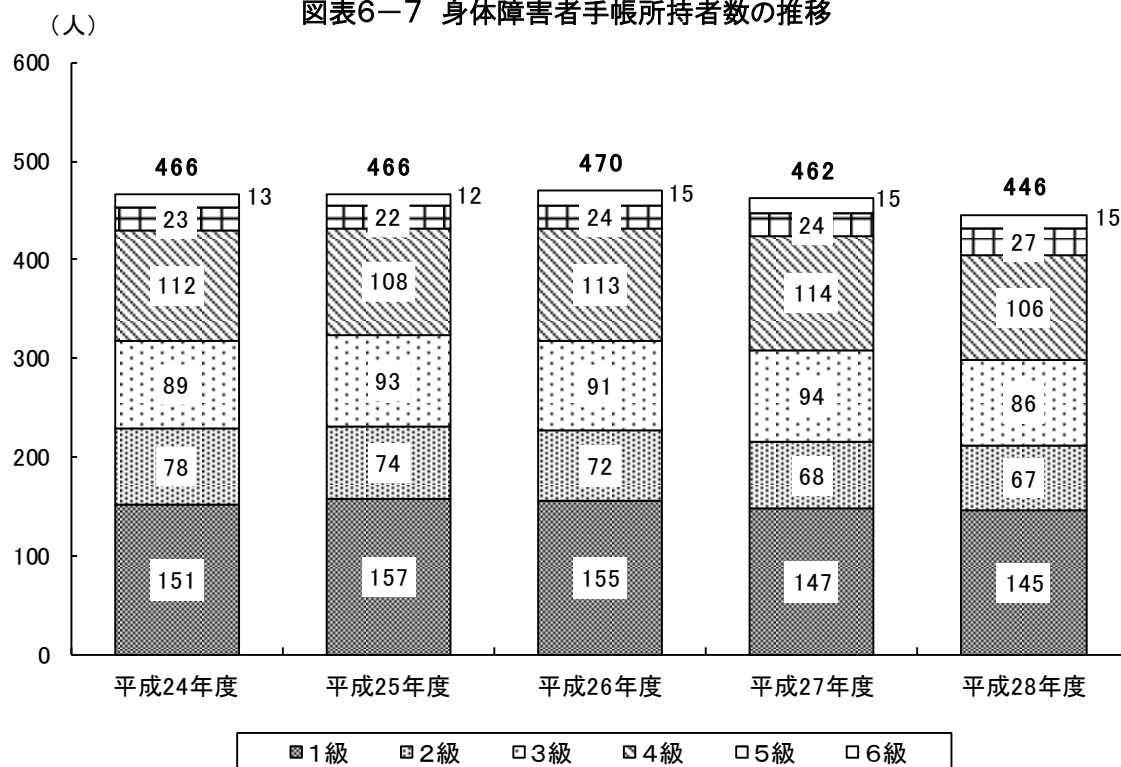


出典：国勢調査

(3) 障害者の状況

①身体障害者手帳所持者の推移

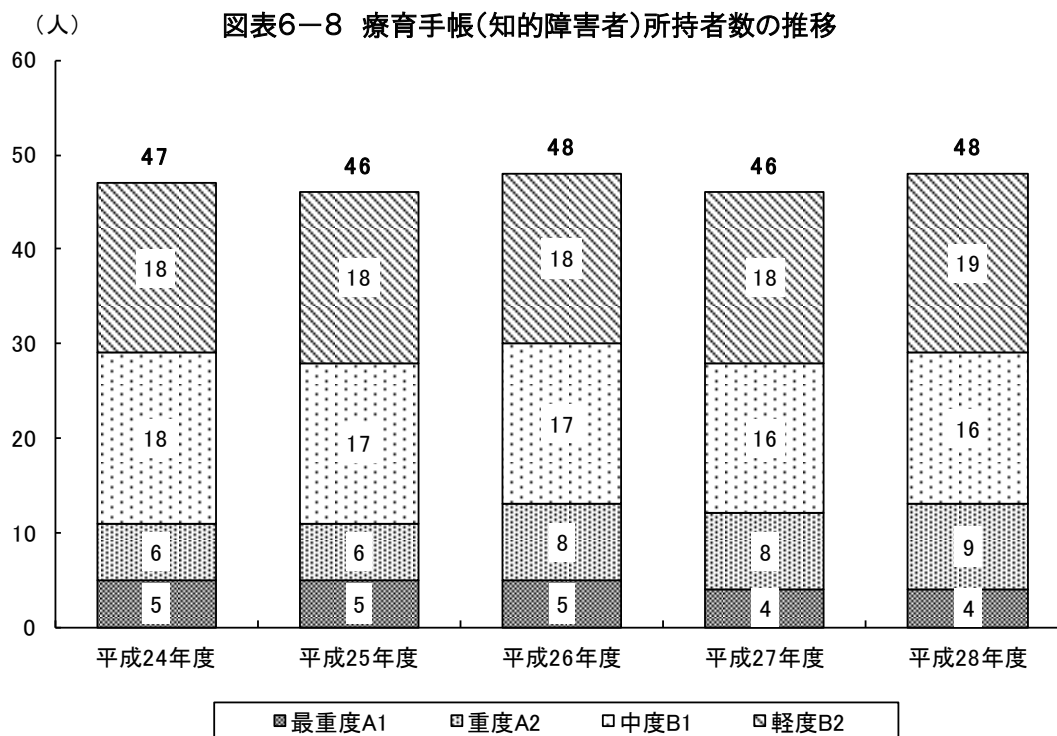
図表6-7 身体障害者手帳所持者数の推移



※各年度4月1日現在

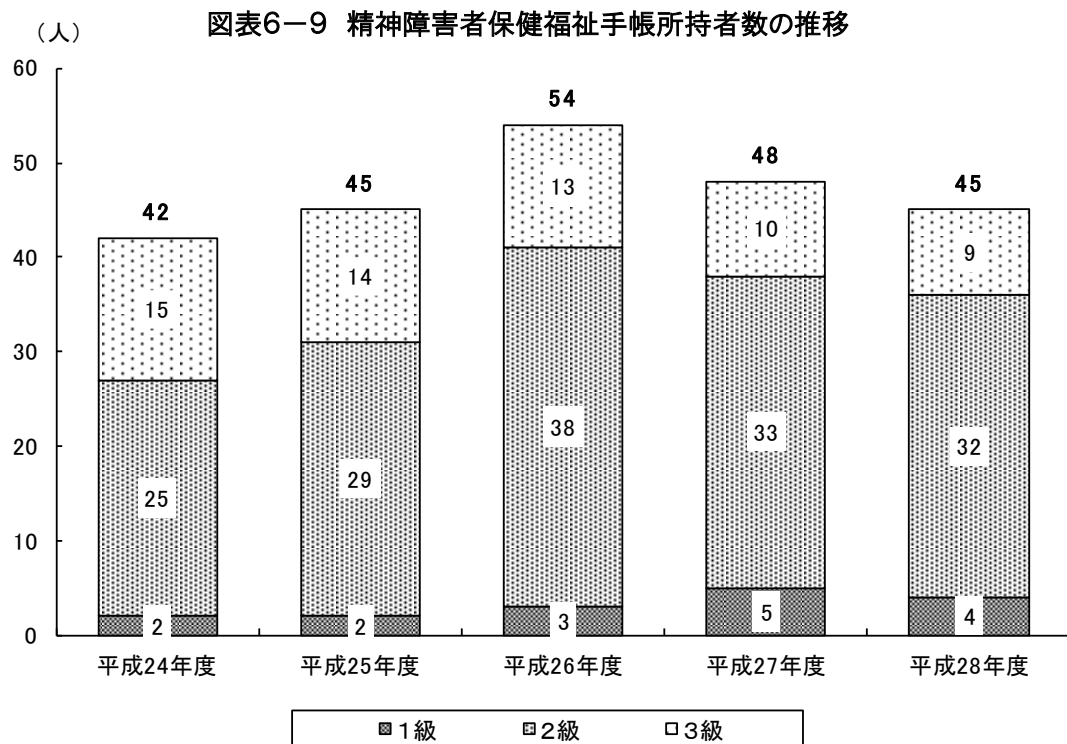
②療育手帳（知的障害者）所持者の推移

図表6-8 療育手帳(知的障害者)所持者数の推移



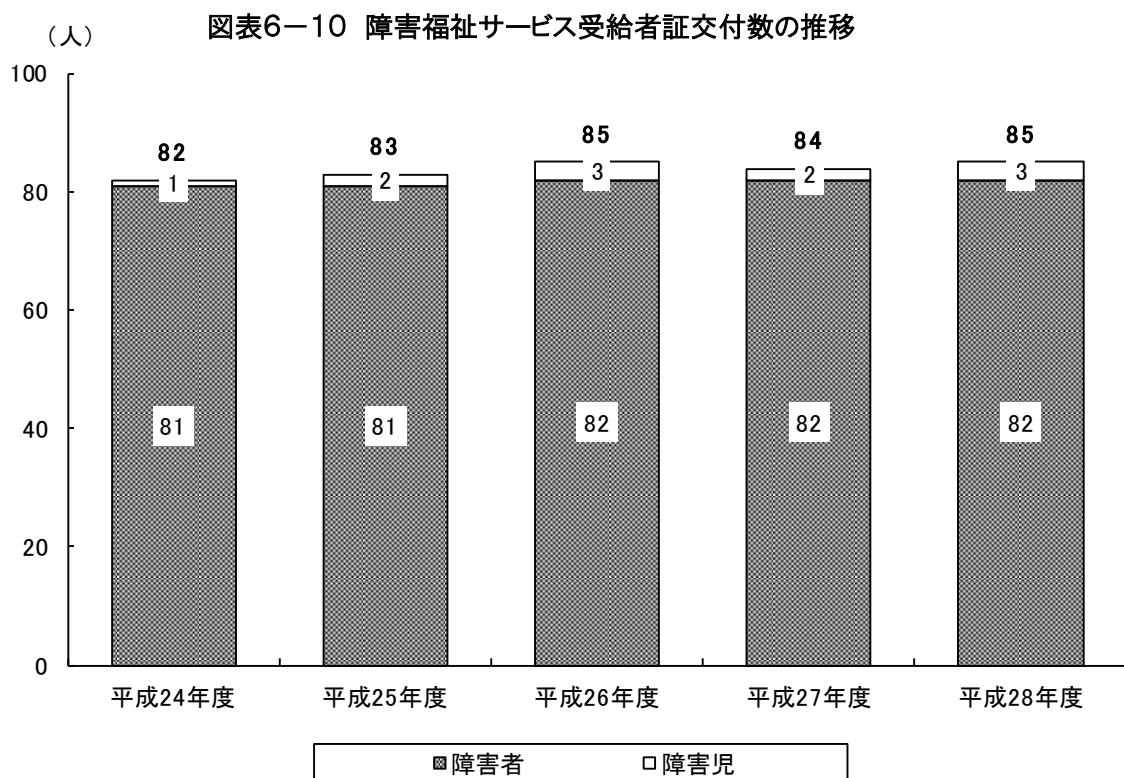
※各年度4月1日現在

③精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



※各年度4月1日現在

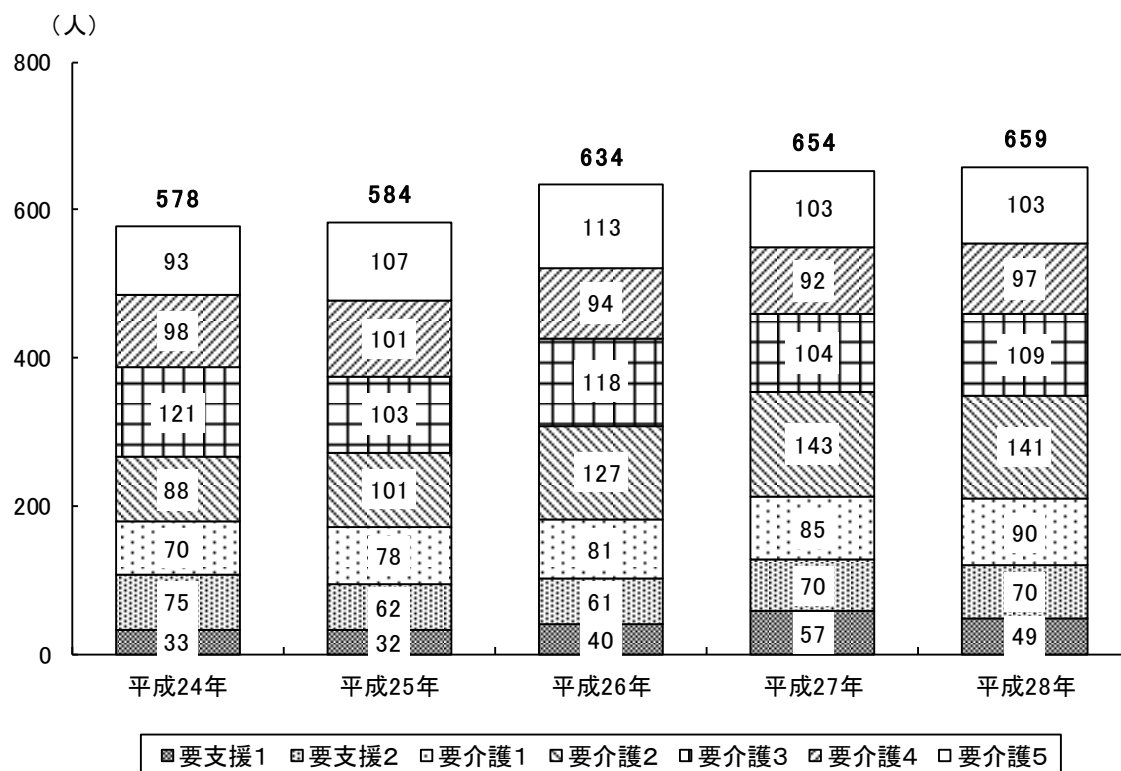
④障害福祉サービス受給者証交付数の推移



※各年度4月1日現在

(4) 要支援・要介護認定者の推移

図表6-11 要支援・要介護認定者の推移



※各年4月1日現在

5 中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、中土佐町がより良い支援につなげるため、支援関係者から地域の権利擁護支援ニーズの実態を明らかにし、一元的かつ継続的な権利擁護支援システム構築検討の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査対象

町内の各機関において、高齢者・障害者等の支援に直接関わる常勤職員を対象に実施

(3) 調査方法

事業所の管理者等を通じて配布・回収

(4) 調査時期

平成27年8月26日～9月14日

(5) 回収率

	発送・配布数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
合計	238	216 (90.8%)	213 (89.5%)

(6) 調査項目

- ・ 基本属性
- ・ 仮称・利用者・支援対象者
- ・ 権利擁護支援ニーズ
- ・ 虐待
- ・ 成年後見制度
- ・ 権利擁護支援センター（仮称）

(7) 調査から見た課題

①制度の普及・啓発

権利擁護に関する研修や成年後見制度、成年後見制度利用支援事業を知らない人が半数近くいる。成年後見制度は資格取得の際に知った人が多く、制度を研修に参加して知った人が2割台と少ない。研修や制度を知っている人のほうが、具体的なニーズや虐待等の状況を把握していることから、制度を知ってもらうための機会を増やしていくことが望まれる。

また、自由回答では、仕事で携わっていても難しいと感じる、研修会では難しいところは頭に入らないといった意見も挙がっている。そのため、勉強会のような講義だけではなく、劇や紙芝居、簡単なクイズなどを通して知ってもらうためのイベントに参加してもらい支援者だけでなく、支援を必要とする人にも身近なものとして制度の普及を進めていくことが求められる。

②多様化するニーズに対応する支援体制の充実

権利擁護支援ニーズは、お金に関することや福祉・医療に関すること、住まいや生活に関することなど多岐にわたっている。

利用者・支援対象者に当てはまる状況としては、自身でバランスよくお金を使うことができない、役場からの書類の意味が理解できない、住環境や食事が適切ではないなど、生活に密着した支援ニーズが多くなっており、これらから着手していくことが望まれる。

対応が困難なケースでは「介入拒否」が最も多く挙げられているが、支援対象者が自身の状態の変化を受け止められず、できるところから拒否につながっていることも考えられる。介入支援の方法が直線的なために生じるものであり、必ずしも支援の拒否でないと考えられる。状態の変化は緩やかに形成されていくため、従来のような支援を望む人が相談に来るという体制ではなく、状態変化に応じた支援ニーズを自然な形で理解していくことが望まれる。

多様化していくニーズに対応していくためには、それぞれの施設が相談を受けて支援をしていくのではなく、総合的な支援機能を有したセンターや専門的な機関などが連携し重層的に取り組んでいくことが望まれる。

6 未就労者調査の概要

(1) 未就労者調査の目的

町内における生活保護に陥る可能性のある未就労者については、自ら相談につながりにくい対象者と思われるため、今後実態に応じた解決策を構築するために、地域のネットワークを活用した把握と、訪問等による調査を実施する。

(2) 調査対象者

①対 象 者：中学校卒業～60 歳未満で半年以上定職についていない中土佐町住民
 [※短期就労で生活している方でも、不安定な就労状況で将来困窮に陥ることが予測される方に関しては訪問調査を実施した。]

②対 象 外：生活保護受給者・生活困窮に陥らないと思われる専業主婦

(3) 調査実施期間

平成27年5月～平成28年2月

(4) 調査対象者人数

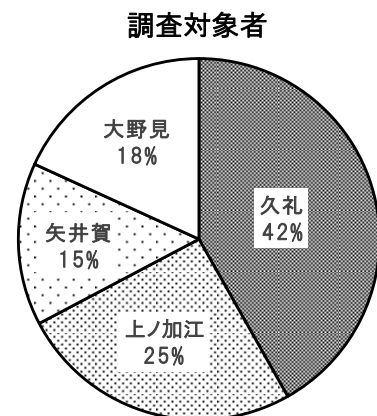
総数 55 名（男 44／女 11）※内 調査拒否 8 名

……久 礼 23 名（男 21／女 2）

矢井賀 8 名（男 3／女 5）

上ノ加江 14 名（男 12／女 2）

大野見 10 名（男 8／女 2）



(5) 生活の状況（複数に該当する対象者あり）

- ・ 独身 54名
- ・ 家族と同居 44名
- ・ 障害／疾病がある 21名
- ・ 町外から来た／戻ってきた 20名
- ・ 地域との付き合いがあまりない 28名
- ・ 世帯への社会福祉協議会・行政・民生委員児童委員の関わりがあまりない 29名

（６）調査結果

これまでは未就労者等について、課題意識を共有できていなかったが、支援の必要な方の情報を得て、保健師や相談専門員につなぐことができた。

調査結果から、自分の貯蓄や労賃があっても家族に頼って生活をしている方がほとんどであった。また、９人の就労歴がなく、１２人の離職期間が１０年以上となっている。就労意欲の有無については、ある方が１８人、ない方が１６人、不明な方が２０人となっている。

訪問調査を行ったことにより、医療や障害者福祉を要する方もいることがわかった。

（７）調査から見えた課題

就労先の情報については、県社会福祉協議会の就労準備支援事業で今回調査出来なかった団体・企業の中間的就労に関する情報を調査しており、情報を共有する予定である。

今回未就労の切り口で発見されたような、住民が存在は知っているが関わりを持ちづらい方と接点を持ち、つなぎを継続することが必要となっている。

7 事業所ヒアリング調査の概要

(1) 調査目的

町内の医療法人、社会福祉法人、介護保険サービス提供事業所、商工会等に、地域貢献、未就労者の就労支援への方向性をたずね、中土佐町第2期地域福祉計画の策定における基礎資料とする。

(2) 調査対象

中土佐町内の10事業所

(3) 調査方法

ヒアリング調査（訪問聞き取り）

(4) 調査時期

平成28年8月5日～8月18日

(5) 調査項目

- ① 事業者概要
- ② 地域貢献
 - ・ 地域福祉に関する地域貢献について検討していること
- ③ 未就労者の就労支援
 - ・ 業務・活動において人手が足りないことの有無
 - ・ 未就労者の就労支援へ協力できること
- ④ 中土佐町への意見・要望

(6) 調査結果

①地域福祉に関する地域貢献について検討していること

【現在していること】

- ・ ボランティアによる話し相手
- ・ 地域の人も参加する避難訓練やイベント（お祭り等）の開催
- ・ 地域の草刈り、清掃活動
- ・ 敬老会や学童保育への職員の派遣・物的支援
- ・ 保育園、小学校、中学校との交流、地域の盆踊り、敬老会、卒園式等への参加

【今後考えられること】

- ・ サロン等の実施（資金、必要物品等の提供必要）
- ・ 高齢者の介護等に関する相談所
- ・ 独居高齢者の見守り
- ・ 高齢者への配食、施設を使つての給食
- ・ 地域住民が参加できる認知症や感染症等に関する講演会
- ・ 災害時の避難場所としての施設の開放
- ・ 生活困窮者のための就労訓練事業

②未就労者の就労支援

◆業務・活動において人手が足りないことの有無

- ・ 人手が足りていないのは、10 事業所中 6 事業所である。
- ・ 具体的に必要な人手は、介護職員や、食事や掃除等専門性を問わない業務。

	事業所数
1. 具体的に人手が必要なことがある	4
2. 人手が欲しい現状はあるが、具体的にわからない	2
3. 人手は足りている	4

◆未就労者の就労支援へ協力できること

【人材について】

- ・ 職員が急に休んだ時に人が欲しい。
- ・ 夜勤シフトが可能な人が欲しい。
- ・ 高卒後 20 代で働いていない無資格の人を雇い、現在介護福祉士になっている職員もいる。

【行ってほしい業務】

- ・ 食事の準備、調理
- ・ 食事介助、入浴介助（ある程度の飲み込みが必要）
- ・ 入所者、入院患者の家の草刈り・掃除、墓掃除
- ・ 施設外の草木の管理等

【課題】

- ・ やる気の問題。すぐやめる人は難しい。本人に働く意欲がないと、事業だからと勧めても続かない。
- ・ 人間関係が苦手な方は難しい。メンタル面で働けない子についてフォローするのは難しい。声がけ程度ならできるが、来るか来ないか分からない場合のフォローは難しい。
- ・ 短期間の雇用は難しい。長期間雇用や数人でまわすことは可能。雇用につながるような人が良い。
- ・ 短期の場合雇用は難しい。雇用関係も手続きの手間が増える。また、人をつけないといけないと難しい。長いスパンで来てもらいたい。
- ・ 資格取得者で求職中の方なら来てほしいが、予定していた日に必ず来ること、せめて事前連絡をする等は出来る人。
- ・ 洗濯、掃除、調理等で就労しても生活を支えることは難しい。
- ・ 身体介護もあるので、病気、怪我、障害等で難しい場合もある。本人の精神状態にもよる。

【就労体験への協力】

- ・ 職場体験の受け入れは可能。未経験者でもかまわない。
- ・ 体験として教えることはできる。指導はできる。未経験者でも良い。
- ・ 学生の見学訪問、体験実習などを実施しているので協力はできると思う。
- ・ 就労準備支援事業利用者の受け入れが可能。ストックヤードでの作業等をしていただく。

【その他】

- ・ 知的障害者を受け入れた施設の話聞いたことがある。その方が入ることによって利用者が朗らかになるなど良いことがあったそうである。
- ・ 人や地域との関わりや、自分の役割を持てる場として、地域の人たちとの様々な活動の場へのつながりが可能である。
- ・ コミュニケーションが苦手な人は、ボランティアで人と関わりを持つ場に参加することから始めたらよいのではないかと。ボランティアすることで感謝される。

8 中土佐はたらくチャレンジプロジェクト事業所調査の概要

(1) 調査目的

町内11の事業所に未就労者の中間的就労支援に関する方向性等をたずね、中土佐町第2期地域福祉計画の策定における基礎資料とする。

(2) 調査対象

中土佐町内の11事業所

(3) 調査方法

ヒアリング調査（訪問聞き取り）

(4) 調査時期

平成28年8月8日～8月23日

(5) 調査項目

① 事業所概要

② 未就労者の就労支援について

- 業務・活動において人手が足りないことの有無
- 中間的就労の場や就労の受け入れニーズ
- 事業所として可能な協力内容
- 受け入れ条件

(6) 調査結果

【業務・活動において人手が足りないことの有無】

	事業所数
1. 具体的に人手が必要なことがある	3
2. 人手が欲しい現状はあるが、具体的にわからない	0
3. 人手は足りている	8

【中間的就労の場や就労の受け入れニーズ、または事業所として可能な協力内容】

- 受け入れは不可能 …………… 3 事業所
 【理由】 資格や専門知識等の必要な職である・経営状況による
- 受け入れの検討が可能 …………… 8 事業所
 - 数日～1 月程度の職場体験受け入れの検討が可能 …… 5 事業所
 【内容】 袋詰め等の簡単な作業や接客、清掃等
 - 直接のアルバイト等の雇用や体験後の雇用検討が可能 6 事業所
 (※体験受け入れ可能な 5 事業所と一部重複)

【受け入れ条件】

- 業務未経験でも受入れ可能
- 決められた日・時間に来る・挨拶が出来る等基本的な事が出来ること
- 土・日・祝日等限られた曜日や「明日来て」という出勤に対応できる人
- 皮膚の弱い人・アレルギーのある人は難しい
- お客さんに職員の雰囲気は伝わるため、職員どうし和気あいあいとしていた
い。ある程度のコミュニケーション力が必要。

【その他】

- 転職を何度もされている方やコミュニケーションが苦手な方も何人か受け入れをしてきており、定着している。
- 今まで雇用をしてきた中にも、本人に合わせて指導が必要だったり、合わずに数日で辞めた人がいた。そういった意味では今までと同じだと思うし、受け入れの不安はない。
- 本人が興味ある職場なら、モチベーションになってよいのでは。
- 中学生の職場体験も断っており受け入れは出来ないが、町内の他の事業所やイベント等で、本事業と協力できそうなものがあれば声をかけられる。

9 「第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の事業評価

(1) 各事業の評価結果

第1期計画の平成24年度から平成27年度の実績について評価を行いました。
事業ごとに成果を整理し、以下のA～Cの基準で評価しました。

A:方向性に向けた事業、活動に取り組めた
B:方向性に向けた事業、活動に一部取り組めなかった
C:方向性に向けた事業、活動に取り組めなかった

全62事業のうち、Aが41事業(66.1%)、Bが20事業(32.3%)、Cが1事業(1.6%)でした。

基本指針	計画の柱	推進方策	事業名	評価
A: 行政がすすめる地域福祉の基盤づくり	Ⅰ 地域福祉に関する事業による基盤づくり	1 地域福祉に関する事業の充実	あったかふれあいセンターの充実	A
			高齢者の外出支援事業	B
			障害者の外出支援事業	B
			子育て支援の事業	A
			高齢者の生活支援事業	A
			健康マイレージ事業の推進	A
		2 相談体制の確立と情報提供の充実	総合相談事業	B
			分野別相談事業	A
	Ⅱ 安心・安全なまちづくり	3 防災・防犯等の充実	行政の広報事業	A
			住民の避難活動への支援	A
			自主防災組織の活動	A
			災害時要援護者対策	A
			避難所・避難路の整備	B
			防災体制の整備	A
			防犯体制の充実	B
			消費者保護対策の充実	A
			交通安全対策の充実	A
		4 バリアフリー化の推進	バリアフリー新法に基づく活動	A
			ユニバーサルデザインの普及・啓発	C
			公共交通機関のバリアフリー化	A
			公共施設のバリアフリー化	A
			民間施設のバリアフリー化	B

基本指針	計画の柱	推進方策	事業名	評価
B: 行政・社会福祉協議会の連携で すすめる地域福祉	Ⅲ 支え合うつながりづくり	5 地域ネットワークの構築	小地域ケア会議・中土佐型地域包括支援ネットワークシステムの検討	B
			虐待防止体制の充実	B
			地域担当制の実施	A
			地域支援ワーカー及び地域福祉コーディネーター	A
			保健・福祉・医療の連携体制	A
			健康づくりサポーター・認知症サポーターの活動の推進	B
			地産池消・食育の推進	B
	Ⅲ 支え合うつながりづくり (続き)	6 地域福祉の拠点等の活用	あったかふれあいセンター「ほのぼの大野見」	A
			あったかふれあいセンター「寄り家」	A
			あったかふれあいセンター「つどい処」	A
			地域活動の場の充実	B
			上ノ加江老人憩いの家	A
			矢井賀高齢者コミュニティーセンター	A
			久礼老人憩いの家	A
C: 地域がすすめる地域福祉活動	Ⅳ 人づくり・まちづくり	7 地域福祉の担い手の育成	福祉教育・体験学習の推進	A
			生涯学習の推進	A
			男女共同参画の推進	A
			福祉活動推進校の指定(共同募金配分事業)	A
			農林推進業の担い手の育成	A
			地域の活性化と地域組織の再生	B
			地域福祉の担い手育成	A
			福祉機関における人材の育成	B
			教育機関における人材の育成	A
			町職員の地域活動への参加	B
		8 協働で取り組む福祉のまちづくりの推進	協働のまちづくりの推進	A
			地域福祉の連携体制づくり	A
			高齢者の見守り・支え合い活動	B
			障害者の見守り・支え合い活動	A
			子ども・子育て家庭への見守り活動	A
			高齢者ふれあい・生きがいづくり事業	A
			障害児・者のふれあい、生きがいづくりの支援	A
	Ⅴ 社会福祉協議会による地域福祉の推進	9 社会福祉協議会による住民活動の支援体制づくり	社会福祉協議会の広報活動	B
			障害者福祉活動(共同募金配分事業)	B
			歳末たすけあい募金事業	A
			生活福祉資金等貸付	A
			福祉用具貸出事業	A
			日常生活自立支援事業	A
			ワンストップサービス体制づくり(相談事業の強化)	B
			ボランティア活動の支援基盤の強化	B
			社会福祉協議会の活動体制の強化	B

（２）推進方策ごとのまとめ

推進方策１ 地域福祉に関する事業の充実（６事業）

概ね取り組んでいます。高齢者・障害者の外出支援事業がＢ評価となっています。今後は事業の周知、バス路線やバスパスの使用についての検討、ガイドヘルパーの確保方策の検討が必要です。また、誰もが暮らしやすい地域づくりのために、特に「あったかふれあいセンター」のより一層の充実を図り、地域福祉を推進することが望まれます。

推進方策２ 相談体制の確立と情報提供の充実（３事業）

概ね取り組んでいます。総合相談事業がＢ評価となっています。現状では生活困窮者等の制度のはざまにある人の対応も重要となっており、複数の課題を抱えている人・世帯も多くなっています。そのような個人・世帯へ継続的な支援を行うために、相談員（コーディネーター）の人材確保・育成が必要であるとともに、支援機関のネットワークを検討し、総合相談体制を構築することが望まれます。

推進方策３ 防災・防犯等の充実（８事業）

概ね取り組んでいます。避難所・避難路の整備として津波避難路が一部未整備になっているためＢ評価となっています。また、防犯体制の充実では、若年層の組織編成が進んでいないことからＢ評価となっています。今後も誰もが安心・安全に暮らせるように防災・防犯等の充実が望まれます。

推進方策４ バリアフリー化の推進（５事業）

ユニバーサルデザインの普及・啓発がＣ評価となっており取り組まれていません。また、民間施設のバリアフリー化がＢ評価となっています。今後も誰もが暮らしやすくするために、施設面でも意識・心の面でもバリアフリー・ユニバーサルデザインの地域づくりを推進することが望まれます。

推進方策５ 地域ネットワークの構築（７事業）

中土佐町型地域包括支援ネットワークの構築については、「あったかふれあいセンター」が地域福祉の拠点となり、各地域に地域課題を話し合う場ができていますが、地域差があるため、今後は地域の実情に応じて地域課題解決に向けた更なる取り組みが必要です。

また、虐待防止体制の充実については、住民による見守りの意識づくり・体制づくりが必要です。今後は多様な課題を解決するために、地域を主体とした住民・関係機関・行政・社会福祉協議会のネットワークのあり方を検討していくことが望まれます。

保健・福祉・医療の連携については、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制づくりが望まれており、また、地域の課題解決につながるネットワーク構築に向けた取り組みが引き続き必要です。

推進方策６ 地域福祉の拠点等の活用（７事業）

概ね取り組んでいます。「あったかふれあいセンター」の活用は進んでおり、サテライトも複数開所しています。今後も地域福祉の拠点として、集いの機能、相談機能、生活支援機能のより一層の充実を検討していくことが望まれます。

地域活動の場の充実のみＢ評価となっており、地域における健康づくり・介護予防活動等は増加しましたが、若い世代が参加しやすい活動への支援が必要となっています。

推進方策７ 地域福祉の担い手の育成（１０事業）

概ね取り組んでいます。地域の活性化と地域組織の再生がＢ評価となっており、地域活性化のための後継者不足や常会・地区会への全世帯の参加促進が課題となっています。

地域福祉の担い手の育成では、福祉機関における人材の育成がＢ評価であり、介護職等の専門職の育成・定着が課題となっています。また、町職員の地域活動への参加もＢ評価となっています。今後も地域福祉の担い手の育成・確保を進め、地域の活性化を図ることが望まれます。

推進方策８ 協働で取り組む福祉のまちづくりの推進（７事業）

概ね取り組んでいます。高齢者の見守り・支え合い活動のみがＢ評価となっており、災害時要援護者の見守り・支え合い体制の構築が課題となっています。今後も自助・共助・公助が、必要に応じて効果的に機能することを目指し、地域福祉の連携体制づくり、地域での見守り・支え合い活動の体制づくり、住民のふれあい・生きがいを推進することが望まれます。

推進方策９ 社会福祉協議会による住民活動の支援体制づくり（９事業）

概ね取り組んでいます。福祉事業では、社会福祉協議会の広報事業、障害者福祉活動（共同募金配分事業）がＢ評価となっています。今後は、広報事業については配布方法、紙面づくりなど工夫の工夫が必要です。また、現状では障害者福祉活動への共同募金配分事業がないため、事業の見直しが必要です。

社会福祉協議会の活動体制の充実では、ワンストップサービス体制づくり（相談事業の充実）がＢ評価となっています。複数の課題を抱えている人・世帯も多くなっているため、推進方策２にも関連する総合相談体制の構築を進めていく必要があります。

10 地域カルテ

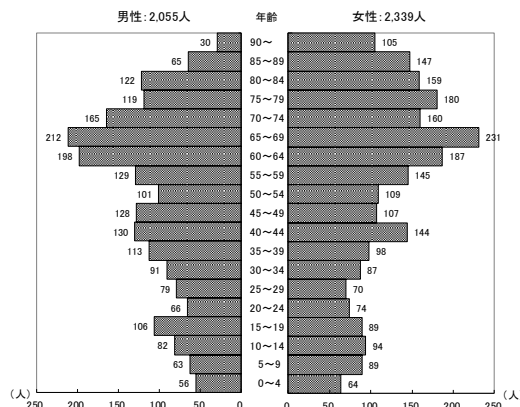
(1) 久礼地域

①基本データ

<地域の特徴>

久礼地域は、中土佐町の基幹集落で「土佐の一本釣り」で有名なかつおに代表される漁業や、温暖な気候を生かしたハウス園芸などが盛んです。久礼八幡宮、黒潮本陣、大正町市場、風工房など、県内外に広く名の知られた施設や「かつお祭」をはじめとした各種イベントなどにより、元気な町として知られています。人口は4,394人で町全体の60.0%を占めます。町内では、未成年の割合が最も高く、高齢化率、要介護認定率が最も低い地域となっています。

<人口ピラミッド 5 歳階級>



<地域構成図>



<基本データ>

平成28年3月31日現在

		久礼地域	中土佐町全体
面積		56.6km ²	193.4km ²
人口	0～14歳	448	620
	15～64歳	2,251	3,573
	65歳以上	1,695	3,128
	計	4,394	7,321
	(再掲) 75歳以上	927	1,833
人口割合	0～14歳	10.2%	8.5%
	15～64歳	51.2%	48.8%
	65歳以上	38.6%	42.7%
	(再掲) 75歳以上	21.1%	25.0%
世帯	世帯数	2,090	3,610
	世帯当たり人口	2.10	2.03
	高齢者世帯数	857	1,630
	ひとり暮らし高齢者世帯	540	1,076
要介護認定者 ※1	要支援1	28	50
	要支援2	40	72
	要介護1	48	93
	要介護2	73	141
	要介護3	55	110
	要介護4	21	92
	要介護5	32	103
	計	297	661
	要介護認定率 ※2	17.5%	21.1%
(障害者 ※1)	身体障害者手帳	235	449
	療育手帳	24	60
	精神障害者保健福祉手帳	32	50
	計	291	559
	人口に占める割合	6.6%	7.6%
地域資源	自治会数	92	141
	自治会加入世帯数	1,398	2,610
	自治会加入率 ※3	66.9%	72.3%
	老人クラブ数	4	15
	民生委員・児童委員数	18	40

※1: 要介護認定者、障害者の中土佐町全体には住所地特例施設入所者を含む

※2: 要介護認定率: 65歳以上人口に対する要介護認定者の割合

※3: 自治会加入率は、世帯数に占める自治会加入世帯数の割合だが、2つのデータの出典が異なるため、数字は参考

②地域コミュニティ団体一覧

区分	名称	主な活動
常会	・伊屋北・伊屋南・奥の谷・古谷・中大坂・奥大坂・長沢奥・長沢中・長沢下・常賢寺・黒潮団地・大新改・川崎・芝・ゆずりは・楠の川・黒石野・観音堂・桃浦・松の川・大榎・道の川・萩原・上和田・的場・築港東・築港西・小鎌田・鎌田東・鎌田東団地・鎌田西・大野・永久町・横町・北町・上町・旭町・仲の町・栄町・札場東・札場西・駅前町・駅前新町・南新町・神山東・神山西・新元町・元町・寿町・新開町・西町・八幡西・八幡東・宮の下・八幡前町・天神町・曙町・恵美須町・港町東・港町西・大正東・大正西・住吉東・住吉西・駅前通東・駅前通西・中島東表・中島東裏・中島浦二・港橋通・中島西・中島南・末広町・中島北・桜町・町営住宅	・回覧配布 ・町内清掃 等
自主防	中島西・鎌田・栄町・永久町・大新改・北町・神山・鎌田東・築港東・西山谷・長沢第1・長沢第2・長沢第3・住吉東・萩原・的場双名園・浜東・浜西・大野・新開町・道の川下・大坂・八幡東・中島北・中島浦・中島東・上和田・桜町・黒石野・大正町・札場・港橋通・芝桃浦観音堂・松の川・駅前通住吉西・道の川上二・川崎・八幡西宮ノ下伊屋北下・上町旭町横町仲の町・西町・中島南・久礼駅前周辺・末広町・楠の川・小草・伊屋南	・避難訓練等
民生委員・児童委員	・久礼地区民生・児童委員	・見守りが必要な世帯への戸別訪問 ・「朝の声かけ運動」等小学校と連携した活動
ボランティア団体	・喫茶ボランティア	・双名園の喫茶手伝い
	・萬や屋食づくりボランティア	・ストックヤード利用者のお弁当づくり
	・幸せの会	・障害児等と家族の集いの場（花植え等）
	・子どもボランティア	・小学校4年生～中学校3年生による清掃美化活動

区分	名称	主な活動
ボランティア団体(続き)	・松林クラブ	・清掃美化活動
	・どらえものの会	・保育所、小学校1年生～3年生との交流
	・親おにの会	・小学校での児童図書の読み聞かせ
	・久礼小学校 地域の部屋お話し会	・小学校での児童図書の読み聞かせ
認知症関係	・認知症家族のつどい	・認知症の方を介護する家族の交流の場
	・にこにこぼちぼちカフェ	・医療機関受診に繋がっていない認知症に対する不安がある方等の相談や情報交換の場
小中学校PTA	・久礼保育所PTA ・久礼小学校PTA ・久礼中学校PTA	
老人クラブ	・福寿老人クラブ ・長沢老人クラブ ・鎌田・上和田老人クラブ	・清掃美化活動 ・健康づくり ・研修会等への参加
介護予防事業	・貯筋クラブ 保健センター まんまる 大野公会堂 浦分多目的集会所 中島 大新改公会堂 永久町上本町集会所 大坂多目的集会所 松の川集会所 大北集会場 萩原集会所 桜 長沢多目的集会所	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・しゃきしゃき百歳体操
	・元気塾 道・浦・桜・長沢	・いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操 ・生きがいづくり
地域活動団体	・中土佐ライオンズクラブ	・献血手伝い等
	・あいあいくらぶ	・中土佐町に古くから伝わる昔話を取り入れた人形劇で地域を元気づける活動
	・乙姫の会	・文化的景観を活かして大正町周辺の地域活性化を図る女性団体
	・本場通りもりあげ隊	・イベント等を通じて本場通りの活性化を図る
	・長沢女子会	・長沢集会所にて月一回地区の見守りを兼ねた交流の場としてモーニングを開催。
その他	・JA 婦人部 ・商工会青年部 ・商工会女性部	

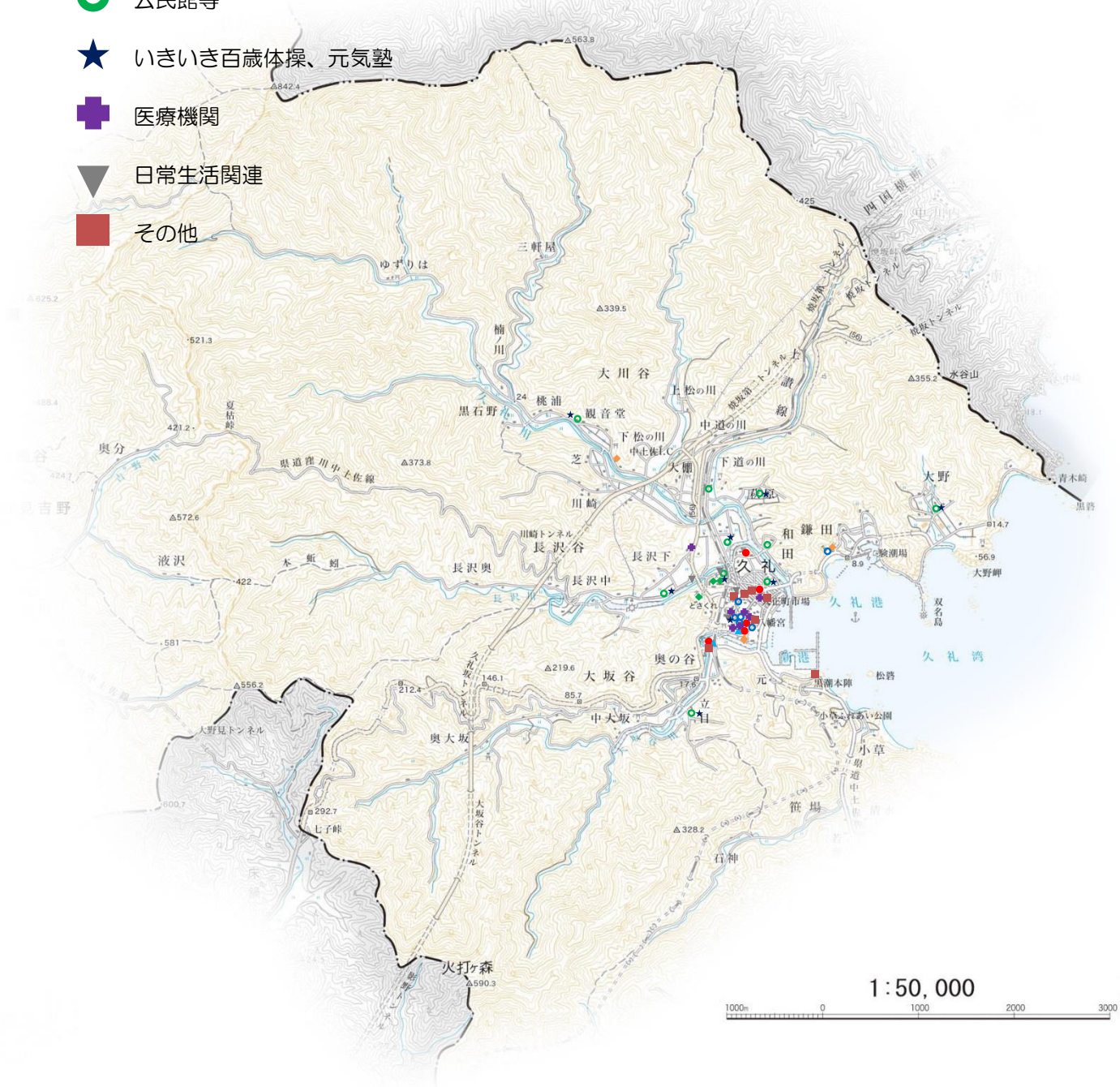
③地域資源一覧

施設	施設名
高齢者関連施設	1. 地域包括支援センター 2. 中土佐町社会福祉協議会指定居宅介護事業所 3. 居宅介護支援事業所ふたな 4. 中土佐町訪問介護事業所 5. 中土佐町訪問入浴介護事業所 2. 中土佐町通所介護事業所 3. デイサービスセンターふたな 4. リハビリデイサービス元気屋本舗 5. グループホームふたな 6. グループホームいこい 7. 養護老人ホーム 双名園 8. 認知症デイサービスセンター ふたな
障がい者関連施設	1. 地域活動支援センター つどい処 2. 鯉の國の萬屋 3. 中土佐町相談支援事業所
保育関連施設	1. 久礼保育所 2. 子育て支援センター 3. 大北保育所(休所) 4. 双名保育所(休所)
教育関連施設	1. 久礼小学校 2. 久礼中学校 3. 久礼学童保育ボニートキッズクラブ
公共施設	1. 中土佐町役場 2. 中土佐町民交流会館 3. 人権啓発センター 4. 中土佐町立文化館 5. 中土佐町立美術館 6. 久礼老人憩いの家 7. 高幡消防組合 中土佐分署
公民館等	1. 大野公会堂 2. 久礼浦分高齢者コミュニティーセンター 3. 大新改公会堂 4. 上本町集会所 5. 大坂地区多目的集会所 6. 大北集会所 7. 萩原集会所 8. 長沢地区多目的集会所 9. 上和田集会所 10. 道の川交流館

施設	施設名
医療機関	1. なかとさ病院 2. クリニック土佐久礼 3. 下村歯科診療所 4. きらり歯科医院 5. 金澤薬局 6. くれ薬局 7. くれ薬局西店
日常生活関連	1. 近森ストア 2. 中土佐町農産物販売所 3. ピコットひさまつ 4. マルナカ(株)久礼店 5. 浜田商店 6. ローソン中土佐町久礼店
その他	1. 中土佐町社会福祉協議会 2. あったかふれあいセンター まんまる 3. 久礼駐在所 4. 中土佐町商工会 5. 久礼漁協 6. 土佐くろしお農協久礼支所 7. 久礼郵便局 8. 四国銀行久礼支店 9. 高知信用金庫久礼支店

④地域資源マップ

-  障がい者関連施設
-  高齢者関連施設
-  教育関連施設
-  保育関連施設
-  公共施設
-  公民館等
-  いきいき百歳体操、元気塾
-  医療機関
-  日常生活関連
-  その他



⑤地域の現状と課題

i. 大規模災害に備えた日頃からのつながりづくり

南海トラフ大地震が発生した場合に、津波浸水が多くある地域です。

そのため、避難訓練の実施等、防災の取り組みが進められていますが、自主防災組織によって実施方法や活動状況が異なっているため、取り組みが進んでいない地域もあります。

また、要介護認定者や障害者等、一人では避難することが困難な方で避難する際に支援者がいない方や、支援者が高齢のため、支援が難しい場合等もあり、避難の際に隣近所の協力が必要な方がいることが明らかになっています。しかし、地域との関わりが少なくなったことにより、お互いの状況が把握できず、支援につながっていない場合があります。

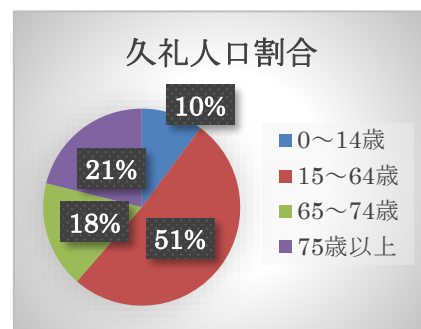
大地震等大規模災害が発生したときに、お互いが助け合い、支え合うために、自主防災組織の活動や避難訓練を通じて、日頃から隣近所とのつながりをつくり、顔の見える関係をつくっておくことが重要です。



ii. 子ども・子育て支援

中土佐町内の他地域に比べ、子どもや稼働世代が多い地域です。また、子どもによる清掃活動等のボランティアも活発に行われています。その一方で、母子・父子家庭や核家族化、共働き等により地域との関わりが少ない家庭も増え、親が不安や負担を抱えやすい現状にあります。それを支える社会資源が不足しています。そのため、早期の支援ができず、重症化してからの対応となり、子どもへの支援や生活の立て直しに期間を要する事例も出ています。

地域との関わりを増やす取り組みや、地域での見守りを通して子どもを守っていく地域づくり、早期から相談できる体制づくりが重要となっています。



iii. 担い手育成

各地区に様々な活動団体があり、地域活性化や支え合い活動に取り組んでいます。しかし、その活動の担い手は、複数の活動の役を担っており、民生委員についても同様の状況となっています。久礼地域においても今後も少子・高齢化が進んでいくなかで、支援が必要となる方は増加していく



ことが見込まれます。地域福祉活動や様々な取り組みへの参加等を通して、地域に関心を持ち協力できる担い手を増やしていくことが必要です。

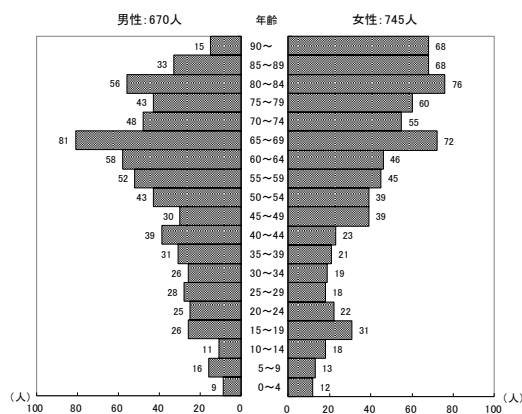
(2) 上ノ加江地域

①基本データ

<地域の特徴>

上ノ加江地域は、古くから漁業の町として栄えました。現在も上ノ加江漁協海鮮祭り・黒潮ふれあい祭りなどのイベントや、海を生かした体験型観光漁業を展開しています。山手は農家が多く施設園芸が盛んです。交通機関としてはバスがあります。人口は1,415人で町全体の19.3%を占めます。人口構成は65歳以上が47.7%で町全体を5ポイント上回っています。また、自治会加入率は60.0%であり、町内では最も低い地域となっています。

<人口ピラミッド5歳階級>



<地域構成図>



<基本データ>

平成28年3月31日現在

	上ノ加江地域	中土佐町全体
面積	28.7km ²	193.4km ²
人口	0～14歳	79
	15～64歳	661
	65歳以上	675
	計	1,415
	(再掲) 75歳以上	419
人口割合	0～14歳	5.6%
	15～64歳	46.7%
	65歳以上	47.7%
	(再掲) 75歳以上	29.6%
世帯	世帯数	715
	世帯当たり人口	1.98
	高齢者世帯数	376
	ひとり暮らし高齢者世帯	276
要介護認定者 ※1	要支援1	8
	要支援2	14
	要介護1	14
	要介護2	34
	要介護3	30
	要介護4	27
	要介護5	29
	計	156
	要介護認定率 ※2	23.1%
	要介護認定率 ※2	21.1%
(手帳所持者 ※1)	身体障害者手帳	92
	療育手帳	8
	精神障害者保健福祉手帳	8
	計	108
	人口に占める割合	7.6%
地域資源	自治会数	21
	自治会加入世帯数	429
	自治会加入率 ※3	60.0%
	老人クラブ数	1
	民生委員・児童委員数	10

※1: 要介護認定者、障害者の中土佐町全体には住所地特例施設入所者を含む

※2: 要介護認定率: 65歳以上人口に対する要介護認定者の割合

※3: 自治会加入率は、世帯数に占める自治会加入世帯数の割合だが、2つのデータの出典が異なるため、数字は参考

②地域コミュニティ団体一覧

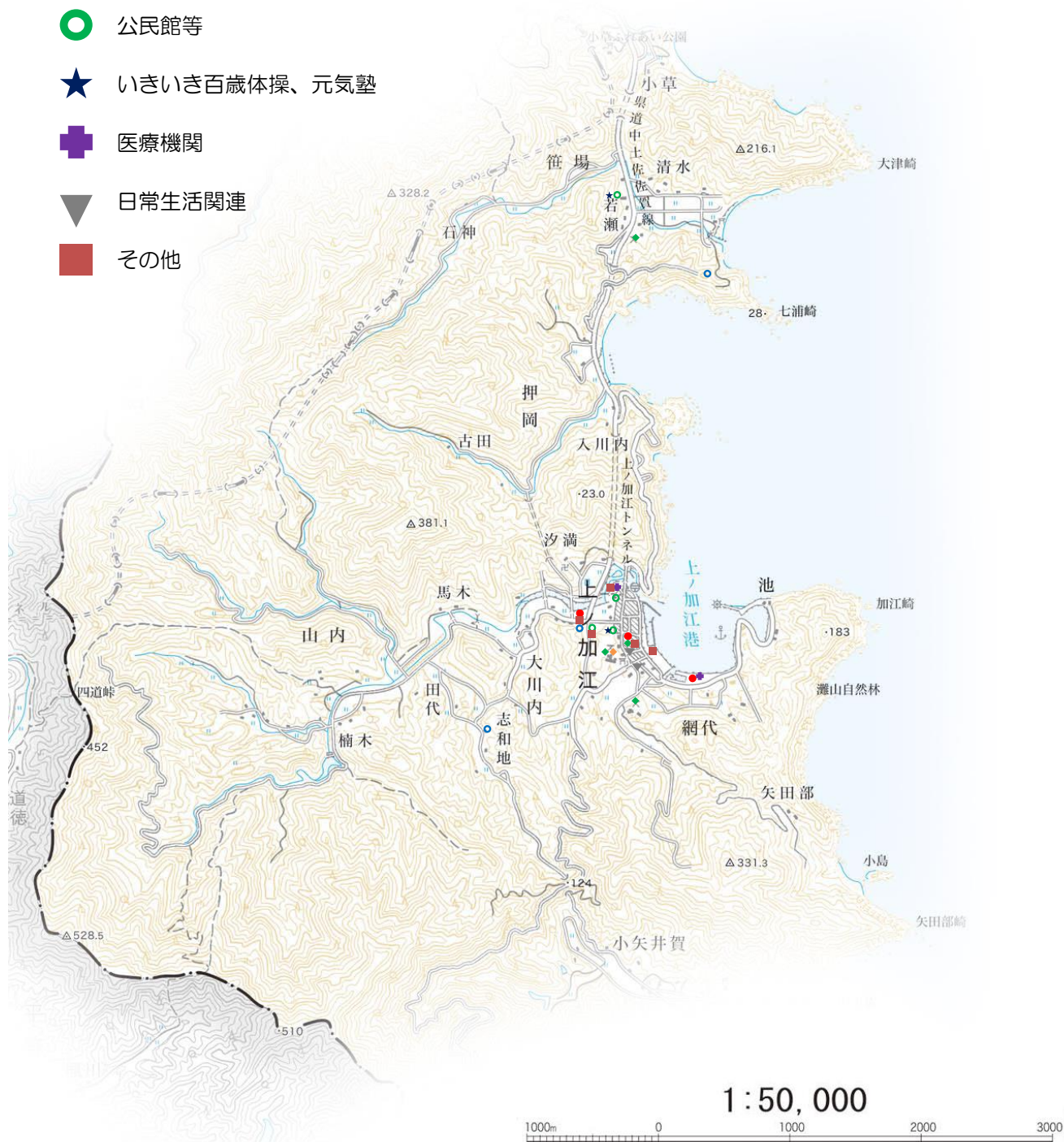
区分	名称	主な活動
常会	・小草・笹場・笹場町営住宅・桜町・町営住宅・魁町・両栄町・日の出町・港町・丸の内・恵美須町・天王町・鏡町・朝日町・常盤町・上の加江第8区・上の加江第9区・上の加江第10区・網代・下大川内・上大川内・山内・押岡	・回覧配布 ・町内清掃 等
自主防	・上ノ加江自主防災会 ・笹場 ・押岡	・避難訓練 ・防災啓発 等
民生委員・児童委員	・上ノ加江地区民生・児童委員	・見守りが必要な世帯への戸別訪問 ・地域の見守り活動への参画等
ボランティア団体	・上ノ加江読み聞かせ	・小学校での児童図書の読み聞かせ
	・上ノ加江絵手紙サークル	・80歳以上独居高齢者へ絵手紙配布 ・地域行事等への協力
	・あけぼの会	・清掃美化活動
	・ジージーズ	・清掃美化活動、地域行事参加
	・楽しみ隊	・交流活動、地域行事参加
認知症関係	・認知症家族のつどい	・認知症の方を介護する家族の交流の場
	・にこにこぼちぼちカフェ	・医療機関受診に繋がっていない認知症に対する不安がある方等の相談や情報交換の場
小中学校 PTA	・上ノ加江小学校PTA ・上ノ加江中学校PTA	
老人クラブ	・上ノ加江桜会	・清掃美化活動 ・健康づくり ・研修会等への参加、友愛訪問
介護予防事業	・貯筋クラブ 老人憩いの家 山内集会所	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・しゃきしゃき百歳体操
	・元気塾 老人憩いの家 笹場集会所	・いきいき百歳体操 ・生きがいづくり
その他	・高齢者学級	・交流会
	・女性学級	
	・JA女性部	

③地域資源一覧

施設	施設名
高齢者関連施設	1. 居宅介護支援事業所 上ノ加江 2. デイサービスセンター 上ノ加江 3. デイサービスセンター ゆう 4. 特別養護老人ホーム 望海の郷 5. グループホームなかとさ
保育関連施設	1. 上ノ加江保育所
教育関連施設	1. 上ノ加江小学校 2. 上ノ加江中学校 3. 上ノ加江学童保育 めだかクラブ 4. 笹場小学校(休校)
公共施設	1. 中土佐町役場 上ノ加江支所 2. 中土佐町ストックヤード作業場 3. 七浦不燃物埋立処理場
公民館等	1. 上ノ加江公民館 2. 上ノ加江老人憩いの家 3. 笹場集会所 4. 上ノ加江農業構造改善センター
医療機関	1. 上ノ加江クリニック 2. 上ノ加江診療所
日常生活関連	1. 上ノ加江スーパーマーケット 2. 山本商店 3. 田村鮮魚店
その他	1. あったかふれあいセンター 寄り家 2. 上ノ加江漁協 3. 上ノ加江駐在所 4. 土佐くろしお農協上ノ加江支所 5. 上ノ加江郵便局

④地域資源マップ

- 高齢者関連施設
- ◆ 教育関連施設
- ◇ 保育関連施設
- 公共施設
- 公民館等
- ★ いきいき百歳体操、元気塾
- + 医療機関
- ▼ 日常生活関連
- その他

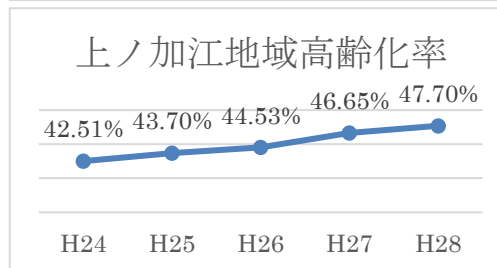
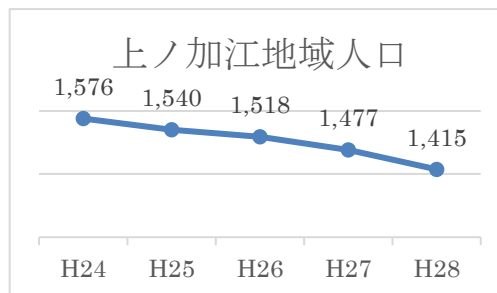


⑤地域の現状と課題

i. 担い手育成

住民による見守り訪問組織が立ち上がり、住民同士の見守りの仕組みもできました。また、地域福祉に関する学びや交流を、住民と関係機関が協力し開催をしてきました。

しかし、それらの活動へ福祉に対する関心の低さや多忙によって、若い世代の参加が少ない状況です。現在活躍する住民は何役も担い、ボランティア団体や組織自身も、人材不足や活発な活動が十分にできない現状があります。



	H24	H25	H26	H27	H28
65歳以上	670人	673人	676人	689人	675人
高齢化率	42.51%	43.70%	44.53%	46.65%	47.70%

ii. 多世代のつながり強化

公民館活動が活発で、交流や社会教育につながる行事が定期的に行われています。また、高齢者の集まる場所が無いところから、新たに貯筋クラブが立ち上がった地区もあります。地区民運動会や盆踊り等の地域での行事や上ノ加江漁協のイベント等も盛んに行われてきました。しかし、一方で、これまでやってきた神社の掃除や集まり、常会単位で行事に参加することが十分にできない地区も多くなり、昔からの隣近所とのつながりが希薄化しているところもあります。多世代の住民がつながりを継続、強化していく必要があります。



iii. 自助力の向上

今後起こり得る地震や津波に対して、あきらめや対策意識の低い声が聞かれます。そして、支援が必要な高齢者や複合的な生活課題を抱えた住民が増えることも予想されますが、高齢化や担い手の人材不足により、住民同士で支え合うことが十分にできない可能性もあります。困った時や災害時に対応できるように、日頃からできることや備えを住民1人1人が考え取り組む必要があります。



(3) 矢井賀地域

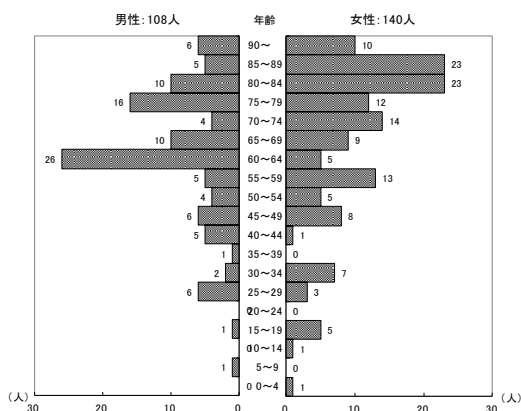
①基本データ

<地域の特徴>

町の中心部である久礼地域から車で約 20 分離れている典型的な漁村地域です。矢井賀釣りイカダやライダーズインなどの体験型の観光を展開しています。

人口は 248 人で町全体の 3.4% を占めます。人口構成は 65 歳以上が 57.3% で町全体を 14.6 ポイント上回っており、75 歳以上も 42.3% と高くなっています。

<人口ピラミッド 5 歳階級>



<地域構成図>



<基本データ>

平成28年3月31日現在

	矢井賀地域	中土佐町全体
面積	7.4km ²	193.4km ²
人口	0~14歳	3
	15~64歳	103
	65歳以上	142
	計	248
	(再掲) 75歳以上	105
人口割合	0~14歳	1.2%
	15~64歳	41.5%
	65歳以上	57.3%
	(再掲) 75歳以上	42.3%
世帯	世帯数	155
	世帯当たり人口	1.60
	高齢者世帯数	89
	ひとり暮らし高齢者世帯	66
		1,076
要介護認定者 ※1	要支援1	6
	要支援2	4
	要介護1	4
	要介護2	5
	要介護3	5
	要介護4	2
	要介護5	6
	計	32
	要介護認定率 ※2	22.5%
		21.1%
(障害者手帳所持者 ※1)	身体障害者手帳	18
	療育手帳	1
	精神障害者保健福祉手帳	1
	計	20
	人口に占める割合	8.1%
地域資源	自治会数	8
	自治会加入世帯数	126
	自治会加入率 ※3	81.3%
	老人クラブ数	1
	民生委員・児童委員数	3

※1: 要介護認定者、障害者の中土佐町全体には住所地特例施設入所者を含む

※2: 要介護認定率: 65 歳以上人口に対する要介護認定者の割合

※3: 自治会加入率は、世帯数に占める自治会加入世帯数の割合だが、2つのデータの出典が異なるため、数字は参考

②地域コミュニティ団体一覧

区分	名称	主な活動
常会	・総代(矢井賀 1 区、矢井賀 2 区、矢井賀 3 区、矢井賀 4 区、矢井賀 5 区、矢井賀 6 区)	・回覧配布 ・町内清掃 ・矢井賀高齢者コミュニティセンター管理
	・小矢井賀	・回覧配布 ・町内清掃
自主防	・矢井賀自主防災組織 ・小矢井賀自主防災組織	・避難訓練 ・防災啓発
民生委員・児童委員	・矢井賀地区民生・児童委員	・見守りが必要な世帯への戸別訪問 ・地域の見守り活動への参画等
ボランティア団体	・矢井賀を良くする会	・モーニング、イルミネーション設置等
地域活動団体	・蜚の里	・モーニング・居酒屋等
老人クラブ	・小矢井賀長寿会	・清掃美化活動 ・健康づくり ・研修会等への参加
介護予防事業	・貯筋クラブ 矢井賀高齢者コミュニティセンター 小矢井賀集会所	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・しゃきしゃき百歳体操
	・元気塾 矢井賀高齢者コミュニティセンター 小矢井賀集会所	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・生きがいづくり
その他	・高齢者学級	
	・女性学級	

③地域資源一覧

施設	施設名
教育関連施設	1. 矢井賀小学校(休校)
公共施設	1. 矢井賀高齢者コミュニティセンター
公民館等	1. 小矢井賀集会所
医療機関	1. 矢井賀診療所(休診)
その他	1. あったかふれあいセンター 寄り家 大矢井賀サテライト 2. あったかふれあいセンター 寄り家 小矢井賀サテライト 3. 矢井賀漁協

④地域資源マップ

◆ 教育関連施設

○ 公共施設

○ 公民館等

★ いきいき百歳体操、元気塾

✚ 医療機関

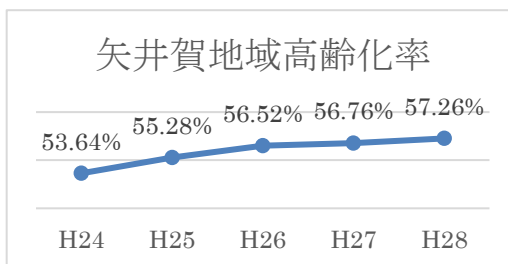
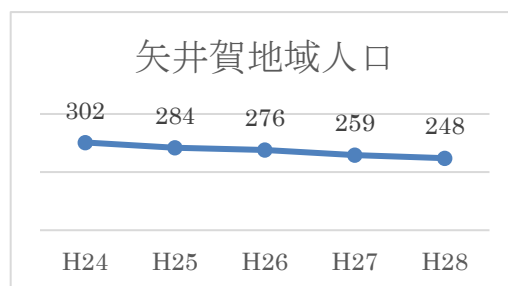
■ その他



⑤地域の現状と課題

i. 人口減少と高齢化

商店等が無く買い物の不便さが聞かれるなか、地域で活動する団体が、重い調味料や生活用品等の販売や配達、交流を通した食事の提供を定期的に行っています。また、隣近所に頼むなど、住民同士の助け合いが行われたりもしています。しかし、人口の減少や高齢化は年々進行しており、今後、担い手不足から個々の生活課題を地域でカバーできない可能性があります。



	H24	H25	H26	H27	H28
65歳以上	162	157	156	147	142
高齢化率	53.64%	55.28%	56.52%	56.76%	57.26%

ii. つながり強化活動の継続

元気塾や貯筋クラブだけでなく、対象者の制限のない集いの場も地区ごとに開催されています。また、モーニングや居酒屋等を地域の活動団体が定期的で開催したり、小矢井賀地区の運動会も新たな地域行事として生まれています。隣近所とのつながりが希薄化せず、住民同士の助け合いを続けていくために、今後も、住民同士のつながりを強めることができるこれまでの活動を継続していく必要があります。



iii. 自分でできる災害への備え

今後起こり得る地震や津波に対し、避難道を歩いたり、防災訓練や勉強会に参加する住民もいますが、あきらめや対策意識の低い声が聞かれたり、行政等の支援や整備をうまく活用できていない住民もいます。また、高齢化に伴い、災害時に支援を要する高齢者は今後増えることが予想されます。地域で声がけを行ったり、体操や勉強会への参加など、今のうちから、自分でできる事に取り組んでいくことが大切です。



(4) 大野見地域

①基本データ

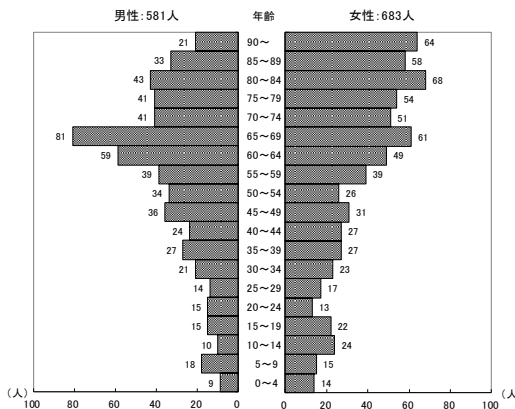
<地域の特徴>

大野見地域は周囲を山に囲まれ、集落が点在しています。面積は町全体の半分以上を占めます。あめご釣りな祭やしんまいフェスタなどのイベントが行われています。

人口は1,264人で町全体の17.3%を占めます。人口構成は65歳以上が48.7%で町全体を6ポイント上回っています。

自治会にはほとんど世帯が加入しています。また、老人クラブは町全体で15クラブですが、そのうち9クラブは大野見地域にあります。

<人口ピラミッド 5歳階級>



<地域構成図>



<基本データ>

平成28年3月31日現在

	大野見地域	中土佐町全体
面積	100.6km ²	193.4km ²
人口		
0~14歳	90	620
15~64歳	558	3,573
65歳以上	616	3,128
計	1,264	7,321
(再掲) 75歳以上	382	1,833
人口割合		
0~14歳	7.1%	8.5%
15~64歳	44.1%	48.8%
65歳以上	48.7%	42.7%
(再掲) 75歳以上	30.2%	25.0%
世帯		
世帯数	650	3,610
世帯当たり人口	1.94	2.03
高齢者世帯数	308	1,630
ひとり暮らし高齢者世帯	194	1,076
要介護認定者 ※1		
要支援1	7	50
要支援2	12	72
要介護1	24	93
要介護2	27	141
要介護3	16	110
要介護4	32	92
要介護5	25	103
計	143	661
要介護認定率 ※2	23.2%	21.1%
(障害者 ※1)		
身体障害者手帳	91	449
療育手帳	9	60
精神障害者保健福祉手帳	8	50
計	108	559
人口に占める割合	8.5%	7.6%
地域資源		
自治会数	20	141
自治会加入世帯数	657	2,610
自治会加入率 ※3	101.1%	72.3%
老人クラブ数	9	15
民生委員・児童委員数	9	40

※1: 要介護認定者、障害者の中土佐町全体には住所地特例施設入所者を含む

※2: 要介護認定率: 65歳以上人口に対する要介護認定者の割合

※3: 自治会加入率は、世帯数に占める自治会加入世帯数の割合だが、2つのデータの出典が異なるため、数字は参考

②地域コミュニティ団体一覧

区分	名称	主な活動
常会	・野老野・竹原・梅ノ川・芹田・川奥・長野三ツ又・榎野々・伊勢川・奈路・喜田・吉野・橋谷・久万秋・荒瀬・神母野・寺野・大股・萩中・下ル川・奈路官行	・回覧配布 ・町内清掃 等
	・北地区振興会	・回覧配布 ・居酒屋 ・運動会 等
	・みなみの明日を考える会	
自主防	・大野見北 ・荒瀬 ・喜田 ・吉野、橋谷 ・大野見南 ・奈路 ・久万秋 ・伊勢川 ・榎野々、三ツ又、長野	・避難訓練 等
民生委員・児童委員	・大野見地区民生・児童委員	・見守りが必要な世帯への個別訪問 ・保、小、中行事への参加や教育機関との意見交換 ・地域の見守り活動等への参画 ・酒なし日の旗の掲揚による健康増進啓発 ・青色パトロールによる防犯啓発活動
ボランティア団体	・おおるり会	・高齢者宅への声かけ訪問等
	・ほのぼの倶楽部「読遊会」	・ふれあい広場(モーニング)、作品展
	・大野見読み聞かせ	・保育園、小学校での児童図書の読み聞かせ
	・おおのみ自然愛好会	・清掃美化活動、植樹
	・なかよし会	・町内外の施設への慰問、踊りの披露
	・島ノ川溪谷等修景緑化推進委員会	・植樹、島ノ川溪谷でのウォーキングイベント実施
	・おおるり会	・高齢者宅への声かけ訪問等
認知症関係	・やすらぎの会	・認知症の方を介護する家族の交流の場
	・にこにこぼちぼちカフェ	・医療機関受診に繋がっていない認知症に対する不安がある方等の相談や情報交換の場
小中学校 PTA	・大野見小学校PTA ・大野見中学校PTA	

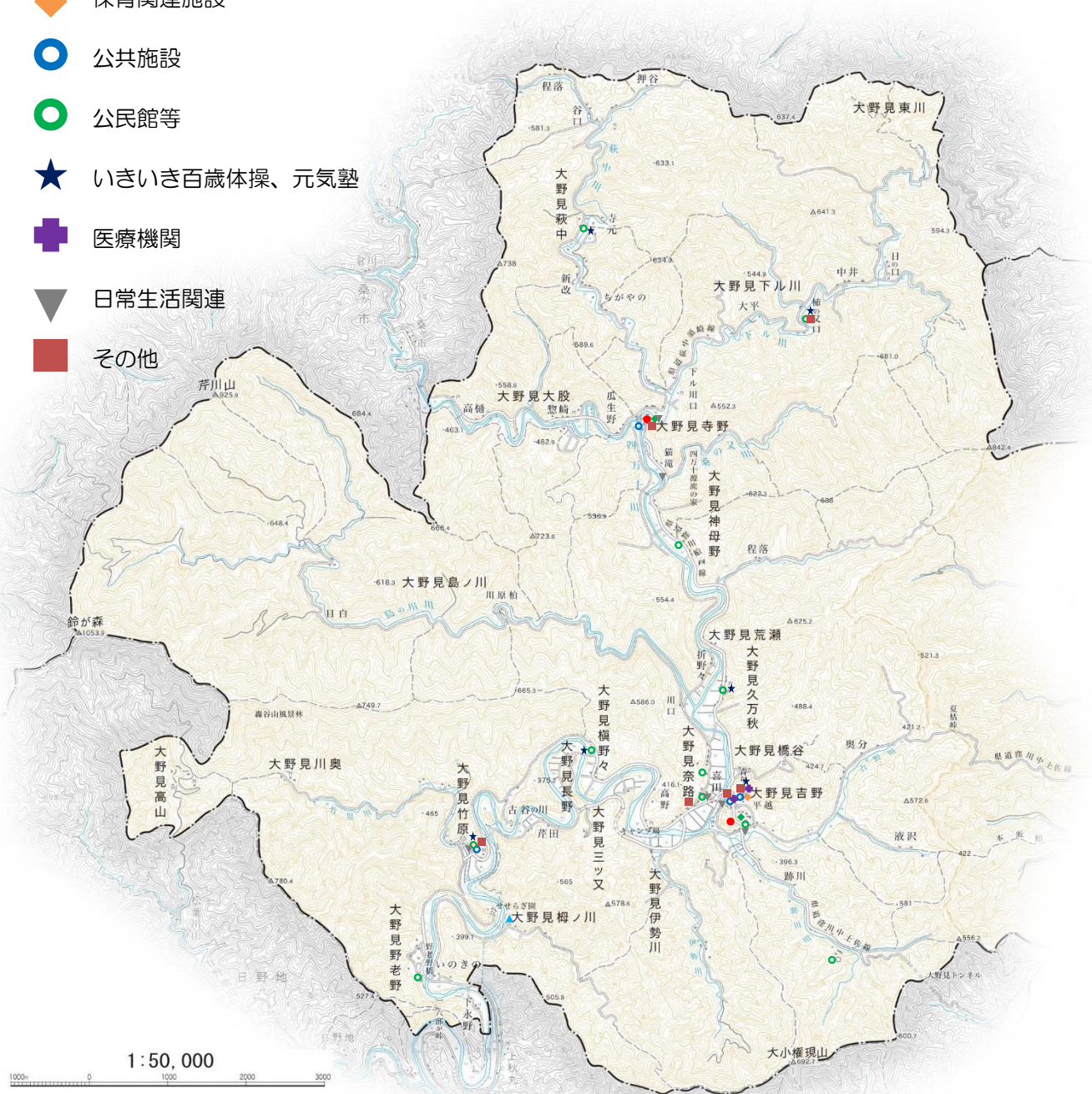
区分	名称	主な活動
老人クラブ	・伊喜奈クラブ ・下ル川老人クラブ ・槇野々老人クラブ ・神母野老人クラブ ・萩中老人クラブ ・南老人クラブ ・久万秋老人クラブ ・大股・寺野老人クラブ ・丸の内長寿会	・清掃美化活動 ・健康づくり ・研修会等への参加 ・友愛訪問
介護予防事業	・貯筋クラブ - 保健福祉センター - 旧診療所 - 久万秋 - 槇野々 - 竹原 - 北 - 萩中 - 下ル川	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・しゃきしゃき百歳体操
	・元気塾 - あじさい - ぼたん	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・生きがいづくり
地域活動団体	・エコロジーファーマーズ	・大野見米のPR、販売と大野見の地域活性化、交流、環境保全に努める
	・NPO 四万十ナイスリバー・プロジェクト	・環境保全と有効活用
	・PTA'S バンド	・歌や踊りを通じて、地域を元気に盛り上げる活動
	・WORK'S せせらぎ	・せせらぎ園職員による地域貢献班
	・やまびこの会	・地域交流と支え合い活動 清掃活動、地域行事への参加等
その他	・JA四万十女性部	

③地域資源一覧

施設	施設名
高齢者関連施設	1. ケアプランおおのみ 2. デイサービスおおのみ 3. 特別養護老人ホーム 大野見荘 4. 小規模多機能型居宅介護事業所 北の里
障がい者関連施設	1. 障害者支援施設 せせらぎ園
保育関連施設	1. 大野見保育所
教育関連施設	1. 大野見小学校 2. 大野見中学校 3. 大野見地区学童保育 いちごくらぶ 4. 大野見北小学校(廃校)
公共施設	1. 中土佐町役場 大野見庁舎 2. 大野見保健福祉センター 3. 大野見四万十民族館 4. 大野見体育館 5. 竹原体育館 6. 寺野体育館 7. 大野見青年の家
公民館等	1. 下ル川集落センター 2. 神母野集落センター 3. 萩中集落センター 4. 槇野々集会所 5. 喜田多目的集会所 6. 吉野集会所 7. 久万秋公民館 8. 奈路公民館 9. 野老野公民館 10. 南地区老人憩いの家 11. 吉野老人憩いの家
医療機関	1. 大野見診療所 2. 大野見歯科診療所(福島歯科)
日常生活関連	1. 池田商店 2. 岡田食料品店 3. 津野商店 4. みどりや 5. Yショップ大野見店 6. 中久保商店
その他	1. あったかふれあいセンターほのぼの大野見 2. あったかふれあいセンターほのぼの大野見 北サテライト 3. あったかふれあいセンターほのぼの大野見 南サテライト 4. あったかふれあいセンターほのぼの大野見 下ル川サテライト 5. 大野見駐在所 6. 四万十農協大野見支所 7. 大野見郵便局

④地域資源マップ

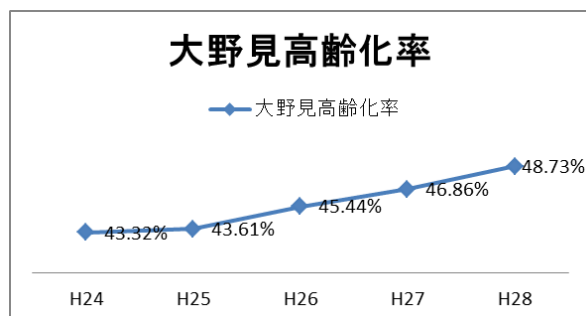
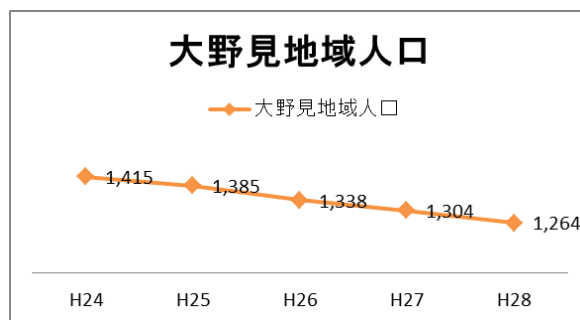
- ▲ 障がい者関連施設
- 高齢者関連施設
- ◆ 教育関連施設
- ◇ 保育関連施設
- 公共施設
- 公民館等
- ★ いきいき百歳体操、元気塾
- + 医療機関
- ▼ 日常生活関連
- その他



⑤地域の現状と課題

i. 人口の減少と高齢化

大野見の人口は、1年間に30人の割合で減少傾向にあります。また高齢化率は平成28年3月末現在で、48.73%と平成24年3月末に比べて5.41%も増加しています。人口減少と高齢化に伴い、様々な地域行事や活動の縮小、消滅が余儀なくされ、地域全体の活気も失われつつあります。さらに平成27年12月末現在の高齢者世帯は440件あり、そのうち独居高齢者世帯は92件となっています。地域での見守りやコミュニティーの場の活用など高齢者を地域で支える仕組みづくりが必要です。



ii. 健康づくり・生きがいくくり

加齢に伴う身体機能や認知機能の低下のために運転免許証を返納し外出困難になる人や、外出することを億劫に感じるなど自宅に閉じこもりがちとなる高齢者が増えています。そうした生活習慣から、身体機能、認知機能の低下を招くという悪循環に陥っています。

生涯現役で住み慣れた大野見で暮らし続けたいのは、多くの高齢者の望みでもあります。現在各地区で取り組んでいる健康づくりや生きがいくくりに住民同士が積極的な参加を促し合うことが大切です。また、新たな取り組みの必要性についても、大野見地域全体で考えていく必要があります。

	H24	H25	H26	H27	H28
65歳以上人口	613人	604人	608人	611人	616人
大野見高齢化率	43.32%	43.61%	45.44%	46.86%	48.73%



iii. 支え合い活動の継続

大野見には、『結の精神』で引き継がれる活発な地域の支え合い活動や、子どもへのかかわりや子育て支援、高齢者の見守り、環境美化活動等、地域を支えてくれる団体が数多くあります。しかし、人口減少に伴い、各地区の神祭や伝統芸能の継承と同様に各活動の継承も難しくなっています。今後さらに多様化する地域のニーズに対応するために、現在の支え合い活動を継続するとともに、新たな担い手づくり等が必要になっています。

11 事業内容

(1) 事業・活動一覧

目標	推進方策	取り組み	事業・活動名
Ⅰ 全ての世代 にわたって 相談しやすい 安心のまち、 中土佐町をつ くりまします	1 権利擁護支 援の充実	(1)権利擁護支援体制づくり	①権利擁護支援センター事業
			②成年後見制度の法人後見受任事業
			③虐待防止体制の充実
			④障害者の差別解消のための理解促進
	2 相談支援体 制・多世代のつ ながりの強化	(2)多機関の協働による包括的支援 体制構築	①多機関の協働による包括的支援体制構築事業
			②多機能型サービス体制の検討
		(1)訪問等による相談体制の強化	①分野別相談事業
			②「あったかふれあいセンター」の相談機能の充実
			③予防的訪問相談事業の実施
			①子ども・若者センター事業
			②子ども・若者支援ネットワークの構築
			③子育て支援事業
Ⅱ 「あったか ふれあいセ ンター」の機 能の充実と ともに、住民 主体の支え 合う地域づ くりを進めま す	3 地域福祉拠 点「あったか ふれあいセ ンター」の 充実	(1)地域の支え合いづくりの拠点機能 の充実	①「あったかふれあいセンター」事業
		(2)計画的な地域福祉の推進	①「あったかふれあいセンター」事業の計画的推進
			②地域ふくし活動推進委員会活動
	4 地域アクショ ンプランの推進	(1)「地域アクションプラン」の実施	①久礼地域アクションプラン
			②上ノ加江地域アクションプラン
			③矢井賀地域アクションプラン
			④大野見地域アクションプラン
	5 防災・災害時 要配慮者支援 対策の展開	(2)社会福祉協議会による組織的な 支援	①社会福祉協議会による組織的な支援
		(1)災害時要配慮者の避難支援	①自主防災組織の活動
			②避難行動要支援者支援
			③重点継続要医療者支援
Ⅲ 地域で自分 らしく暮らす ことができる ために、包 括的で、包 摂的な支援 を地域ネッ トワークづく りとして進め ます	6 住民の生活 を支える地域 ネットワークの構築	(1)高齢者等の生活支援のための地 域ネットワークづくり	①避難所運営の体制づくり
			①中土佐型地域包括支援ネットワークシステムの構築
			②小地域ケア会議の推進
		(2)見守り・支え合い活動の体制づくり	③生活支援体制整備事業
			①見守り・支え合い活動
			②民生委員児童委員活動
		(3)健康づくり活動の推進	③認知症理解啓発事業
			①ふれあい・生きがいづくり事業
			②高知家健康パスポート事業の推進
	7 「しごとづくり」 の地域ネットワ ークの推進	(1)社会参加の場と地域課題解決の ための「しごとづくり」	①生活困窮者自立相談支援事業
		(2)地域活性化事業と協働で取り組む 「しごとづくり」	②中土佐はたらくチャレンジプロジェクト
			①集落活動センターとの連携
	8 地域福祉の 人材育成の推進	(1)社会福祉協議会による担い手の 育成	②地域の活性化と地域組織の再生
			①福祉教育の推進
			②地域福祉の担い手育成
		(2) 専門職種の地域福祉への役割づくり	③ボランティア活動の支援基盤の強化
			①専門職種との連携

(2) 事業・活動の取り組み状況・課題

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
権利擁護支援センター事業	●高齢者相談は地域包括支援センター、障害者の相談は障害者生活支援センター「結」と中土佐町相談支援事業所が、生活困窮者の相談は社会福祉協議会がそれぞれ受け付け、支援している。 ●「中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査」では、制度の普及・啓発、多様化するニーズに対応する支援体制の充実が、今後の課題にあげられた。今後は制度を知ってもらうための機会を増やし、多様化していくニーズに対応していくために、総合的な支援機能を有したセンターや専門的な機関などが連携し、重層的に取り組んでいくことが望まれる。 ●相談支援機関が対応する事例では、複合的な支援課題を有した支援困難事例が増えており、法律の専門家に繋ぐ仕組みが求められている。また、複合的な課題を持つ世帯もあり、それぞれの窓口で対応するだけでは支援が行き届かない場合があるため、重層的な支援体制が必要となっている。	19
成年後見制度の法人後見受任事業	●高齢者や障害者等、自分では金銭等の管理ができない方について、個別に弁護士等の成年後見人を付けている。支援が必要な方に対しては町長申立て等による対応をしている。 ●今後も認知症等により自分で財産等の管理ができない方は増えてくることが見込まれるが、家族の支援や経済的な理由により成年後見人を付けられない人もいる。社会福祉協議会として、成年後見制度の事業の周知と合わせて、広く成年後見を受託できる体制を整える必要がある。	19
虐待防止体制の充実	●高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議において、虐待の予防と早期発見、再発防止対策等について関係機関で連携をとり、研修会の開催や権利擁護支援の専門家等に助言をもらっている。 ●気になる子ども・家庭ケースとして関係者間で情報共有し、早期発見・ケースの重篤化の予防などに取り組んでいる。要保護児童に対する事例自体も増加しているため、さらなる相談支援体制の強化が必要となっている。 ●虐待に対して、住民からの発見、通報に至るケースは少ない。関係機関の連携とあわせて、権利擁護研修会の開催等を通じて意識づくりや虐待に関する啓発を行い、地域の中での見守りや虐待の早期発見等ができる体制の強化が必要となっている。	19
障害者の差別解消のための理解促進	●公共施設のバリアフリー化の現状の把握や、中土佐庁舎の建て替えにおいて、障害者・高齢者に配慮したバリアフリー化の検討を行った。今後も施設面・意識面のバリアフリー化を推進していく必要がある。 ●地域でのイベントや研修会等に障害により参加しづらい現状がある。障害に関する理解についてはまだまだ関心度が低いため、周知が届きづらい。広報等を通じて障害者理解をすすめていく。	19
多機関の協働による包括的支援体制構築事業	●高齢者、障害者、子ども等、それぞれの相談窓口、相談部署で相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を取り支援を行ってきた。 ●複合的な問題を抱えている対象者や世帯の支援について、支援の	20

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(続き)	モニタリング調整等を行う機関(人)が明確に位置付けられていないため、情報不足や情報収集に係るロスタイム、アセスメント不足等が起こり、支援の展開が進まない事例や迅速な対応ができない事例がある。支援機関同士をコーディネートする役割や新たな社会資源の創出が必要となっている。	20
多機能型サービス体制の検討	●介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等がそれぞれで要支援者に対して支援を行っている。 ●町内で運営している障害者就労支援サービスはB型のみであり、他のサービス利用ニーズにより、近隣の市町のサービスを利用する者が増え町内のB型事業所の利用は減少している。 ●介護保険、障害福祉サービスの併用が必要であったり、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際、本人の希望するサービスにスムーズに移行できない場合がある。また、複数の支援者がそれぞれ入ることで、要支援者に対して支援者間で連携した支援が行えない場合がある。 ●町内の人口規模や地域の実情に応じたサービスの提供体制を整える必要がある。	20
分野別相談事業	●地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談・権利擁護・介護予防ケアマネジメント等を実施した。支援が困難な事例も増えているため、重度化してからの相談とならないよう、関係機関との連携・地域包括支援センターの職員の資質向上を図る等、相談へ早期対応できる体制づくりが必要となっている。 ●地域包括支援センターは、高齢者の相談機関として浸透してきた。高齢者虐待や権利擁護支援等の専門的な支援の必要な対象者や、支援が困難な対象者が増えており、困難事例も増えてきている。そういった中で、平成26年度からは、権利擁護支援の専門家を招き、支援が困難な対象者についてスーパービジョンを得ることができる体制が確保された。 ●障害児・者の相談支援事業は、障害者生活支援センター「結」と、中土佐町相談支援事業所で連携を取りながら、相談対応を行った。専門性の高い相談内容については、福祉保健所や精神保健福祉センター等につないだ。中土佐町相談支援事業所は地域活動支援センターつどい処を併設しており、障害児・者が気軽につどい、相談できる環境が整ってきている。障害者の相談支援を行う人材の確保及び資質向上を図る研修の受講が必要である。また、障害児・者への相談支援について、相談窓口の周知が必要である。 ●要保護児童等対策地域協議会や高齢者および障害者虐待防止ネットワーク会議を通して、法テラスの弁護士と連携し個別支援を行った(虐待、DV、成年後見制度等)。 ●子ども、高齢者、障害者、生活困窮者等制度のはざまにある対象者等の個別事例への支援については、主訴の明確化を図り対応方針を設定し支援の展開を図る必要がある。 ●育児への相談支援は、育児相談を毎月定期的実施し、保健師や助産師が相談支援を行った。また、保健師が来所や訪問で必要時相	22

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
分野別相談事業 (続き)	談支援を実施したり、随時、子育て支援室等でも相談に対応した。専門的な相談が必要な方については、県須崎福祉保健所が行っている「こどもの発達相談」等につなげた。ひとり親の増加、育てにくさのある子どもの増加、家庭の育児力の低下などの問題があり、子育て支援が課題となっている。 ●生活困窮の相談については、生活相談支援員を配置して相談受付体制をつくっており、必要に応じて関係機関と連携して支援を行なっている。	22
「あったかふれあいセンター」の相談機能の充実	●「あったかふれあいセンター」まんまる、寄り家、ほのぼの大野見において、相談を受け付け、関係機関につないでいる。相談については、集いの場に持ちこまれることが多い。 ●交通手段や、相談先が分からないこと等により、問題を抱えたまま重症化している場合がある。集いの場に来れない方に対しても、訪問による相談を受ける体制が必要となっている。	23
予防的訪問相談事業の実施	●生活保護に至る前の段階の自立支援強化を図るため、複合的な要因などによって既存の制度や自立相談支援機関等では十分に対応できない生活困窮者の自立に向けた相談支援の取り組みを行った。総合相談窓口の体制づくりのために、職員の資質向上及び解決に向けての検討の場の強化を図っていく必要がある。	23
子ども(・若者)センター事業	●子どもを専門的にみる施設がないため、子どもや親が気軽に相談に行ったり、必要に応じて総合的・専門的にケアできる体制が必要である。 ●町内の各学校で、不登校、特別支援学級等の保護者、子どもが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員に必要なに応じて相談できる体制があるが、より専門性のある支援が必要な家庭等もあり、支援スタッフ(専門スタッフ)の確保が必要である。また、高校中退者の情報は把握できていない。	24
子ども・若者支援ネットワークの構築	●不登校児の発生率は高くなっており、事例に困難さがみられるため、今後はより密な学校・関係機関との連携をはかり、解決に向け取り組む必要がある。継続的・長期的な支援・アプローチが必要な場合もあり、継続的な支援が可能な人材の確保が課題となっている。 ●何らかの困難さがあって、仕事に就いておらず家事も通学もしていない若者が把握できず、支援が遅れ、長期化となることでさらに支援が困難になる恐れがある。また、行政の支援者が不明確で相談窓口も周知されていない。中土佐町には既存の資源がなく、他地域の資源として『若者サポートステーション』があるが、利便性も悪いため活用しにくい。 ●関係機関で課題の共有を行うとともに、行政の相談窓口の明確化や社会とつながる場づくり等の資源の開発、支援が必要な若者を早期発見できる仕組みづくりが必要となっている。	24

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
子育て支援事業	●養育に困難さがある家庭への支援として、養育支援訪問事業や監護者不在時の子どものショートステイとして子育て短期支援事業を実施している。 ●身体的要因や社会的要因等からハイリスク妊婦、特定妊婦等に該当した方については、妊婦訪問や必要時医療機関と連携を図り、対応している。主に特定妊婦などについて母子保健分野と児童福祉部門とで情報共有を行っている。 ●発達障害の疑いがある子どもを必要な専門機関につなげる等、支援の必要な子どもがもれない支援を実施している。母子保健分野で児童福祉部門と共有が必要と思われる子どもについて必要時に情報共有を行っているが、教育部門との情報・課題共有が不十分な面もある。 ●子育て家庭の孤立感や子育てに関する負担感の軽減を図り、安心して子育てできる環境を整えることが課題となっている。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていく必要がある。今後は、関係機関の連携、地域のネットワークづくりの推進が必要である。 ●乳幼児・児童の医療費助成事業については、医療の高度化に伴い、助成医療費が年々増加傾向にある。 ●子育て支援室事業については、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行うことができている。来所のない親子に対しては、家庭訪問や子育て支援室だよりを配布するなど、声がけを行い関わりを持つ必要がある。 ●学童保育においては、施設環境の整備を改善する必要がある。	25
「あったかふれあいセンター」事業	●まんまるでは、民生委員児童委員や住民からの相談が年々増え、地域包括支援センターとの包括共有会や事業計画の進捗管理等を行う定期連絡会で事業や個別支援の共有・検討・支援の方向性を決定してきた。集まる場や、話し合いの場で、地域の状況を伝えることで、まんまるの応援・協力者から、地域のために自ら考え行動するように変化してきた。 ●寄り家では、小地域ケア会議（地区でのマップづくり）の開催により、「あったかふれあいセンター」の訪問機能の強化につながった。訪問から相談や関係機関等へのつなぎ、また住民と協力した個別支援等、あったかが拠点となり住民の課題解決に向けた仕組みができつつある。平成25年度には、矢井賀地域2か所でサテライトを開所し、「地域アクションプラン」と連動しながら運営することができた。 ●ほのぼの大野見では、学校、地域の自治組織、老人クラブ等との関係性を構築することができ、地域からの協力要請が増え、住民との役割分担ができるようになってきた。支援を必要とする高齢者への関わりが多くなり、介護施設の職員やケアマネージャーと連携、情報共有し、専門職と「あったかふれあいセンター」が役割分担を行い、支援してきた。 ●「あったかふれあいセンター」に関わる住民は、65歳以上の高齢者や小・中学生が中心となっており、20代～60代の参加が少ない。また、担い手の高齢化が進み、新たな担い手の発掘や育成に取り組む必	27

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
「あったかふれあいセンター」事業(続き)	要がある。 ●支援が必要な方を把握しきれずに個別の課題やニーズの発見が遅れ、問題が重症化する恐れがある。住民同士の繋がりを強め、早期発見、早期対応が出来る地域に応じた支え合いのネットワークづくりが必要となっている。	27
「あったかふれあいセンター」事業の計画的推進	●あったかふれあいセンター「まんまる」「寄り家」「ほのぼの大野見」の3カ所の拠点を整備した。集いの機能に訪問、相談、つなぎ、生活支援の機能を拡充した。 ●「あったかふれあいセンター」については周知がされてきており、行事の参加者や協力者は増えてきている。また、居場所、相談できる場として定着してきている。「地域アクションプラン」の進行管理を行うことにより、より住民と協議・協働できる体制ができています。 ●生活支援や見守り訪問について、職員の個別支援だけでなく、住民と役割分担し、地域住民を巻き込んだ支え合いの仕組みづくりや相談、訪問等を通じて支援が必要な方の早期発見や早期支援を行えるネットワークづくりが重要となっている。 ●「あったかふれあいセンター」の事業計画書を作成し、住民とともに協議しながら地域福祉活動に取り組むことで、新たな参加者、協力者を増やしていく必要がある。	28
地域ふくし活動推進委員会活動	●各地域において、「地域ふくし活動推進委員会」を開催し、「あったかふれあいセンター」の事業の検討や「地域アクションプラン」の進行管理を行っている。「地域ふくし活動推進委員会」だけでは地域全体を把握しきれず、「地域アクションプラン」を進めていくことが困難なため、新たな地域福祉の担い手の発掘も合わせて行う必要がある。	28
社会福祉協議会による組織的な支援	●進行管理事務局会、推進会議において「地域アクションプラン」の進行管理を行ってきた。また、推進会議では各地域の取り組み状況について情報共有を行ってきた。 ●「地域アクションプラン」の推進のため、中土佐町内はもとより先進地の好事例の共有や新たな課題に関する学びの場を持つ必要性がある。 ●「地域アクションプラン」の進行管理については各地域の「地域ふくし活動推進委員会」で行うが、中土佐町全体における進行管理は社会福祉協議会において行う必要がある。また、「あったかふれあいセンター」のみで地域福祉を進めることは困難であり、社会福祉協議会全体の支援が必要である。「地域アクションプラン」の推進における好事例については、中土佐町全体への波及についても検討が必要である。	38
自主防災組織の活動	●自主防災組織は98.6%の組織化が図られたが、加入者の高齢化がみられ幅広い層からの参加が得られていない。 ●自主防災サミットなどの開催を通じて、自主防災会の組織化の取り組みを進め、平成28年度には中土佐町自主防災会連絡協議会を設立した。今後は組織による防災体制の充実強化を図っていくことが必要となってくる。また、自主防災会の組織間の連携が必要となっている。	40

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
避難行動要支援者支援	●平成26年度からは災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が行政に義務付けられ、その名簿に基づき個別避難支援計画の作成を行った。防災地域担当制を配し、各地域において町職員が主体となって計画の作成等に取り組んだ。避難行動要支援者は、避難訓練への参加が困難なこと等により、計画の見直しが十分に行えていない。また、計画作成する段階で支援者がいない要支援者も多く地域とのつながりづくりが必要となっている。 ●町内一斉避難訓練を実施し、避難訓練参加を促したが、自主防災組織と十分に連携ができておらず、地域での避難訓練の実施や要支援者の避難訓練への参加ができていない。避難行動要支援者の支援を行いながら実施できる避難訓練の開催が必要である。	40
重点継続要医療者支援	●在宅酸素療法及び人工透析患者の名簿を作成した。今後は必要に応じて災害時個別支援計画の策定が必要となっている。 ●HOTステーションの設置場所等の検討を行ったが、災害時において、設置場所や域外搬送の集合場所までの移動が困難であり、個別対応等県や消防との協議、連携が必要である。	40
避難所運営の体制づくり	●避難困難地の解消に向けて、津波避難タワー、津波避難路等の整備、避難所運営に必要な物資・資機材の備蓄を行った。災害に応じた避難所や避難経路について、住民に対して更に周知啓発が必要である。 ●平成27年度に上ノ加江小学校避難所運営マニュアルの策定を行った。「避難所運営マニュアル」作成地域を今後も増やしていく予定であり、策定後の運用について取り組みが必要となっている。 ●福祉避難所については、町内4ヶ所と協定を結んだ。災害時に活用できる体制を整えるため、施設と連携し、訓練等を実施する必要がある。	41
中土佐型地域包括支援ネットワークシステムの構築	●地域包括支援センター業務を中心に、把握した地域課題を解決するための協議の場ができた。 ●各「あったかふれあいセンター」単位で日常生活状況等が気になる対象者について、地域包括支援センター、中土佐町相談支援事業所、社会福祉協議会等の支援者が情報共有や検討をする場ができた。また、小地域ケア会議・つながる安心カード・見守りマップづくりなどを通じて、住民とともに見守り活動を実施した。 ●支援課題が複数あり支援の困難性の高い事例や、世帯構成員に複数の要支援者のいる家庭が増えている。個別支援にあたっては、支援機関の重層的・一体的な取り組みが必要となっている。 ●認知症初期集中支援チーム定例会等、町内の医療機関や事業所と連携を図り対応できる体制ができた。 ●平成28年から精神科医療と保健福祉の連携について、一陽病院との連絡会議が発足し定期的に連携会議を開催している。 ●生活困窮者のケース対応からも医療受診が必要なケースもあり今後は医療との連携を密にしていく必要性がある。	44

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
小地域ケア会議の推進	●小地域ケア会議の実施状況に地域差があるため、地域の実情に応じて会議を開催していく等、地域課題解決に向けた取り組みをさらに進める必要がある。 ●久礼地域においては、小地域ケア会議の開催ができていない。対象地域も広く、課題も見えにくい。 ●上ノ加江、矢井賀地域において定期的に小地域ケア会議を開催している。あったかふれあいセンター、社会福祉協議会、行政、住民がマップを囲んで地域の支援が必要な方や地域課題について検討している。上ノ加江地域においては、「おとなりふれあい会」が立ち上がり、地域住民で見守りを行う体制ができています。小地域ケア会議への参加者も高齢化が進んでおり、新たに地域に関わることができる住民の発掘も課題となっている。 ●大野見地域において、「つながる安心カード」の作成・更新のため、あったかふれあいセンター、社会福祉協議会、行政、住民がマップを囲んで訪問前後に小地域ケア会議を開催し、地域の状況等の把握、情報共有を行っている。複数年で各地域を回っているため、事前・事後会議（小地域ケア会議）の開催が数年後となることもある。情報の更新や地域と関わりの継続が必要となっている。	44
生活支援体制整備事業	●地域包括支援センター業務を中心に、把握した地域課題を解決するための協議の場が健康福祉課内に発足した。生活支援サービスの体制整備を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体の開催や「地域ふくし活動推進委員会」と連携した地域課題解決に向けた取り組みを実践している。生活支援コーディネーターが各介護予防事業や「あったかふれあいセンター」等と連携し、地域課題の洗い出しを行った。地域課題の把握やニーズへの対応について、サービス事業者だけでは解決できない制度のはざまの支援が必要な場合がある。 ●協議体を開催し、地域課題の共有、要支援者の支援の必要性について検討した。「地域ふくし活動推進委員会」を第2層協議体と位置づけ、各地域における地域課題の検討の場とした。 ●高齢者福祉事業について、さらなる周知や利活用の促進についての働きかけやニーズの把握が必要である。また、新総合事業のサービスとのさび分けが必要となっている。	45
見守り・支え合い活動	●地域包括支援センターは、民生委員児童委員や地域住民らの相談に対応するとともに、見守り支え合いの必要な人については「あったかふれあいセンター」や民生委員児童委員に繋げている。つながる安心カードの普及やマップづくりを通した「地域アクションプラン」の推進により、小地域単位での見守り・支え合いのネットワークが構築された。 ●高齢者や障害者等、生活に困難さのある方に対して、今後も地域で、見守り・支え合いができる意識啓発や体制づくりが必要である。 ●年齢や障害の有無に関わらず、生活上で見守りが必要な方については、民生委員児童委員がそれぞれの方法で見守り活動している。 ●要保護児童対策地域協議会等で関係機関が情報共有し、子ども、子育ての支援を行ってきた。養育環境に支援が必要な家庭が増えており、公的サービスのみならず、日頃から子どもや子育てに地域住民が	47

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
見守り・支え合い活動 (続き)	協力できるよう、意識啓発が必要となっている。今後、子どもを取り巻く環境においても個別支援が必要なケースが増えると予想されるため、教育と福祉が連携して支援にあたれるよう支援体制の充実が必要である。 ●小地域に向けた認知症理解や権利擁護の啓発等の講座や研修会を実施し、また多世代の交流会を開催することで、地域における見守り・支え合いの意識づくりと体制づくりを推進した。少子高齢化、独居高齢者世帯や認知症高齢者など家族がいても支援が難しい方が増えてきているため、困りごとを抱えた住民の早期発見等につながる体制・活動をより充実させるため、今後も地域で、見守り・支え合いができる体制づくりが必要である。 ●障害についての正しい理解や障害への関心を高め、地域の見守りにもつなげていくことが必要となっている。	47
民生委員児童委員活動	●久礼、上ノ加江・矢井賀、大野見の3つの地域に分けて活動している。月に1回地域ごとに開催する定例会や年2回開催している総会で、活動内容の検討や勉強会を行い、各地域の実状に沿った活動を推進している。 ●民生委員児童委員協議会の体制整備や地域での見守り・支え合いの仕組みづくりにおいて、住民や行政、社会福祉協議会(あったかふれあいセンター含む)等が情報共有や役割分担を行い、個別支援に取り組んでいる。民生委員児童委員の活動だけでは対応できる範囲等に限界があるため、役割分担・情報共有を行いながら見守り等を行っていく必要がある。 ●社会福祉協議会は、民生委員児童委員、主任児童委員と、上ノ加江・矢井賀、大野見地域の新生児や乳児を訪問し、地域で生まれた子どもを早期に把握している。 ●学校を通した子育て世帯への働きかけや、社会福祉協議会事業・「地域アクションプラン」等への参加・協力により、地域住民や関係機関と連携した地域づくりに取り組んでいる。	47
認知症理解啓発事業	●認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトの養成や活動支援に取り組んだ。認知症サポーターの活動の充実には取り組めなかった。 ●今後も認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトを養成するとともに、継続して活動できる体制づくりが必要となっている。 ●認知症キャラバンメイトのスキルアップや活動の場を広げていくことが課題となっている。今後も社会福祉協議会の強みを活かした事業展開を図っていくことが効果的と考える。 ●認知症の方やその家族、支援者、専門職等が集い、認知症の人を支える取組やつながりを支援するため、町内3カ所でこにこぼちぼちカフェ(認知症カフェ)を開設している。 ●認知症初期集中支援チームを発足し、医師・専門職・認知症地域支援推進員で早期対応について検討することができるようになってきた。	47

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
ふれあい・生きがいづくり事業	●元気塾・貯筋クラブは、介護予防の中核として、活動してきた。貯筋クラブは運動内容にも広がりが見られ、参加者の身体機能の維持に役立っている。 ●シルバー人材センターの活用や事業補助を行い、高齢者の働く場の確保を行った。今後も引き続き、会員の増加を図る必要がある。 ●老人クラブにおいては、各単位クラブの育成、活動推進への協力を行い老人クラブ活動の充実強化を図っている。老人クラブ、障害者協議会ともに会員の減少が著しい。 ●平成27年度から、全地区で実行委員会を立ち上げ、敬老会を開催している。敬老会については、地区主体で実施している地域と社会福祉協議会の協力が必要な地域がある。 ●65歳以上の独居の方に日帰り旅行を通じて相互の交流と親睦を図るために年に1回ひとり暮らし老人の集いを実施している。 ●高齢者等外出支援事業については、事業の周知がされてきた。重度の障害者には、福祉タクシーチケットと合わせて、障害者外出応援事業としてタクシー・ガソリン券として利用できるチケットを交付したことにより、通院にかかる負担軽減、生活活動範囲の拡大が図れた。高齢者等外出支援事業の利用者の拡大のためさらなる周知が必要。高齢者の外出や移動に関するニーズ把握を行うとともに、バス路線や、バスパスの使用について、利用しやすい方法を検討していく必要がある。 ●地域活動支援センターつどい処が開所し、障害者の集いの場となっている。障害児長期休暇支援事業を毎年定期的に開催することで、障害児の居場所、体験の場、また保護者の負担軽減につながっている。地域活動支援センターつどい処の周知が必要。 ●3か所の「あったかふれあいセンター」は誰もが集い、交流できる場になっている。	49
高知家健康パスポート事業の推進	●平成28年度まで、町独自で健康マイレージ事業を実施した。平成29年度からは高知家健康パスポート事業へ移行する。町民の健康づくりの活性化に向け、事業の普及啓発を行うとともに、事業参加団体での使用、寄付できるよう、参加団体等に協力を促す。健康づくりマイレージ事業から高知家健康パスポート事業への滞りない移行に向け、住民への周知が必要。	49
生活困窮者自立相談支援事業	●「地域における生活困窮者支援のための共助の基盤づくり事業」において中土佐町内の未就労者実態把握調査を行なった。 ●就労準備訓練事業所として、町内2か所の事業所・団体が同意し受け入れを開始している。 ●地域から孤立している状態にある人に対して地域社会に参加することを支援する必要がある。 ●経済的な困窮からの脱出が将来課題のひとつであるため、安定した収入が確保できるような町内での「しごとづくり」や「しごと」の経験を積む場が必要となっている。	51
中土佐はたらくチャレンジプロジェクト	●未就労者調査の結果を踏まえて、平成28年度から「中土佐はたらくチャレンジプロジェクト」を開始している。就労準備訓練事業所として、町内2か所の事業所・団体が同意し、受け入れを開始している。	51

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
中土佐はたらくチャレンジプロジェクト(続き)	●対象者と事業所とのマッチング、事業所見学、体験などの受け入れ調整、体験後の対象者と事業所の各振り返りを行い効果、課題を確認した。 ●経済的な困窮からの脱出を将来課題としており、家計相談をはじめ安定した収入が確保できるような町内での「しごとづくり」や「しごと」の経験を積む場が必要となっている ●従来から就労に向けて取り組みをしてきた障害者と、本人との接点づくりから始める未就労者への支援はスタートラインが違い、それぞれに応じたアプローチ方法が必要。 ●特別支援学校以外に進学した障害や生活のしづらさのある子どもで、高等学校在学中に生活のしづらさを感じていても、卒業後の福祉的支援へのつながりが難しい現状がある。また、一般事業所に就職して適応できず、離職し孤立している場合もある。	51
集落活動センターとの連携	●大野見南地区については、平成28年度に新たに集落活動センター拠点施設を整備した。施設の持続可能な運営のため、より具体的な活動内容の協議を行い、一定の収入源となる収益活動を検討・実施する必要がある。「あったかふれあいセンターほのぼの大野見」のサテライトとの連携を図る必要がある。 ●大野見北地区については、北地区振興会が中心となってワークショップ等で集落活動センターの検討を行っているが、北地区全体への周知が十分なされていない状況にある。今後、活動を実施していく場合に地域住民の参加・協力が得られるような工夫が必要と思われる。	52
地域の活性化と地域組織の再生	●各地域活動組織により、地域の活性化へ向けた活動の推進が図られた。大野見北地区及び南地区については、集落活動センター設立準備をしており、住民の地域活性化へ向けた機運が高まっている。矢井賀地区については、地域の活性化へ向けた活動を行っているが後継者不足の課題がある。 ●地域課題に対して、小単位の地域と行政が一体となって課題解決に取り組み、各地域間の連携を図り、町全体としての協働の町づくりに繋げていく必要がある。 ●SEAプロジェクト等の行政の地域活性化事業と連携し、未就労者のはたらく場、就労体験の場のひとつとして協議していく。	52
福祉教育の推進	●町内の各学校の総合学習の一環として、元気塾・あったかふれあいセンターとの交流や障害者の事業所、介護施設などとの交流を実施している。 ●生涯学習について、大野見地区、矢井賀地区等において生涯学習フォーラムを開催する等、住民への普及啓発を行った。 ●共同募金から福祉活動推進校に対し、活動費の助成を行った。 ●「あったかふれあいセンター」や社会福祉協議会事業で小・中学生や一般住民を対象に研修会や学びの場等を実施している。今後も、「地域アクションプラン」と福祉教育を連動させながら、20～60代を巻き込んだ取り組みを行う必要がある。 ●教育委員会・社会福祉協議会・健康福祉課等で福祉教育の推進方針について協議し、協議結果にもとづいて役割分担を行い、関係機関	54

事業・活動名	取り組み状況・課題等	ページ
福祉教育の推進 (続き)	との協力体制で実践していく必要がある。 ●社会福祉協議会で福祉教育を一体的に取り組む体制づくりが必要である。	54
地域福祉の担い手育成	●地域住民に向けては、「あったかふれあいセンター」事業を中心に住民とともに活動を行うことによって、地域福祉活動に参加参画する住民が増えた。また、社協だより・ホームページを活用して情報提供も行ってきた。 ●現在地域の担い手として活躍してくれている民生委員児童委員・老人クラブ・地域ふくし活動推進委員・元気塾や貯筋クラブのスタッフ等は複数の役を担っていることも多く、各種団体の高齢化も進んでいるため、後継者を育成する必要がある。	54
ボランティア活動の支援基盤の強化	●社協だよりやHP等を通じて、町内のボランティア団体の紹介やボランティア情報の提供を実施している。 ●ボランティアセンターは、住民やボランティア団体へ情報提供を行う必要がある。地域のニーズを踏まえたボランティアの育成など取り組みを充実強化していく必要がある。 ●平成27年度に災害ボランティアセンター連絡会を立ち上げ、平成27年度、28年度は久礼、上ノ加江、大野見の3か所で住民を対象に運営模擬訓練を実施している。 ●大規模災害後、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営に主体的に関わることのできる住民が少ないため、地域住民に対し、災害ボランティアセンターについての周知が必要である。	54
専門職種との連携	●社会福祉協議会は、専門職種と連携し、地域福祉を推進する必要がある。	55

12 用語集

用語	説明
あったかふれあいセンター	子どもから高齢者、障害を問わず誰もが集い、支援を受けることができる小規模多機能型支援拠点。地域福祉の拠点として、集い、訪問、相談、つなぎ、生活支援、送迎、交わる等の機能を有する。
あったかふれあいセンターサテライト	月に一度各地域において、集いの場を開所している。あったかふれあいセンター寄り家は大矢井賀地区、小矢井賀地区で、あったかふれあいセンターほのぼの大野見は、北地区、南地区、下ル川地区で開所している。
介護予防	要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。
かわら版	策定委員会の状況等についての広報誌。全戸配布を行った。
基盤強化計画	人材育成や財政基盤、社会福祉協議会の理念や目指すべき方向性を明確にし、役員と職員が一丸となって組織体制の強化や事業推進に取り組むための指針。
協議体	地域で必要とされながら不足している活動・サービスや担い手を地域でつくり出したり増やしたりするために、専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進める場。
ケアマネジャー	介護保険法において、要支援、要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業者との連絡・調整等を取りまとめる者。介護支援専門員。
健康マイレージ事業	町民が、健康づくりや地域活動に継続的に取り組み、町民の健康増進と地域福祉の向上を図るため、健康増進事業や地域活動への取り組みをポイント化し、健康増進事業等への積極的な参加を図る事業。平成23～29年実施。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者・障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
権利擁護支援センター(仮称)	認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方等の権利擁護に関する相談や支援活動、虐待を防ぐための取り組み等、権利擁護に関する様々な取り組みを関係機関等と連携して推進することを目的に設置するセンター。
高知家健康パスポート事業	県内のスポーツ施設や飲食店などで提示するだけで特典が受けられるパスポート。健康づくりに取り組んでヘルシーポイントをためることができる。
合理的配慮	障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと。
高齢者外出支援事業	高齢者や障害者等の移動困難者について、タクシー料金の一部助成や路線バスの乗車賃を無料化にすることにより、高齢者等の社会活動の範囲を広め、生活の質及び福祉の向上を図り、介護予防に寄与することを目的とした事業。
国勢調査	国勢統計を作成するために、「日本に居住している全ての人及び世帯」を対象として5年おきに実施される、国の最も重要かつ基本的な統計調査。

用語	説明
個別避難支援計画	避難行動要支援者名簿登載者で、同意を得たものについて、個別に災害時の避難について定める計画。
災害時個別支援計画	個々の患者ごとの地域の特性や支援者の状況を考慮し、発災後の対応を患者とその家族及び関係者で共有するために作成する計画。
災害時要配慮者	災害対策基本法に規定する、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者。そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」という。
災害ボランティアセンター	主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
SEAプロジェクト	町内産品の戦略的販売施設の整備を進め、ここを拠点として、まち全体の魅力を発信するとともに、雇用拡大、交流人口拡大を図り、まちの魅力と地域経済を向上させていく取り組み。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立される、社会福祉法第22条で定義された法人。
重点継続要医療者	人工呼吸器使用や酸素療法などの医療ケアや特殊な薬剤の服用が継続できないと生命の維持に関わる難病等の慢性疾患患者。
集落活動センター	地域住民が主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所等を拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、産業、生活、福祉、防災といった様々な活動に総合的に取り組む仕組み。
障害児長期休暇支援事業	特別支援学校等に通う障害児の夏休み等の長期休暇期間中に、日中活動の場を提供することにより、障害児の健全育成を図るとともに、家族の介護負担を軽減することを目的として実施する事業。
小地域ケア会議	小地域を開催単位として、地域住民と行政、専門職等が参画し、要援護者等の支援とともに地域課題について協議検討する場。
シルバー人材センター	60歳以上の人が経験や技術を生かし、会員登録を行い、臨時的・短期的・その他軽易な仕事を提供する機関。
(地域福祉計画) 進行管理事務局会	地域福祉計画の活動の実績から分かった課題等を、行政や社会福祉協議会との連携や支援が必要なものについて進行管理を行う場。
(地域福祉計画) 推進会議	施策の実施状況の点検・評価・見直しなどを行うとともに、他の関係福祉計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、適宜必要な計画の見直しを行う場。
スーパービジョン	対人援助職者が指導者(スーパーバイザー)から教育を受ける過程。指導者が援助者と定期的に面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的とする。
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校などの問題に対して、主に福祉的な視点から解決を図る人。担任教師とともに児童・生徒の家庭を戸別訪問したり、教師や保護者に助言したりするほか、児童相談所や医療機関などと連携して問題解決にあたる。
生活困窮者自立支援事業	「生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まいなどさまざまな面で支援するもの。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、支援する。

用語	説明
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。地域支え合い推進員。
生活支援体制整備事業	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に実施する。協議体や生活支援コーディネーターを配置する。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方の、財産管理や、介護保険サービス等の契約締結等を後見や補佐し、支援する制度。
第1層協議体	市町村区域で資源開発を中心とした活動を行う。地域で必要とされながら不足している活動・サービスや担い手を地域でつくり出したり増やしたりするために、専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進める場。
第2層協議体	中学校区域での協議体。第1層の協議体の活動を展開する場。ネットワークの構築や地域における多様な活動、生活支援サービスが地域に根ざして活動できるように支援する場。
地域アクションプラン	久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見、それぞれの地域特性を踏まえ、各地域において「めざす姿」の実現に向けて取り組むための行動計画。
地域カルテ	「地域アクションプラン」の策定にあたって、地域の概況、基本データ、地域資源の整理等を行い基本分析し、「課題の共有」と「見える化」を図ったもの。
地域ふくし活動推進委員会	久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見地域の各地域課題の解決に向けて住民が関係機関と協力しながら取り組み、また、住民同士のつながりを強め、地域づくりへ参画することを目的に設置されている。
地域福祉コーディネーター	地域福祉の拠点を中心に地域や関係機関のネットワークを構築しながら、地域ニーズや課題に対応した支え合いの仕組みづくりを推進する役割を担う。「あったかふれあいセンター」のコーディネーターが該当する。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。
中間的就労	一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと。
つながる安心カード	緊急時等に緊急連絡先、病院の情報等を確認できるカード。本人、あったかふれあいセンター、社会福祉協議会、消防で情報共有をしている。大野見、矢井賀地域で普及している。
DV	配偶者や内縁関係または恋人など近親者間でおこる暴力全般のこと。ドメスティックバイオレンス。
中土佐型地域包括支援ネットワークシステム	制度サービスだけでなく、隣近所同士の力や関係機関等の連携や地域の中で要援護者のニーズを発見し、保健、福祉、医療、介護の専門機関や地域住民など、地域全体で連携して支援する取組を地域資源を有効活用し、効果的に果たせるよう機能させるもの。

用語	説明
中土佐町人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生法(平成26年)に基づき、中土佐町における人口の現状分析及び、人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すもの。
中土佐町総合振興計画	中土佐町の各種計画の最上位計画であり、総合的な行政運営の指針となるだけでなく、住民や事業者と行政の協働のまちづくりの指針となるもの。
中土佐はたらくチャレンジプロジェクト	未就労者や障害者が町内での、社会参加の場・地域活動に参加する機会・一般就労に向けて働く経験が出来る場やプロセスの創出に取り組む。
にこにこぼちぼちカフェ(認知症カフェ)	認知症の人やその家族等が、できるだけ早い時期に気軽に相談できたり、介護負担を軽減したり、当事者の居場所を提供したり、必要な情報などを得ることができる場。月3回、久礼、上ノ加江、大野見で開催している。
日常生活自立支援事業	地域の支援員が福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それに伴う日常的金銭管理などを行う。
認知症キャラバンメイト	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるように温かく見守り、支援する応援者。
発展強化計画	事業や組織・財務等を量的・質的にも見直し、町行政施策との緊密な連携、独創的なアイデアによる自主財源の積極的な獲得・活用を含め、より重点的で具体的な取り組みを中期的に推進していく体制を強化していくための指針。
PDCAサイクル	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実行し、評価の結果から改善し、最初の計画の内容を継続・修正・廃止に改善し、次の計画に結び付ける。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者。
避難所運営マニュアル	平成27年度に上ノ加江避難所運営マニュアルを策定。自主防災組織等の住民が主体となり、避難所の運営方法について記載したマニュアル。
福祉避難所	高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた施設。
包摂的	生活に困難を抱えた方などが排除されることなく、社会で包み込むこと。
HOTステーション	「在宅酸素療法(HOT)」を利用する方が災害時等に酸素濃縮装置等を利用することができる場。
まち・ひと・しごと創生総合戦略	「まち・ひと・しごと」創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に5か年の政策目標や施策をまとめたもの。
要保護児童等対策地域協議会	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童等の早期発見、要保護児童等に対しての迅速な支援の開始、関係機関等の情報の共有化等を目的とする。

中土佐町第2期地域福祉計画

発行日：平成 29 年 3 月

平成 31 年 3 月一部改訂

令和 2 年 3 月 一部改訂

発行者：中土佐町健康福祉課

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6584-1

TEL：0889-52-2662・FAX：0889-52-2432

<http://www.town.nakatoso.lg.jp>

社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 52 番地 2

TEL：0889-52-2058・FAX：0889-52-3898

<http://www.nakatoso-shakyo.or.jp>